

砥 部 町 議 会  
令 和 7 年 第 3 回 定 例 会  
会 議 錄

## 令和7年第3回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和7年9月11日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開会	令和7年9月11日 午前9時30分 議長宣告			
出席議員	1番 大平将司 2番 木下いずみ 3番 佐野沙知 4番 高橋久美 5番 日野恵司 6番 木下敬二郎 7番 柿本 正 8番 東 勝一 9番 原田公夫 10番 小西昌博 11番 佐々木公博 12番 松崎浩司 13番 佐々木隆雄 14番 面岡利昌 15番 三谷喜好			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長 古谷崇洋 副町長 門田敬三 教育長 大江章吾 総務課長 松田 勲 企画財政課長 小中 学 地域振興課長 善家孝介 商工観光課長 森本克也 税務課長 佐々木毅 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 白形大伸 子育て支援課長 堀潤一郎 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 町民課長 土居 透 上下水道課長 松田博之 会計管理者 古川雅志 学校教育課長 伊達定真 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 酒井英生			
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7番 柿本正 9番 原田公夫			
傍聴者	13人			

令和 7 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

令和7年第3回砥部町議会定例会

令和7年9月11日（木）

午前9時30分開会

○議長（東勝一） ただいまから、令和7年第3回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 令和7年第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、残暑厳しい折、また公私とも何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件を御審議賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、今年は異例の早さで梅雨明けとなりましたが、以降、現在に至るまで厳しい暑さが続いております。出水期における豪雨災害に代わり、熱中症患者の増加や、渇水による水不足が懸念されておりましたが、本町においては現在のところ大きな影響は出ておりません。先週末には台風15号の影響で、本町においても自主避難所を開設いたしましたが、避難者や被害はなく、農家の方々にとっては、昨日からの雨も併せ、久々の恵みの雨となったのではないでしょうか。一方、他県では、台風15号や8月上旬の大雨により建物被害とともに人的被害も発生しており、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。私が町長に就任してから7か月が経過し、議員の皆様からも御指導いただきながら、職員とともに様々な経験を積ませていただいておりますが、大きな災害に見舞われていないことに感謝しつつ、有事にあって適切な判断ができるよう情報収集に努めるとともに、更なる防災・減災の取組の必要性を強く感じているところでございます。先日は、南海トラフ地震における愛媛県被害想定調査の中間報告が発表され、今議会でも多くの議員の皆様から、防災対策に係る一般質問をいただいておりますが、改めて、住民の皆様が安全に、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。また、7月には国政の行方を占う参議院議員通常選挙が行われましたが、自民・公明両党は過半数を獲得できず、衆議院に続き、与野党の勢力図が大きく変わる結果となりました。本町も含め、全国的に投票率が前回を上回る結果となったことは、政治への関心が高まったとも言えますが、国内外に様々な課題を抱える中、与野党対立による国政の停滞が懸念されるところでございます。7日には、石破首相が退陣を表明されましたが、日本経済の立て直しに向け、政治的空白を最小限にとどめ、与野党が協調して対策を講じていかれるよう期待しております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。関係法律に係る報告が2件、条例の一部改正及び廃止に関する議案が9件、令和7年度補正予算に関する議案が6件、令和6年度決算認定が7件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件が2件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東勝一） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番柿本正議員、9番原田公夫議員を指名します。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（東勝一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る9月5日開催の議会運営委員会において、本日から19日までの9日間としてしております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの9日間に決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（東勝一） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので御報告します。次に、監査委員より、7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について御報告します。8月8日に松山市で開催された愛媛県町村議会議長会令和7年度第1回町議会議員研修会に全議員を派遣し、地方公共団体制作支援機構上席研究員の渡辺太樹氏と弁護士の帖佐直美氏の講演を聴講しました。次に、委員会の委員派遣について御報告します。議会広報常任委員会が8月28日から29日まで、東京都で令和7年度町村議会広報研修会、埼玉県杉戸町において議会だよりの編集について、それぞれ議員研修及び視察研修を行った旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第4 行政報告

○議長（東勝一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和7年6月議会後からの行政報告を行います。総務課。第27回参議院議員通常選挙を7月20日に執行しました。選挙区の投票並びに開票の結果は記載のとおりです。企画財政課。（1）6月2日から8月18日までの落札の状況です。入札件数41件、設計総額5億2,731万5,000円、落札総額4億8,000飛び13万2,000円、落札率91.1%、内訳は表のとおりです。（2）5月19日、日本郵便株式会社と包括的連携協定を締結しました。これにより、郵便局のネットワークを活用し、地域住民の利便性の向上などを図っていきます。次のページをお願いします。（3）7月28日、株式会社WiseVineと予算編成行政評価業務の改善及びDX推進に関する連携協定を締結しました。これにより、予算編成業務等の効率化などを図っていきます。税務課。令和6年度に実施した定額減税補足給付

金の額に不足がある人に対して、追加で給付金を支給しました。詳細は記載のとおりです。介護福祉課。物価高騰による生活費の負担増を踏まえ、令和6年度市町村民税非課税世帯に対して、(1) 物価高騰支援給付金及び(2) 子ども加算金を支給しました。詳細は記載のとおりです。町民課。8月29日、日本郵便株式会社と指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定に係る協定を締結しました。これにより、町内3か所の郵便局と連携し、熱中症の防止対策を図っていきます。次のページをお願いします。上下水道課。8月末時点の主要工事の進捗状況です。令和6年度からの繰越分の①第7配水池築造工事1期及び②第7配水池電気計装、滅菌設備工事1期は8月31日に完成しました。以上で行政報告を終わります。

○議長（東勝一） 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 一般質問

○議長（東勝一） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。5番日野恵司議員。

○5番（日野恵司） 5番日野恵司でございます。本日の質問は、現在、事業が推進している中の、中身の問題についての御質問を行いたいと思います。まず1番目でございます。企業との連携協定についてでございます。近年、全国の自治体においては、行政の持つ公共性や地域課題解決力と、民間企業の持つ専門的な技術やノウハウ、資源を相互に活用することを目的に、企業との協定を結ぶ取組が広がっております。特に防災分野では、災害時の物資供給や輸送支援、福祉分野では、高齢者の見守りや生活支援、教育分野におきましては、ICT活用のキャリア教育の推進など、多岐にわたる連携が進められております。本町におきましても、いくつかの企業と協定を結んでいるということを承知しておりますが、その具体的な目的や期待される効果、さらには、協定が実際の現場でどのように生かされているかという点については、町民に十分に伝わっていないのではないかと感じております。単なる企業のPRにとどまらず、本当に町民生活の安心・安全や利便性の向上に資するものとなっているのかを、検証する必要があろうかと思います。加えて、他自治体の先進事例を踏まえつつ、本町として、今後どのような分野で新たな協定の可能性を探すのか、その方向性を示すことが求められているのではないでしょうか。町長の御所見をお願をしたいと思います。大枠2番目の質問でございます。GIGAスクール構想の成果と課題について。GIGAスクール構想は、文部科学省が推進する児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信環境の整備を柱とした教育ICT政策であり、教育の個別の最適化や協働的な学びの充実を目的として、全国的に導入をされた訳でございます。本町におきましても、整備から5年が経過をしております。学校現場の端末活用が進められてきたところでございます。しかし一方で、端末の利

用状況には、学校や教員間の差があること、情報モラル教育や健康面への配慮、また、家庭環境による格差などの課題も指摘をされております。また、機器の更新費用や維持に伴う財政負担も、今後の課題となっております。つきましては、本町におけるG I G Aスクール構想のこれまでの成果と課題を整理した上で、教育効果を更に高めるために、今後どのような改善・発展をさせていく考え方あるのかどうか、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。以上2問、よろしくお願ひをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えいたします。初めに、企業との連携協定についてとの御質問ですが、日野議員の御質問にありましたとおり、全国の多くの自治体で民間企業の持つ専門的な技術やノウハウを地域課題の解決に生かす取組が進められており、本町においても、いくつかの企業と連携協定を締結しております。しかしながら、御指摘のとおり、これらの協定の具体的な内容や、町民生活にどのように役に立っているのかという点について、十分な情報発信ができていないことが課題であると認識しております。今後の対策・方針といたしましては、まず、既存の連携協定について、活動状況や成果を、町広報誌やホームページ等を通じて、町民の皆様に分かりやすく情報提供してまいります。単なる協定の存在を伝えるだけでなく、実際にどのような効果をもたらしているのか、具体的な事例を交えてお伝えすることで、協定の意義を再認識していただきたいと考えております。また、他自治体の先進事例も参考にしながら、新たな分野での連携の可能性についても研究してまいります。特に、高齢者見守りサービスや、環境保全、デジタル技術を活用した住民サービスの向上といった分野は、本町の将来にとって重要な課題であると認識しており、民間企業の専門的な知見やノウハウが有効に活用できるものと考えます。今後は、これらの分野に特化した連携協定を模索するとともに、町民の皆様の御意見も参考にしながら、本町が目指すべき連携協定の方向性を明確に示してまいります。次に、2点目のG I G Aスクール構想の成果と課題についてとの御質問につきましては、教育長が答弁いたします

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 日野議員の御質問にお答えをいたします。G I G Aスクール構想の成果と課題について、今後の展開も含めての御質問でございますが、まず、これまでの成果といたしましては、令和2年度末にタブレット端末を整備し、I C Tを活用した学習環境を整備をいたしました。そのことによって、それまでできなかつたeスタの活用、デジタル学習でございますけれども、その活用、また、E I L Sの導入によるテストの効率化、オンライン交流、電子図書館の利用、授業課題に対する迅速かつ多様な調査などができるようになり、学習活動の幅の拡大、教師の授業改善、学習の個別化と協働化などが図られ、主体的、創造的に取り組む態度の育成につながる教育の充実に寄与をしております。一方で、通信機器や環境の安定度、教員のスキルやI C T使用頻度の差などの課題が生じております。また、I C Tを活用することで児童生徒の学習意欲は高まってはおりますが、学力の定着や認知能力の育成といった本質的な教育効果につきましては、十分な検証ができておりません。これらを踏まえまして、今後の展望としましては、児童生徒及び教員のI C Tスキルや活用能力

を高め、個性や能力を伸ばすとともに、基礎的・基本的な知識及び技術の向上を図ります。また、今後は情報量の増加が見込まれますので、適宜、通信環境の改善を図るとともに、機器等の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　日野議員。

○5番（日野恵司）　ありがとうございました。一番最初の企業との協定についてでございますが、私もこの一般質問をするに当たりまして、町のホームページ一覧表がございますが、それを見させていただきました。そうしますと、99件の締結を結んでおられます。中には、愛媛県あるいは近隣の市町、消防、こういったところとの提携というのはもちろんございますが、多くは、やはり南海トラフの関係がございますので、災害関係の協定が多いんではなかろうかというふうには感じております。災害の場合には、こんなことは言うのは失礼かもしませんが、なかなか起こってみて、実際に動きをしてみてですね、こういう動きは駄目だなというふうな課題が残るので、なかなかそこまでの実態までは行ってないのが現状だろうと思うんですね。それで、まず1つ、私はこのホームページを見るに当たりまして、99件ありますけれども、非常に見にくい。探すのにですね、もう全部めくらないと駄目だと。パソコン上ですから、めくる言うてもスッとできるのはできるんですけど、探すのに非常に難儀をすると。ように見てみたらですね、締結日ごとに、古い順番からずーっと新しいのに並べてるんですね。一番最後に、先ほども行政報告の中にありましたけど、Wi se Vi neのところが一番最後に載ってるということですね、一番新しいのが一番手前、もう奥にいくほど古い順番から並んでるというのが、現状だと思うんですね。これではですね、行政的にはこれで問題ないんかもしれないですが、例えば見る側にとって見たら、非常に見づらいというのが現状です。これを、そしたらどうしたらしいのかということなんですが、例えば、分野別に分ける、災害分野とかですね、あるいは教育福祉分野とかっていうふうに分けてですね、やれば、自分がどういうところと、あと、福祉関係に興味があるんやったら、どこと協定しとんだろというのは、一目瞭然でわかると思うんですが、そういうふうな中身ですね、ホームページの改善はできるのかどうかということ、まず、それを第1点目に御質問したいと思います。

○議長（東勝一）　小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学）　ただいまの日野議員の御質問にお答えいたします。御指摘のとおり、ホームページ、今99件載せさせていただいておりますが、こちらの方は、急遽今年度取りまとめいたしまして、企画財政課の方で公表させていただきました。今まででは、おののの課で公表はできてなかったというのが現状でございます。現在、それを急遽載せさせていただいたんですが、当然今おっしゃられたとおり、改善の余地があると思います。言われたとおり、分野ごと、種別ごととか、見やすいように、また、つけ加えまして、今後は、それに対する、どういう内容に対して、どういう成果を得るとか、そこら辺まで突っ込んだ広報にしたいと考えております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（東勝一）　日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。今、最後の方に言われたですね、内容的にももう少し詳しく載せたらいいんじゃないかなというのは、次の質問でさせていただこうと思って、本当に前もって言っていただいてありがとうございます。それからですね、2番目の質問になりますが、この協定を結ぶときにですね、何らかの一定の基準があって、それを結んでいるのかどうかというところがですね、恐らく今協定を結んでいる企業さんはですね、こちらの方からお願いしてやってるというよりは、むしろ向こうの方から来られて、どうでしょうかというふうな意味合いのものが多いんじゃないかと思いますけれども、この条件ですね、こういう条件が整えば、この会社と協定してもいいよと、それはお互いの利害関係がもちろんあっての話だと思いますので、向こうも、見てみたら社会貢献の一環としてやってくる場合もあるでしょうし、こちら、行政側にとってみたらですね、町民の有益になるようなものであればですね、それはもうやったらしいんですけども、その基準というのが本當にあるのかどうか、その点、2点目でお尋ねしたいと思います。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員さんの御質問ですが、こちらにつきましては、まず、提案がほぼ90%を超えてます。こちらの方から持ちかける、企業さんに持ちかけるっていうことは、まずないと思ってもらって結構です。企業さんの方から持ちかけられた内容、連携事項の内容につきましては、担当課、庁内全体で精査した結果、それがお互いのメリットに結びつくものっていうのを選定して、連携を締結するようにしております。例えば、もう提案があった項目の中で、砥部町としては、もう既に事足りているとか、もう必要ないと判断した場合は、お断りする場合もあります。そういう判断で、連携を締結させていただいております。以上で回答といたします。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） そうしますとですね、一応お互いの双方のメリットがあってですね、協定を結ぶわけすけれども、例えば具体的な話になりますけれども、協定文書を作る場合にですね、どういう項目を中心にして、それを入れてですね、将来的にもずっとその継続する可能性があるかどうかっていう、その中身の問題をですね、特に町としてですね、こういうところはやってほしいなというようなところ、例えば公平性の問題とかですね、利害関係もそうだと思うんですが、そういうところは、ここはもう譲れないよというふうな文章を、例えば入れてるのかどうかですね、その点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員の御質問ですが、連携の内容につきまして、どういうことを盛り込むかということで、まず、ちょっと具体的な企業と先日提携いたしました。副町長からの行政報告にもございました郵便局との連携で、WiseVineとの連携、これは、今年度連携を結んだ協定となります。そちらによりますと、まずは、項目として安心安全な暮らしの実現に関する事とかいう、ちょっと具体性は欠くんですが、もうそこに該当するようなもの、それとか、地域経済活性化に関する事とかいうような、ちょっと大きい項目で、うちの方は、連携を締結するような形をとっております。その他にもいろ

いろいろなんですが、最近ではダイバーシティ、多様化の推進、これも何でも当てはまるような項目にはなってしまうんですが、連携協定を結ぶ上では、まずその細かいところまでは指示せずに、連携を締結してから、その後、中身についてはお互いに精査していく、で連携できるものについてはするというような形をとらせていただいている。以上で回答とさせていただきます。

○議長（東勝一）　日野議員。

○5番（日野恵司）　今の内容で結構だと思うんですが、私が、少し例えば協定文章を作る立場の人間だとすればですね、まず、その基本事項というのをしっかりと入れる、いわゆるその目的の明確化ですね、これをやっぱりしっかりとしないと駄目じゃないかというふうなことは思っております。それから、役割と責任分担というですね、これも重要な事項じゃないかというふうに考えておりますが、自治体の責任、あるいは相手方の責任、こういったものを、しっかりとした文章の中に明記する必要があるんじゃないかなと、あるいは運用と実施体制ということで、その窓口はどこに置くのかとかですね、例えば責任者は誰にするのかとかいう点、即何か起きてもですね、対応できるような内容の文についても、中に文言入れた方がいいんじゃないかというふうに思います。あるいはその費用が発生するんであれば、費用が発生する、その費用的な面も含めてですね、そういう中に協定文書を作る上では入れて、ちゃんとしたですね、ものを作るべきだというふうに、私は思っておりますが、それは相手方にもよりますので、ケースバイケースで考えていただいてですね、今私が言いました内容も、もし参考になるようでしたら、それも入れていただいて、次からの協定に生かしていたいたらというふうには思っております。その次にですね、現在協定をしておる、その99の中ですね、ちょっと先ほど一番最初に町長の方からも答弁の中にありましたけども、中身がなかなかこう見えてこないなというふうなところが何点かありますので、3件ぐらいについて、その中身についてお尋ねをさしていただいたらと思っております。まずですね、平成28年の3月3日の日にですね、セブンスターと提携を結んでいる、これは、同じ内容の提携が3件あるんですね、砥部町見守りネットワークに関する協定書というところですね、35番と、その35番というのはですね、株式会社伊予銀行、愛媛銀行、Aコープ、えひめ中央農協、フジ、信用金庫、銀行関係と買い物関係というところと提携を結んでおるんですね、中身は、もうおんなじです、おんなじ内容。これですね、先ほど言いましたセブンスター、それから51番目のよんやく、あるいは四国アルフレッサ株式会社、これ、同様ですね、砥部町見守りネットワークに関する協定書というところで、その協定の目的・概要という文言は一緒です。それぞれの立場から連携・協力して見守り活動及び支援を活動を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とするというような、これが目的と概要になってくるわけでございますが、これですね、実際に伊予銀行、銀行関係ですと、何か銀行の人がですね、1件1件お邪魔して、何かお願いするのは、お金を貯金してくださいとか、年金をうちの口座にしてくださいとかいうような形で行ったときに、こういうものをちゃんとしてんのかどうかというのを、私はすぐに想像したんですけれども、これ、実際に行われておってですね、この内容が、

例えば年間このぐらいの件数、ちゃんとこういうところから報告が上がってきてますよと、フジもセブンスターもそうですけども、いろいろそうな数字的ですね、ものを持ってるのかどうか、ちょっと担当課の方にお尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一）　白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸）　ただいまの日野議員さんの御質問にお答えいたします。まず、同じようなものが3つあるのではないかということではございましたが、おっしゃるとおりでございまして、これ、先ほどの質問の中にもございました、日付ごとにですね、作られているということなので、ちょっと当課の方としても、その日付にまずのっとってですね、それごとに作りまして、内容的には全く同じ内容となっております。この事業を、見守りネットワークの事業でございますが、これ、実際何をやっているのかということではあるんすけれども、見守りと申しましても、実際個別で各家庭に訪問しているような事業につきましては、既に町の方でも行っています。この協定につきましては、あくまでもですね、通常の業務の範囲内で、それぞれ高齢者の日常の生活に異変を感じた場合に、町に連絡していたら、もしくは必要に応じたら、警察や消防の方に通報をしていただくものでございます。例えば具体例を申しますと、金融機関の方が外回りをしているときに、新聞であるとか郵便物がたまっていたりですとか、洗濯物がもう何日も同じものが干されている、そういうった場合ですね、また、今度来ていただいたとき、窓口に来たときについては、今まで支払いとかが上手にできていたものができなくなっていましたとか、金融機関の手続き、これが上手にできなくなった、そういうった場合にですね、連絡をして、地域包括支援センターの職員が対応をしてもらう、そういうったような内容となっております。ちなみに実績でございますが、令和6年度、昨年度で2件で、本年度も1件の連絡を受けております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　日野議員。

○5番（日野恵司）　今聞いて、初めて2件あった、1件あったということになってるわけですが、こういうふうにして、ボランティアというわけじゃございませんが、企業で、例えば自らの営業中にですね、ずっと異変が見つかったら連絡してもらうというのを、非常に町にとってはありがたいことだと思うんですね。いちいちこう見る、町の場合だと、熱中症のときだって、前回の、例えば私が孤独・孤立のときもお話をしました地域のボランティアとか、あるいは老人会とかいうふうなところの人たちにお願いをして、1軒1軒ちょっと回つてもらいよるっていうような話のお話だったように思うんですが、こういう、例えば企業、郵便局でもそうだと思うんですが、銀行員の方、あるいはスーパーのフジやセブンスターの方、こういったところで、そういうところも、少しですね、それが本職の業務じゃございませんので、あくまでも好意でやってくれてるものですから、そういう意識づけだけをしていただくというのもですね、少しはやっぱ効果があるんじやなかろうかというのは思いますので、ぜひ宣伝をしていただいたらというふうには思っております。その宣伝の1つにですね、もう1つ、明治安田生命との提携というのは、これは、包括協定になっておりますので、1項目だけじゃなしに、いろんな分野にわたっての協定だというふうに思いますが、ここも、

もしですね、具体的にこういう事例が今まであったのかどうかですね、もしあれば、その点についてもお聞かせ願えたらと思います。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えいたします。具体的に、明治安田生命さんとの連携協定ですが、おっしゃられるとおり、包括連携ですので、7項目ほど提携しております。その中でですね、過去の事例といたしましては、一番近いところで、令和5年度にねんりんピックが開催されております。その際にですね、健康増進という点で連携いたしまして、血管年齢であるとか、健康に関する教室を開いております。これは、武道場を貸し切って実施しております。まず、健康増進という点が、一番連携では、明治安田生命さんとは連携しておる事項でございます。それ以外にも、地域の安全安心の分野で、学び舎事業とかいうのが、令和4年度に実施されております。こちらの方、それぞれあるんですが、全部合わせますと、令和3年度から提携以降、5回連携で事業を行っております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 中身の問題は、もう最後になるんですが、愛媛大学と、このまた協定を結んでると思うんですが、愛媛大学との協定についても、いろんな課の方々との協定になろうかと思うんですけども、これも今現在ですね、どのような内容について取組を行われているのかですね、少し事例があればお答えいただいたらというふうに思います。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えいたします。愛媛大学との具体的な連携内容でございますが、こちらも包括連携とはうたっておりませんが、包括的な連携となっております。例えば、環境の保全整備に関することとか、医療福祉に関すること、子育て環境の充実に関することとかいうことであります。現在、他課の連携については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、企画財政課単独として、連携の内容をお伝えさせていただいたらと思います。今現在継続して行っておりますのが、SDGsの考え方を通した持続可能なまちづくりの体制整備っていう点でですね、まず職員研修に愛媛大学の教授とか助教授をお招きして、職員研修を年に1回、連携のもとでしております。それと、EBPM、証拠に基づく政策立案、こちらの方につきましても、企画財政課と愛媛大学の方で協議いたしまして、教授の派遣をしております。年に1回、こちらも実施しております。ということで、企画財政課単独で言うと、職員の研修に限って、今実際は実行しているというところでございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 今、中身の問題を3件について御質問して回答いただいたんですが、どれをとってもですね、なかなか行政の立場でできるようなものはなかなか少ないんじゃないかなとか。そういう意味で、行政の、これは言葉失礼かもしれませんけど、ちょっとこう、できない、弱点部分ですね、こういったところを、そういう大学とかですね、あるいは企業に補っていただくと、そういうノウハウを持ってるとこに補っていただくということは、非常に大事なことだと私は認識しておりますので、ぜひいいことをやってるんですから、大々的

に宣伝したらどうかというふうに思いますので、これはまた町長にもお願ひをしとかないかんのですが、本当に町民がわからず終わってしまうんじゃなくて、砥部町はこんなこともやってるんやなというふうなことをですね、やっぱり伝えるのもやっぱ責任だと思いますので、町長の答弁の最初の時に、ちょっと伝えるのがまだ不十分だという答弁ございましたけど、十分ですね、これからは、やってることはしっかりと伝えていくということをお願いをしたいというふうに思いますが、これで、これの一番最後の質問になるんですが、最後はですね、町長にお伺いしたいと思いますが、町長が政策としてですね、3つの柱を掲げております。子育ての支援の充実、新たな交通システムの構築、安定した財政基盤の整備と、この3つをですね、柱に掲げておられましたんですけども、この内容も十分ですね、企業のそういう連携をすることによってですね、補える部分は十分あるんじゃなかろうかという気がしますが、今現在ですね、お考えになってるような内容があればですね、ぜひお聞かせ願いたいというふうに考えております。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えをします。私の3つの柱、子育て、交通、財政と、そこに関するですね、企業との連携の進捗とこれからの考え方ということでござりますけれども、実はですね、財政というところで広く考えたときに、やはりふるさと納税とか企業版のふるさと納税等で、砥部町として一般財源を増やしていくという考えがございます。そういうところにおいて、企業との連携というものが図れるんではないかということですね、今検討している状況でございます。具体的に進んでいる話もあるんですが、企業との関係性もありますので、言明することはできませんが、そういったふうにですね、様々な分野において、この官民連携という言葉もありますけれども、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ゼひ積極的にですね、進めていただいたらというふうに思います。この企業との連携というのはですね、まちの可能性を広げる大きな力になるんじゃないかなというふうに思っております。だからこそ、町民の安心安全、そして、利便性の向上に直結する形で進めることができ、私は重要じゃないかというふうに考えております。新たな協定の可能性も探りつつ、町民に開かれた形ですね、成果を共有いたしまして、ともに前進する町政を、ゼひ古谷町長には目指していただきたいというふうに思います。以上で最初の1問目の質問については終わります。2問目のG I G Aスクール構想の部分でございます。教育長の答弁の中にもありましたように、私も従来から、例えば、学校間のいわゆるその格差の問題とか、あるいは、教員間の問題というのを常々考えておりましたですが、これ、例えばですね、学校の先生がタブレットを使って授業をやりますよと、あるいはその子どもさんがタブレットを使ってるというのを、もう今5年経過をしたわけでございますので、例えばですね、一番最初の令和2年度ですかね、2年度ぐらいからですね、数値的にですね、このぐらいその利用度合いが増えたとかですね、あるいは学校の先生がタブレットを使用して授業がこのぐらい増えたよというふうな、言葉じゃなくてですね、客観的に数値で、こんだけ伸びたよとい

うふうな数値は、今までお持ちであるんかどうかですね、その点お伺いしたらと思います。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 日野議員の御質問にお答えをいたします。具体的なその利用回数とか、数値的な実績の分についてはですね、こちらの、まだ詳細に把握の方はしておりません。ただ、利用の内容に関してはですね、年々最初の頃については、やっぱまずは機材の慣れるところがほぼほぼメインでしたけれども、現在は、やっぱりそのいろんな教材を使ってそれを活用していくっていうところの、その活用方法、それから、活用の幅っていうものについては、非常にこう増えているという形で、利用の中身についての分は把握していますけれども、その回数、客観的に見て3回が5回になりましたとか、そういうふうなところの数値については、こちらの方で現在は把握はしておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 毎年出されるとる砥部町教育委員会点検評価報告書、今回もまた出ておりますですが、この2、3、4、5年度版ですね、6年度が今日載つかつてる分だと思いますが、この中身見てですね、例えば情報教育推進事業というところにG I G Aスクール構想の対応についての文言がございます。これ見てもですね、確かに課長言われるように、例えば何回とかいうない数字は載ってないもんですから、課題と取組の一一番下のところにある内容についてもですね、今後取り組みますみたいな形でしか書いてないので、本当に例えばその先生のスキルが上がってるかどうかっていうのは、ちょっと見づらいなというところがございます。私も何人か小学校6年生の子どもに聞いたわけですけれども、確かに先生によつてですね、もう教科書でやつたり、電子教科書が入つてゐるのか関わらず教科書でやつたりですね、してると。普通の、この先生はこのタブレット使ってやってるとかっていう、もちろん先生の間でもあるように聞いておりますので、そのあたりを是正するためには、ある程度先生が、例えば1か月あるいは1年ですね、こういう形で授業を進めてて、タブレットはこのぐらいの回数を使ったよというふうなことがあって、それでの評価があつて、初めて先生はちょっと少ないなど、少ないので悪いというわけではないんですけども、もう少し使えるような方法はないのかなというふうなことの指導もできるんだと思ひますが、ぜひそういうこともですね、1回考えていただいたらというふうには思つております。この一番の事業目的ですね、この点検評価報告書の書いておりますけれども、コンピューターに慣れ親しみ、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育成し、児童生徒の確かな学力の定着・向上を図ると、学力の定着・向上を図るというふうなことも目的としてうたわれてるわけですね。これも恐らくですね、例えばそのタブレットを使った授業をやつたからとか、あるいは情報を確かに集めたからといって、それが即この成績に結びつくとは、もう当然考えにくいわけですけれども、何らかのですね、子どもにとって、こういうタブレットを使ったことによって、こういうところが伸びましたよというふうなことが系統的にわかるのかどうかですね、その点は、何か資料はお持ちなんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 日野議員の御質問にお答えをいたします。こちらについても、数値的なものについては、これまで検証の方等させていただいてない関係で持ち合わせておりませんけれども、利用頻度が確実に増えている、進学をする学年が上がるにつれて、その利用の幅というものは増えております。その中で、その情報の収集をする速度、速さとかですね、その内容とか、そういうところの部分での効率性っていうものについては、身についているっていうふうなことについては、報告はいただいております。子どものタブレットを使うことによって、学力が上がるということについて直結するわけではないんすけれども、その学習の一端として、そこをいかに利活用していくかっていう部分の問題にもなってこようかと考えておりますので、この部分については、その活用能力っていう部分について、児童生徒の力を、今後もですね、伸ばしていくっていう形の取組について進めていきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） このＩＣＴの導入というのは、もうあくまで手段でございまして、目的はですね、子どもの学力あるいはですね、学びの質の向上だと私は思っております。単に端末を何回使ったかということを、先ほどそれをちょっとお聞きしましたすけども、それではなくて、子どもの学びを、どのように成果があったかということが一番肝心なことなので、そういうことからするとですね、言葉で表すのももちろんいいことなんですが、何かこの検証する指標とかですね、あるいは調査した結果、アンケートでもかまんのですけども、そういう結果、こういうふうになりましたよという、その結論が出るような、もう客観的に見て誰もわかるようなものですね、そういうものを導入されたら私はいいかと思うんですが、その点、教育長どういうお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問でございますけれども、先ほどの日野議員さんの御質問中にも、やはり見える化っていうものをしていく必要があるんじゃないかなというお話が結構あったんじゃないかなというふうに思っております。私の答弁の中でもですね、やはり検証というところが十分できてないというお答えをさせていただきました。この件に関しては、やはり学校とですね、十分に協議をして進めていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、おっしゃられるように、やはり見えるような形のものをつくっていかなければいけない、そういうことで、当然学力テストの点数というのが1つの客観的な指標になるかと思います。それだけではなくって、知識とか技能とか思考力、それとか、判断力であるとか学びに向かう力、人間性などをですね、多面的かつ総合的に検証をしていただきなければならないというふうに思っております。そういうところで、例えば到達レベルごとの評価、そして観察記録であったりとか、当然テストの結果もそうなんですが、自己評価、そして、学習履歴評価ですね、あとはアンケート調査なんかもありますけれども、こういったもので効果測定をしていく、検証していくということが必要じゃないかというふうに私も思っております。そういうことで、先ほど言いましたように、学校との協議も必要

でありますし、また、学力向上推進委員会というのを持っておりますので、そちらとの協議というものを進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（東勝一）　日野議員。

○5番（日野恵司）　今の教育長のお話と、私も全く同じ考え方でございますけども、教員の研修がですね、これをしっかりと、そのＩＣＴのスキル向上にも必要だと、それが結果的に、子どもにこう結びつくわけでございますので、まずここから始めないといけないと。ちなみにＩＣＴの支援員さんいらっしゃいますよね、その方が本来中心になって、こういう先生の指導も含めてですね、やるべきなんだろうと思思いますけれども、ちょっと教育長の答弁にもありましたように、その人たちがそういう指導じゃなくてですね、不具合の方のところに力が入ってるというところが大きな問題じゃなかろうかと。全国的にもですね、40%ぐらいの不具合が生じてるというふうなデータもありますので、それからしますとですね、そういう不具合を直すために来てもらってるわけじゃないよと、中身の指導で来てもらってるんよというふうなことも踏まえますと、そこら辺の機器の整備みたいなものもですね、しっかりと町としてサポートする必要があるんじゃなかろうかというふうには考えております。最後になりますけれども、ＩＣＴの活用の先にあるのはですね、子どもたち一人一人の可能性を伸ばす教育の実現だと私は思っております。本町においても、その課題を一つ一つ克服しながらですね、他の市町、先進事例等を積極的に取り入れていただいて、特色のある教育モデルを確立していただくことを提案をいたしましてですね、本日私の2問の質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一）　日野恵司議員の質問を終わります。ここで暫時休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時27分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（東勝一）　それでは再開します。4番高橋久美議員。

○4番（高橋久美）　4番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので2点質問させていただきます。1点目です。長期休み中の放課後児童クラブで弁当提供を。共働き夫婦やひとり親家庭などにとって、夏休みの日中、子どもが過ごす居場所の確保は大きな問題です。放課後児童クラブは期間中、朝から小学生を預かってくれますが、昼食として毎日弁当をつくる必要がある親の負担は重くなりがちです。この悩みは、夏休みの壁と称されています。地域の夕涼み会で、お母さん方と話をした際、長期休み中の放課後児童クラブで、お昼のお弁当を提供してもらえないだろうかと御相談を受けました。普段は、衛生面や栄養にも配慮された給食があり、整った環境下で食事ができているため、朝の気ぜわしい時間に弁当をつくる時間を捻出するのが、より負担に感じるのではないでしょうか。夏休みには、

近年の異常な暑さで保管状態による食中毒も心配されるところです。保護者の負担軽減に取り組んでいる東京都調布市では、協定を結んだ事業者に希望する保護者が弁当を注文し、有料提供する仕組みを春休みにモデル事業として行い、好評だったことから本格実施に、集金で職員やPTAに負担をかけないようオンライン決済を採用しています。また、千葉県松戸市でも保護者がアプリで注文、事前登録したクレジット決済される仕組みです。子ども家庭庁の調査によれば、弁当の手配をしている児童クラブは全体の約40%、弁当の発注業務への費用の補助があるので、自治体に活用してほしいと言われています。本町でも共働きの保護者負担を減らし、弁当づくりの時間を子どもに接する時間に充てられるよう、弁当提供を導入してはいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。2点目です。高齢者等位置情報確認サービスや見守りシールの導入を。外出して自宅に戻ることができない「ひとり歩き行動」の兆候が見受けられる、在宅の認知症高齢者等を介護している家族に対して、ひとり歩き行動をしてしまった際に、早期に発見するための位置情報を検索できるGPS端末や2次元コードつき見守りシールがあります。消防団の分団の宮内詰所完成の折ですが、分団の方々と話す機会がありました。「行方不明者の捜索が一番大変である。目星をつけて探すが、近隣市町や山、川と、途方もない範囲で、思わぬ場所、思いがけない方向、距離を移動している。早期に保護できれば生存率も高いが、手掛かりがないと残念な結果になることも多く、つらいものだ」と言わっていました。捜索する方々の負担も計り知れないものです。香川県丸亀市や兵庫県朝来市、東京都立川市などは、認知症介護の負担を軽くするために、家族にGPS端末を購入やリース、貸与する徘徊高齢者等家族支援サービスを導入しています。また、同様に広島県熊野町や高知県四万十市、神奈川県鎌倉市などでは、衣服にアイロンで圧着するタイプや持ち物に貼り付けて暗闇で光るタイプのシールで、ついている2次元コードを発見者がスマホなどで読み込むと、専用の伝言板サイトにつながり、発見場所などの情報を家族に通知できる見守りシールを導入しています。砥部町の高齢化率は年々上昇傾向にあり、認知症になっても安心して暮らせる施策として、また、災害時の備えとしても導入すべきと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えいたします。初めに、長期休み中の放課後児童クラブで弁当提供をとの御質問ですが、長期休暇中の弁当持参が保護者の負担になっていることは承知しております。負担軽減の方法といたしましては、外部の配食サービスが考えられますが、利用者数の確保、配達後の衛生管理、アレルギー対応、これらに伴う指導員の負担増など、解決すべき問題も多数あることから、高橋議員から御提案いただきました先進事例を参考とし、まずは近隣市町の状況と対応可能な事業者の把握に努め、実現に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。次に、高齢者等位置情報確認サービスや見守りシールの導入をとの御質問ですが、本町におきましても高齢化は年々進行しており、認知症の方を抱える御家族にとって、安心して地域で暮らし続ける環境づくりは、今後ますます重要になると認識しております。高橋議員の御質問のとおり、認知症の方の「ひとり歩き行動」は、御本人の安全確保の面からも、また、御家族の介護負担の軽減という面からも、

大きな課題となっており、さらに、実際に行方不明事案が発生した際には、消防団や警察をはじめ、多くの関係者が長時間にわたり、広範囲の捜索活動を行う必要があり、その御苦労は計り知れないものとなっております。本町におきましても、御提案の位置情報を検索できるG P S端末としまして、ココセコムという小型端末を利用した検索装置の貸出しを行っております。この装置は、御家族が所持者の位置情報を確認でき、オペレーションセンターへの問い合わせや要請をすることで、緊急対処員が現場に駆けつけるなど、早期発見や御家族の負担軽減につながっております。また、令和4年度から認知症高齢者等見守り事業を実施し、徘徊の恐れのある認知症高齢者等の情報を事前に登録しておく、行方不明事案が発生した際には、介護事業所や郵便局などの協力機関等への情報伝達が円滑に行えるよう備えております。さらに、認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症についての理解を地域に広く周知し、協力者を増やしてまいりたいと考えております。御提案の2次元バーコードつき見守りシールにつきましては、先行事例の効果を検証するなど、今後の検討課題とさせていただきますが、町民の皆さまが、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き、地域包括ケアの推進に努めてまいります。以上で高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） では、第1問目の弁当提供の件から入りたいと思います。前向きな答弁、大変ありがとうございます。できれば町内で事業者を募れば、一番なんかやりやすいのかなと思うんですけども、コミュニティ・スクール等も始まっておりますので、その一環というか、放課後児童クラブの充実というのは、やはり、今の共働き家庭やひとり親家庭に対して、子育て世代にとっては、当たり前のサービスと言われる時代に入ってきたと思います。今後は、子どもの数は減少していく傾向にはありますけれども、やはり児童クラブの需要は増えるのではないかでしょうか。やはり、この支援を手厚くするのは本当ありがたいのですけれども、これを十分に活用していくのは、自治体の姿勢次第だと思っております。やはり積極的に取り組んでいくことが大事だと思っております。町長自体も、まだ子育て世代でありますし、私も経験したことではありますけれども、やはり夏のお弁当づくりというのは大変です。やっぱ暑さの中で調理をするのですが、やはりなかなか冷まし切れずに詰めてしまうという声をいただきました。その、冷ましきれずに詰めてしまうということは、食中毒の危険があるということでもありますし、児童クラブに冷蔵庫等が備えてあれば、その弁当を保管することもできるんですけども、多分備えてある児童クラブはないのかなと思っております。先生方にちょっとお聞きしたところ、クーラーの効いたちょっと冷えたあたりにお弁当を置いておくというのは言われたんですけども、やはりその食中毒の危険というのは免れないのではないかと、ちょっと危惧しております。先日も古谷町長のS N S もちょっと拝見したんですけども、麻生小学校のマジックショーの折に、個人の事業者名は言いませんけれども、お弁当提供してくださった事業者があるとお聞きしました。やはりそういうような学校の活動に対して理解のある事業者もあるということなので、何か目星がついているのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。よろしいでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。その目星というところについては、今なかなかついていないというのが正直なところでございます。そのあたりの、県内含めて対応する事業者がいるかというところから、まず調査を始めないといけないという状況でございます。そして、その前にもお話としてありましたけれども、ニーズの高まりは、正直どれほど高まっていくのかが、私たちもなかなか予想が難しい中で、できる範囲のこととはしっかりと対応していきたいというふうに思っております。暑さのリスクに対する対策であったり、そういったこともですね、包括的に可能な事業者をまずは探すというところから始めさせていただきたいと考えておりますし、先ほども申し上げましたが、前向きに検討している事項ですので、そのあたりについては、お含みおきいただければ幸いでございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 職員さんの負担であるとかいろいろ考えられると思うんですけども、こども家庭庁の補助の件があると思うんですけども、これは、利用していく方向でよろしいのでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。確かに、人員の確保という面に関して補助があるというふうに理解をしております。しかしどうしても注文からその発注というところに関して、人員の補助になると、結果的に現場にかなりの負担がかかってしまうということですので、それよりはですね、その保護者の方と事業者の方が直接やりとりができるという、そういった事業者の調査から始めている段階ですので、答弁といったましては、その補助を使って人員を拡充するということは、今検討の中には入っていない状況でございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） お弁当のその内容もなんですか、金額の設定とかもすごく気になるところなんですが、やはり子どもですので、大人ほどは食べない、栄養面は配慮してもらうということで、先進自治体では600円前後で、ちょっと高学年と低学年とちょっと量が少し違うのかなと思うんですけども、それに自治体自体が補助を出していたり、配達費だけ持つとか、いろんなパターンがありました。学校給食センターを利用している自治体もあります。あと、子ども食堂、認定こども園で調理ができる場所があるならば、そこで調理をして配食をするというのもありました。その学校給食センターの利用は、長期休業中は閉まっていますので、給食と同じパターンに夏休みもなるかなっていう感じでちょっと見たんですけども、そうすると、やはり栄養面や費用面も安いので、利用する方が多い傾向にあります。やはり普通のお弁当タイプになりますと、ちょっと少し値段が上がってくるので、利用者は少し少ないのかとも思いますが、把握するためにもアンケートを取るとか、あとそうですね、事業者が選定されて賛同を得られるならば、モデル事業というか、お試しというか、春休みにちょっとやってみるみたいなのもいいかなと思うんですけども、そのあたり、

いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。本当に、今御紹介いただいたとおりですね、この放課後児童クラブの長期期間中の給食も含めてだと思うんですけど、お弁当も含めてだと思うんですが、かなりいろんなパターンがある状況だということはですね、私も理解しております。その中で、砥部町の給食センターが確かに夏休み使われない状況で、パートとして働いてくださる方が引き続きその時期もやってくださるのかとかですね、それを配膳したときの職員の方の負担はどうかとか、先生が常にしているわけじゃないので、限られた人員の中で放課後児童クラブは運営をされておりますなので、やっぱりそのあたりのですね、問題とですね、あるいはメリット・デメリットというのをまずしっかりと洗い出す、その調査から始めるといけないというふうに考えております。そのですね、実際にそもそも実需というものが、果たして私は保護者全員の方にあるのかっていうところなどはですね、先ほどおっしゃったようにアンケート調査等は必要なところであると思いますので、その検討と併せて、保護者のニーズっていうものをしっかりと把握した上で、最適な方法を探していきたいというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） いろいろ考えてくださってありがとうございます。早く実現できることを期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。では、第2質間に移りたいと思います。現在、ココセコムというG P Sの端末の無償貸出しをしているというふうに伺いました。この利用人数と対象者をお教えください。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉長（白形大伸） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたします。現在の利用者ですが、2人でございます。その対象者でございますが、まず町の住民であること、また、65歳以上であること、さらに、認知症による徘徊が見られ、居場所の確認が必要な状態であること、これら3つの要件を満たす高齢者を介護する家族の方が対象となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 2人というのは、何かちょっとショックだったんですけれども、最初の、この事業が始まる時ですね、G P S端末の貸出可能数というか、予想していたのは、どのぐらいを思っておられたのでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉長（白形大伸） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたしましたが、当初については、ちょっと結構、平成の古い時から始まっている事業ですので、手元に資料がございませんが、この事業、ちょっと確かにおっしゃるとおりですね、2人ぐらいではですね、あまり効果が見られないというところで、一応窓口の方でですね、こういった方の相談があればですね、内容について御説明はしていきますので、そういうところで周知を図つていっておるところではございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） とてもなんか有効な取組にかかわらず、どうも何か知られていないのが実情のようで、やはり先ほど私の質問の時にあったように、消防団の方の負担とか、いろいろ御家族の負担を減らすために、もうちょっと周知の方を力を入れていかなければいけないのではないかと思います。やはり窓口に置いてるだけでは、関係者だけか、こちらが御案内したらわかるという状態だと思うんですけども、やはり予備軍というか、その家族の方にも御案内しないと、本人からは絶対言ってこないと思うので、こういうサービスがあるというのを、繰り返しサロンであるとか、先ほどの認知症サポーター講座とか、そういうところでアピールしていかなければいけないのではないかと思っております。また、古い事業と言われましたけれども、やはりお持ちになっているG P S端末も、多分同じ感じで古くなっていると思うんですが、今だと携帯、スマホを使って何か検索したりとか、いろいろこう何ですか、スキルアップしてると思うんですけども、そのあたりの取組はどうしていかれる予定か、教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉長（白形大伸） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたします。この機械につきましては、新しいものが出了からアップデートで貸し出し直すというようなことはしておりません。その都度ですね、新しい方が来られたら、その時々にある機械の方を貸出しをしております。ちらっと申し上げたスマートフォンですね、今そういったことで、位置確認ができると、窓口の方でもこの機械の説明をしたときに、おっしゃるとおりスマートフォンのアプリの中でもですね、位置情報の確認できるアプリもあるので、そのあたりの方もお話すると、そちらでいいわいというようなところで、ちょっとこの機械を持つところがためらわれる家庭がいらっしゃるというところも、増えないところですね、ちょうどこういうぶら下げるようなものなので、これ自体を出歩く方が持つて行かないと、ちょっと効果がないと、置き忘れて行くと、もう全然効果がないので、そのあたりの話もすると、ちょっとなかなか難しいねと、朝一番に、起きた時にポケットに入れるというようなことをしておけばですが、ちょっとそのあたり、説明とかいろいろする中で、ためらわれる家庭が多いのではないかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 今のタイプ、調べたところなんんですけど、端末を利用者のかばんに入れる、ちょっと必要なティッシュとか、何かこう入れたもののとこ、ちっちゃいポシェットみたいなのを入れるとか、あと、一番確実なのが、靴に装着するタイプがあります。中敷きの下に入るタイプの靴が、専用の靴があるんですけども、有料ではありますが、そういうタイプもあります。なかなか、そのつけて行かないというのが一番難点だと思うんですけども、やはり首かけ型だと、やはり本人が外したり、なくしたり、やはり持つて出ても、違うところにポイッと捨てられたら、また位置情報がわからないと思うので、その、ぶら下げるタイプというのは、今後改善の余地があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉長（白形大伸）　ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたします。いただきました提案につきましては、今後十分検討させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　高橋議員。

○4番（高橋久美）　検討よろしくお願ひいたします。見守りシールなんですかけれども、これは、G P S端末とはまた目的が少し違っておりますので、やはり住んでいる地域や町内の方々、身近な方もですかけれども、日頃から何か要望といいますか、この方もしかしたらっていう、ちょっと注意を促すようなタイプのものです。これは、見つけたら、こうちょっと構って言ってあげればいいんではないかというような反応もあったんですけれども、やはり、今組入りする方が減っておりますし、地域でも、あれはどうなただろうと気になるけれども、どこの人だろうっていうのは、やっぱあると思うんです。やはりもともと住んでいる方々よりは、町外から流入した方が多く、今4対6ぐらいになっておると思うんですけれども、やはり私の身近な区でも、やはりどこの誰さんっていうのは、なかなか瞬時には把握できません。地元におられる方だと、誰やらさんやなっていってわかって、何か案内したり、ちゃんとお家にお帰りよっていうふうに言えると思うんですけれども、そういう声掛けをしにくい状況があると思います。やはり家族の構成や住んでいる場所等わからなければ、なかなかその気になつても声掛けをしにくい状態、それを改善するのが見守りシールかなと思うんですけれども、これは、見守りシールの中に2次元コードで入っておりますが、今どきの人だとスマホでできますけれども、もしそのスマホで情報を読み取らなくても、そのシールが貼ってあるということは、いわゆる注意する、注意すべき人物であるということなので、それを地域の方々にわかつていただく、見守りのきっかけにしていただくということで、提案をいたしました。孤立や孤独対策でも使えると思うんですけども、災害時には身元確認にも使えますし、やはり家族が県外で、親世帯のみが暮らすっていう場合も多いと思うので、この見守りシールを、もう光タイプとか洗っても落ちない圧着タイプとかいろいろあるんですけれども、活用してこれも周知をしていかないと、これは何だろうということになってしまいますので、しっかりと活用できるような取組をしていただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東勝一）　白形介護福祉課長。

○介護福祉長（白形大伸）　ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたします。確かにこの見守りシール、有効ではあるんですが、御質問の中にありましたとおり、やはりそのシール自体のことを知らない方がいればですね、効果がなかなかないよというようなところで、まずはそこらあたり、導入するにあたってはですね、シールの効果といいますか、これ、こういうものだよっていうことを、同時に周知を図つていかなければならぬと思います。この見守りシールなんですかけれども、ちょっと調べてみましたですね、そのQRコードの方を読み取りしてもですね、個人情報は、やはり出てこないと。まず、その読み取った場合に、どこに連絡してくださいという、連絡先が表示されるというところで、その方が、どこの誰ですかというようなことは、やはりなかなか出てこないと。個人情報のつながりもあるでしょうけど、そういったことで出てこない。導入して先行の見てみると、ニックネームと

身体的な特徴と注意すべきこととか、そういったところに合わせて、ここに連絡してくださ  
いねっていうようなところの内容があるようですので、あとは、ちょっとこのあたりについ  
ても、先行事例のところを参考にしながら、検討してまいりたいと思います。以上でござい  
ます。

○議長（東勝一）　高橋議員。

○4番（高橋久美）　個人情報には、もう十分配慮していただいて、一番使いやすい方法で、  
何か考えていただければと思います。日野議員の町長の答弁の時もあったと思うんですけど  
も、見守りサービスに力を入れて、企業協定など、何かのどこにあったと思うんですけども、  
力を入れると言われておりましたので、今後、しっかりと高齢者の方が安心して住めるまち  
を、砥部町をつくっていただくようによろしくお願ひいたします。これをもって私の答弁を  
終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（東勝一）　高橋久美議員の質問を終わります。11番佐々木公博議員。

○11番（佐々木公博）　11番佐々木公博でございます。議長の許可をいただきましたので、  
今回2問質問させていただきます。まず1問目ですけれども、砥部町オープンカウンター要  
領の見直しをについてでございます。平成25年4月1日付けにて施行されました砥部町オ  
ープンカウンター要領が令和7年4月1日に一部改正され、上限が引き上げられました。物品  
のうち、予定価格が30万円以上150万円以下のもの、印刷物では製造の請負にあたるもので、  
予定価格が30万円以上200万円以下のもの、また、その他オープンカウンターを実施するこ  
とが有利になるものを対象とすると定められています。町外の企業が安価な入札価格で落札  
するため、本町の中小企業では採算がとりにくく、入札を見送るという声を聞きました。古  
谷町政1期目の政策の中に、地元企業優遇の徹底が掲げられていますが、地元中小企業を元  
気にするためにも、現在の予定価格の下限を変更する考えはないか、町長の御所見をお伺い  
いたします。続きまして2問目でございます。地区集会所に避難所設備をでございます。本  
年8月17日に日向灘を震源地とするマグニチュード5.8の地震が発生いたしました。また、  
トカラ列島近海では、震度1以上の地震観測回数は2,000回以上とされています。南海トラ  
フ巨大地震の発生が上昇している中、避難所の果たす役割は大変重要になっています。本町  
においても、冒頭町長が申し上げましたとおり、大雨による避難所を先般開設したとおっしゃ  
いましたけれども、災害発生時の避難所開設及び運営は重要な課題ではありますが、大雨  
警報や線状降水帯発生など、事前に予測できる場合の避難所設営はスムーズにできると思  
いますが、地震は予測不可能であり、土砂崩れや橋の崩落などにより町指定の避難所へ行け  
ない場合は、各地区集会所が初期避難所となることが想定されます。避難所で最も問題にな  
っているのは、トイレとよく言われています。飲料水、食料については、自助・共助による準  
備できる可能性もありますが、トイレについては、何分自助・共助ではどうしようもないと  
いうのが現状であります。本町においては、トイレカーの購入が決定しましたが、初期避難  
所へたどり着けない場合も想定されます。各集会所にベンチ型トイレの設置、簡易トイレの  
備蓄などしておけば、一定期間の初期避難には対応できると思いますが、町長の御所見をお  
伺いいたします。以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木公博議員の御質問にお答えいたします。初めに、砥部町オープンカウンター要領の見直しをとの御質問ですが、本要領は、平成25年の施行以来、経済情勢の変化や公平性・透明性の確保の観点から、適宜改正を重ねております。本要領に基づくオープンカウンター方式は、発注における事務手続の簡略化を図りつつ、公正な競争環境を確保する上で有効な手段であると認識しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、町外事業者の安価な入札により、地元中小企業が採算面で苦慮し、入札の参加を見送るケースがあるということも承知をしております。地元企業の育成と保護、そして、競争原理に基づく公平な取引機会の確保という2つの目的をいかに両立させていくか、特に地方自治体として、限られた財源を有効活用しつつ地域経済の活性化に資する施策を講じることは、重要な課題であると認識しております。品質確保を前提に公平性と透明性を担保するため、オープンカウンター方式については従来の制度を維持すべきと考えますが、地元企業優遇の徹底を具現化するため、地元中小企業振興策の在り方については多角的な視点から研究を進め、本町の経済基盤を支える地元中小企業が、より事業を継続しやすくなる環境を整えてまいりたいと考えております。次に、地区集会所に避難所設備をとの御質問ですが、御指摘のとおり、発災直後の混乱期において、身近な場所で最低限のトイレ環境を確保するという観点から、有効な対策の一つであると考えております。御提案のベンチ型トイレは、普段はベンチとして利用しながら、非常時にはトイレとして活用でき、平時からの備えとして優れたものであると認識しておりますが、その一方で、全ての集会所を初期避難所と位置づけ、一律に整備を進めることには、安全性の問題や物資の配備、情報伝達等の面で課題もございます。これらの課題を踏まえ、本町といたしましては、地区防災計画や登録制避難所制度の策定を積極的に支援してまいります。地区防災計画は、住民の皆様が主体となり、自分たちの地域の特性や実情に合わせて、発災時に「誰が」「何を」「どのように」行うのかを具体的に定めておく、まさに共助の計画でございます。この計画策定のプロセスを通じて、住民の皆様自身の手で、自分たちの地域ではどこを初期避難場所とするのが最も安全で効果的か、どのような備蓄がどれだけ必要なのか、避難所の運営を誰が担うのかといったことを話し合うことで、最も実効性の高い防災対策につながるものと確信しております。そのうえで、トイレなどの物資の配備について、検討を進めてまいります。以上で佐々木公博議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 佐々木公博議員。

○11番（佐々木公博） 町長どうもありがとうございました。まず1点目ですね、砥部町オープンカウンター要領でございますけれども、砥部町の中小企業経営者の方とですね、お話したときに、本町は、大変地元企業に厳しいと。それはなぜかというと、やはりこのオープンカウンターが引っかかっているということを聞きました。私も勉強不足でしたので、このオープンカウンターについて調べてみるとですね、令和6年、5年、4年とですね、調達件数、募集件数ですかね、というのが令和6年度で6件、令和5年度で8件、令和4年度で8件、そのうちですね、地元の中小企業が入札できたのがですね、令和4年度の2件のみと

ということで、後のものについては、全て町外の業者が落札したという状況でございます。やはり、町内でできないものについてはですね、しょうがないといいますか、対応できないものについては、どうしようもないと思うんですけども、やはり町内で調達できるものについては、やはり町内の業者の皆さんにですね、元気になってもらうという意味合いで、今回この意見を述べさせていただきました。そこでですね、このオープンカウンターについて、今現在、県内の 20 市町のうち、何市町がこのオープンカウンターを導入されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えいたします。県内で、20 市町及び愛媛県を含めて 21 の自治体ですね、まず、愛媛県が採用しております。あとは、今治市、宇和島市、砥部町の 4 県市町でございます。そのうち、物品購入のみが愛媛県、印刷製本も含めると、今治市と砥部町のみの採用となっております。金額については、愛媛県、今治市については、10 万円以上はオープンカウンターを採用している、下限が。宇和島市については、下限はございません、ゼロ円からスタートです。以上で回答させていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木公博議員。

○11 番（佐々木公博） ありがとうございます。私もですね、このオープンカウンター勉強した時にですね、20 市町及び県、全てが導入しているんじゃないかなというふうに思つとったわけなんですが、今お聞きすると、1 県、愛媛県と、砥部町、今治市、宇和島市ということで、他の市町については導入されていないと。これは、何か原因があるというふうに思うんです。やはり地元の中小企業の方が言わされたように、砥部町は地元の企業に優しくないというところがですね、やはり裏を返せば、導入されてない市町はですね、地元の中小企業を最優先にしているんじゃないかなというふうに捉えても仕方がないのかなというふうに、私は思いました。質問の中ではですね、下限を変更するという提案でしたけれども、今聞きますと、県はのけて 3 市町しか導入されていないというようなことで、正直もうこのオープンカウンター要領、廃止してはどうですか。町長の御所見をお伺いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木公博議員の御質問にお答えをします。まず、中小企業の方とお話を聞いた時に、厳しいとお話がありました。まず、その厳しさが、具体的にどのような厳しさなのか、それが、オープンカウンター要領による厳しさなのかっていうところの、まずですね、中小企業の皆さんからのヒアリングというのは、不可欠だろうというふうに考えております。その厳しさがですね、下限を下げることによって解消されるべきものなのか、それがですね、制度によるものなのかということが、なかなかですね、今の状況では、把握することが難しいですので、今、この答弁をもって廃止するということは、言う段階にないだろうというふうに思います。オープンカウンター要領はですね、公共事業と公共機関、地方自治体含めてですけれども、これまで実績がなくても参加できるというふうに考えると、新規参入においては非常にメリットのある制度でもあると、私は認識しております。ですので、

そのメリット、デメリットというものを、しっかり公平に冷静に判断する必要があると思っておりますので、しっかりとですね、その調査・研究を進めてまいります。そして、答弁といたしましては、この場で廃止前提ということを申し上げることはございません。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木公博議員。

○11番（佐々木公博） ありがとうございます。地元の中小企業の方はですね、やはり砥部町、このオープンカウンターが入っているということで、隣の松山市の方に、仕事を大分いただくようにしておるというようなことを聞いておりますので、今町長の答弁でですね、再度、地元の企業の方とお話ををしていただいて、本当に必要なものかどうかを、アンケートなりお聞きしてですね、どうするのか、今後の方向性を見極めていきたいというふうに思いますし、つきましては、半年後か1年後、再度質問させていただきますので、できましたらその時に、はっきりとした道筋を見いだせるようよろしくお願ひいたします。続きまして、2問目の地区集会所の件でございます。全ての集会所にというのは難しいという御意見をお伺いしました。確かに町内全ての集会所にですね、ベンチ型トイレ設置するとなると、やはり費用の問題とかいろいろかかると思うんですけれども、やはり2つ3つの行政区をまとめてですね、そこに1つベンチ型をつくるとかいう方法もあるのではないかというふうに思いますし、防災マップを見る限り、砥部町内、土砂災害警戒区域等が多々あります。そのときに、本当に集会所まで来られないという方が、避難所まで来れないという方がですね、多数出てきたときにですね、これ以上やっとけば問題ないという備蓄はないと思いますので、防災・減災、大変、古谷町長取り組むと言われましたので、再度頑張っていただきたいというふうに思います。そこで1点ですね、お願いというか、皆様も御承知だと思うんですけれども、本年8月15日のですね、愛媛新聞にですね、堆肥になる携帯トイレを宇都宮市の企業が特許を取得されたという記事が載っておりました。これは、簡易トイレ、携帯トイレをですね、土の中に埋めることによって、2年ぐらいで堆肥になるよということで、ベンチ型トイレであるとかトイレカーについては後の処理が大変ですけれども、土に埋め込めば堆肥になるという簡易トイレを特許したという、新聞に載っておりました。これについてはですね、20回分セットで9,900円、大変安いもんでございます。これをですね、知らない区長さんもいるかもしれませんけれども、町で購入して各行政区に配るなり、もしくは言葉悪いですけれども、9,900円ぐらいですので、区長会ですね、こういうことがあるけどりませんかというふうにですね、注文を取ってですね、各集会所に配布するという方法もあろうかと思います。やはりベンチ型トイレについては、大変多少高いもんですから、この記事を見た時に、これだというふうに私も思いました。そこら辺の20セット9,900円について、どちらかというと安価ではございますけれども、導入もしくは発注する気はないか、答弁をお願いいたします。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐々木公博議員さんの御質問にお答えさせていただきます。大規模災害においてはですね、道路の寸断、それから混雑回避のため、初期段階において集会所を避難所として活用することは、コロナ禍以降の分散避難の考えにも資するものであり、有効

と考えております。ただし、一律に使用を認めるのではなく、例えば土砂災害の警戒区域外にあること、それから、耐震性が確保されていること、それから、集会所を避難所として活用する計画が明確に定められていること、こちらを前提条件にすべきではないかと考えております。前回の定例会でも答弁をさせていただいたんですが、町では、今後共助の力の向上を目指して、地区防災計画の作成支援に取り組みたいと考えております。この前提条件をクリアした地域から、避難所活用の申出があれば、集会所を登録をし、簡易トイレや先ほど御提案のありました堆肥になる携帯トイレ、こちらの方の物資配備を検討したいと考えております。詳細については現在検討段階ですので、また詳細が決まりましたら、御報告をさせていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木公博議員。

○11番（佐々木公博） ありがとうございます。確かにですね、各地区集会所、構造も違います。そこに避難することによってですね、第二次被害に遭ってもいけません。今検討中ということでございますので、砥部町のみんなですね、安全・安心、生命・財産を守るためにですね、再度検討していただいて、よりよい計画を立てていただいたらというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 佐々木公博議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時35分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（東勝一） 再開します。1番大平将司議員。

○1番（大平将司） 議席番号1番の大平将司でございます。通告に従いましてクラウドファンディングの積極的な活用について、以下の2点について御質問いたします。1点目は、小中学校体育館の空調設備設置におけるガバメントクラウドファンディングの活用について。避難所機能の強化と教育環境充実のため、小中学校の体育館へ空調設備設置は喫緊の課題です。この財源確保として、自治体主体のクラウドファンディングを活用してはどうか。2点目は、地域振興・文化施設の保全に向けた地域団体への支援について。川登の坪内家、五本松の村の駅など、老朽化が進み倒壊の恐れもある未登録文化施設の保全が急務です。補助金が見込めない現状から、自治体ではなく地域のNPO法人等が起案するクラウドファンディングによる継続的な保全が有効と考えます。しかし、地域団体は手続に不慣れなため、他の市町では、地域振興に関わるクラウドファンディングの窓口を設置しております。本町においても相談窓口の設置、町ホームページの掲載、町長による応援メッセージといった積極的な支援について、今後どのようにお考えか町長の御所見をお伺いします。次に2点目ですが、道の駅ひろた、峡の館の指定管理制度と運営について、質問させていただきます。指定管理

者制度は、民間の能力を活用することで経費縮減となり、指定管理業者が利益を出し、そして地域参入により地域活性化の向上につながるなど、三方よしとなるのが原則です。道の駅ひろた、峡の館の運営に対して、出荷をしている方から「何の協議や報告もなく営業開始時間が遅くなっている」、「営業日が減っている」、「地域の方が商品を出荷するに当たり協力的ではない」などの声が上がっています。このような事象について、指定管理者と契約上での問題はないのか、また、諸問題に対して、町が第三者的な立場として、指定管理者と出荷者協議会との調整役となることはできないか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えします。初めに、クラウドファンディングの積極的な活用についての御質問ですが、本町におきましては、これまでに砥部分校の教育寮建設に活用したほか、本定例会の補正予算に提案しております猫の不妊去勢手術補助事業費への活用を予定しております。大平議員の御指摘のとおり、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングは、厳しい財政状況におきまして、有効な資金調達手段であります。しかしながら、プロジェクトに共感していただける寄附者がいなければ成り立たず、クラウドファンディングを立ち上げれば、容易に御寄附をいただけるというものではございません。プロジェクトの内容がどれだけ多くの皆様の関心を集め、そのうえでどれだけ多くの共感を得られるのかなど、プロモーション施策の洗い出しなども重要となってまいります。そこで1点目の御質問ですが、小中学校の体育館空調設備につきましては、全国的に取り組まれているタイムリーな事業であり、国も導入を後押しするなど重要な案件ではありますが、本町の学校施設への導入が、町外にお住まいの方の関心と共感をどの程度得られるのか分析し、クラウドファンディングの実施に係る費用と寄附見込額との費用対効果を検証し、効果的な実施となるか十分に検討する必要があると考えております。2点目の、NPO法人などを対象としたクラウドファンディングの相談窓口の設置や支援についての御質問ですが、新たな窓口を設置し支援を実施するに当たっては、ノウハウの習得など職員の人事費も伴うことから、ニーズを踏まえ検討させていただきますが、地域の貴重な文化的施設の維持など、NPO法人等が取り組む公共性の高いクラウドファンディングへの協力につきましては、ふるさと納税の担当課におきまして、知り得る限りのアドバイスやホームページへの取り上げ、応援メッセージなどの支援を行ってまいりたいと考えております。次に、道の駅ひろた、峡の館の指定管理者制度と運営についてとの御質問ですが、まず、峡の館の開館時間及び休館日につきましては、指定管理者が運営上必要と認めたときは、あらかじめ町の承認を得て、これを変更することができると条例で規定しており、契約上の問題はございません。また、指定管理者制度に基づき、日常の運営は、指定管理者が主体的に行うもので、町が直接経営判断に介入することはできません。しかしながら、道の駅は、地域の農産物や観光資源を発信する重要な拠点であり、利用者の満足度や地域経済への波及効果を高めるためには、指定管理者と出荷者協議会が円滑に協力していくことが不可欠と考えております。今後は、調整役として関わり、指定管理者と出荷者協議会の双方に公平に接し、情報共有や課題解決を促しながら、よりよい運営につながるよう努めてまいります。以上で大平議員の御質問に対する答

弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） クラウドファンディングの積極的な活用について再質問させていただきます。1点目の中学校体育館の空調設備設置におけるガバメントクラウドファンディングの活用についてです。先ほど御回答いただきましたように、全国的な状況で言うと、もうすごいタイムリーだと、松山市においても、今回の定例会で調査費用の補正が組まれるかのように思いますし、全国的にもそういった流れがあるとは思います。今後クラウドファンディングを活用するということになると、それに対して有効かどうかっていうところがすごく重要視されるというふうに言われてたとは思います。他の市町の実績をちょっと調べていきますと、例えばですが、新潟県の燕市では子育てするのは燕市でというコンセプトをもとに、子育て支援に力を入れ、先ほども言いましたふるさと納税のガバメントクラウドファンディングを活用しております。確かにふるさと納税型のガバメントクラウドファンディングとなりますと、町外の方の寄附っていうのが基本とはなるんですけども、今治市のあたりもこういったクラウドファンディングされていますけれども、だからといって、町内からの寄附っていうのは受け入れる体制もできるということでした。例えば、この新潟県の燕市では昨年度に、このガバメントのクラウドファンディング、ふるさと納税型を活用し、全ての中学校の体育館にエアコンを設置している実績がございます。体育館にエアコンを導入に向け、まずは調査を行うとか、予算計上が先ではあるとは思いますけれども、今の現状からいきまると、やっぱできるだけ早期にエアコンの設置が必要かなとは思います。今後クラウドファンディングを活用するしないっていうのは別にして、今後どのようなスケジュール感を町長お持ちか、そこら辺もちょっとお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをいたします。具体的な燕市の事例を伺いましたけれども、今の本質的な質問に関する私の理解は、今後のエアコンのことに対する主眼が置かれた御質問であるというふうに捉えました。本定例会においてですね、砥部町内の全域の公共施設のLED化に関するですね、債務負担行為を計上させていただいております。それによりですね、かなり当初見込んでいたものより、その投資的経費が圧縮できる結果となりました。これは、予算委員会において詳しくデータ等もお示しするんですが、それがもう何億レベルで投資的経費の削減ということにつながっていきそうというふうな見立てがつきました。これによってですね、この中学校の体育館の空調設備も早期に可能だというふうに捉えまして、今、担当とともに協議を進めている段階でございます。令和6年度定例会、私が令和6年度の定例会においてはなかなか実施が難しいということですね、前町長はこの場でお話をしているというデータがあるんですが、何とかこれも私は早期に実現したいという思いがありましたので、経費を削減したものを活用して、なるべく早期にやろうということで動いております。具体的なスケジュールというものは、まだここで決まったことは言えないんですが、もう来年度の予算計上に向けて、今検討を進めています。一気に全校というわけにはいかないんですが、というところが現状のステータスとスケジュールでございま

す。そのですね、どういうふうに経費を削減したかなどについては、この後聞かれるですね、予算委員会とかでもですね、しっかりと説明をさせていただくつもりですので、予算委員会じゃありませんでした、失礼しました、決算ですか、失礼いたしました、ちょっと私の表現が誤りがありましたけれども、そのあたりですね、しっかりと説明をさせていただきますので、ぜひそこはですね、前向きに検討を進んでいると、ある程度のステップもしっかりと踏んでいるということをですね、大平議員にも御承知おきいただければ幸いでございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 今お伺いして、前向きにしていただけるということで、すごく期待しておりますし、今後調整していただきまして、前向きに取り組んでいただけたらと思います。次に、地域振興、文化施設の保全に向けた地域団体へのクラウドファンディング支援について再質問をさせていただきます。私が調べただけでも、多くの市町がクラウドファンディングの窓口を設けています。先ほども言いましたが、行政の方で窓口を設けるんであれば、それなりのやっぱり人員配置と能力がっていうふうには言われておりましたけれども、先進事例といたしまして、愛知県東浦町では、地域活性化や課題解決に取り組む住民の皆様や各種団体、事業者に対し、「社団ちたクラウドファンディング」というところと連携をしてですね、プロジェクトの相談やPRなどの支援を行っています。連携しております、この「社団ちたクラウドファンディング」というのは、クラウドファンディングサービス事業者である株式会社CAMP FIREと契約を締結している銀行や地域の会社など、3社から成る社団でございます。実は、愛媛でもこのような社団と同じ運営組織があります。「MIRAIYOえひいめ」と言いまして、クラウドファンディングサービス事業者であるREADYFORと伊予銀行、南海放送の3社が提携している愛媛県特化型のクラウドファンディングの組織でございます。クラウドファンディングを活用する際、こういった提携を結ぶことになりますと、アドバイスや手続等の支援をしていただけるようになります。このような運営組織と包括連携協定ですね、先ほど日野議員さんがちょうど一般質問されましたけれども、それともつながりますけれども、包括連携協定を締結ができないか、ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをいたします。そういったですね、銀行とはですね、包括的な協定を各行と結んでいる状態でございます。今言ったですね、組織団体と重複するところがないのかとかですね、あるいは今結んでいる包括連携協定でクリアできる可能性があるかなど、そのあたりをですね、まずしっかりと調査をさせていただこうというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、担当の窓口をつくるというのは、やはり理想数、人為的に難しいものはあるんですが、職員もですね、今知っている、もう既にですね、お伝えしたようにトベリエ建設の際にもクラウドファンディングの活用等ありましたので、そういうことの相談等は乗ることができるということでございますので、そういうことはですね、ぜひ御承知おきいただきたいなというふうに思います。答弁とし

ては以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 先ほど申し上げましたように、包括的な支援ができるような連携先もございますので、ちょっと研究していただきまして、窓口は設けてもらえるのか、設けてもらえないのか、ちょっと今のお話がちょっとわからなかつたんですけれども、ぜひ担当課に、そういう窓口をちょっと検討していただきまして、取り組んでいただけないと、ちょっと前向いてはちょっと進みにくいのではないのかなというふうには思うんです。なので、そこをちょっと要望としてお願いしたいなと思います。次に、道の駅ひろた、峡の館の指定管理者制度と運営について再質問させていただきます。先ほどちょっと回答いただきましたように、指定管理者の方が契約上決めることもあり、町の方で承認をするというふうにいうことで、契約上では問題ないということは理解いたしましたが、変更点がある場合は、出荷者への事前報告はしていただきたいなっていうふうには思います。それはちょっと可能かつていうのを、ちょっとお伺いしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの大平議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。今後につきましては大平議員さんおっしゃるとおりですね、事前に営業時間の変更、臨時休館については、緊急の場合もありますが、事前に連絡する時間があればですね、お話をするようにお伝えをしたいと思います。ただ、今回の件につきましては、該当する出荷者さんにはですね、事前にお伝えをしておりまして、全員ではないんですけども、そのあたりの連絡というのは、一応指定管理者としてはしておりましたので、その旨だけ御報告をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） そうですね、全体的に今言った変更点があれば、周知ができるような体制っていうのを、ちょっとお願いしたいと思います。そして、地域の方が商品を出荷するに当たり協力的ではないという声が上がっていることについてですが、そうですね、出荷者と指定管理者との関係性っていうのが若干悪化しているのが原因でもあり、コミュニティがとれていながらちょっと一番の原因ではないかなというふうには思っているところではあるんですけども、これらの諸問題に対して、町の方がですね、第三者的な立場として指定管理者と出荷者協議会との調整役をしていただけるということは、すごく有り難いところではございます。例えばなんんですけど、現状としてですね、何か不満があったとしても、指定管理者に直接言うことになってしまふと、どうしてもその出荷控えをしてしまうっていうことがどうもあるようなので、例えばなんんですけど、協議会内で匿名で意見が言えるようにアンケートをとるなりできないか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいのと、あと、いろんな方、要するに出荷者のみならず、どういったらいいんですかね、地域の方々もやっぱりすごく注目している施設でもありますから、いろんな人の意見を拾い上げる必要性があるんじゃないかなと、そういう意見がちょっと出せれないこのジレンマが、ちょっとそういういろんな悪化をしている原因なんじゃないかなというふうには、ちょっとと思うところがございます。実

は、町のホームページで指定管理の情報が掲載されています。そこに、全指定管理者施設のモニタリング、管理運営評価の結果が掲載されております。道の駅ひろたの直近の令和6年度の評価を見てみると、評価項目3のサービス向上の取組状況につきまして、利用者に対して満足度についての調査、アンケートだったり意見箱の設置等を行ったかという評価がありますが、5段階評価のうち2点で「悪い」となっています。備考欄に、口頭のみで意見箱なしともなっており、今も改善されていないのではないかと思います。調べてみると、令和6年度だけでなく2年度までの5年間、改善されていないようでした。町としましても、評価だけでなくしっかりと改善まで対応していただきたいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの大平議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。モニタリングの結果については、今おっしゃっていたとおりでございます。私どもとしては、意見箱の設置まではいかなくともですね、意見の集約はやってくださいというふうに毎年度お願ひはしております。結果についてはですね、我々の方に道の駅の運営上の苦情というものが実際には入っておりません、一般の利用者の方から。そのあたりについて、我々も調査はしております。出荷者さんから御意見をいただいたり、逆に指定管理者さんから御意見をいただいたりっていうことについては、直接あります。御意見をお伺いするっていうことに関して、またちょっと追加で御報告をさせていただきますと、先月なんですかとも、出荷者協議会の方から、正式に町の方に一緒にお話を聞いていただけませんかということが依頼がありました。ですから、今月末か来月の頭ぐらいにですね、出荷者さんの方で調整をして、我々が出向いて行って、いろいろとお話を伺いするような場を設けることとなっております。ですから、その場でそういうお話をさせていただいてですね、よりよい運営ができるように、努力はしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 調整していただいているというふうに理解いたしました。協議会でそういった意見を集約する、その場で、指定管理者がいる前で意見が出にくいのではないかなどいうふうには、僕はちょっとと思っているので、是非ともアンケートや意見箱、要するに匿名で受け入れられるようなものがあれば、よりいいんじゃないかなというふうに思うので、そこはちょっと、今後町民に寄り添った対応に期待したいというふうに思っています。以上の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 大平将司議員の質問を終わります。3番佐野沙知議員。

○3番（佐野沙知） 3番佐野沙知でございます。よろしくお願ひいたします。9月は防災月間ですので、私からは防災に関する質問をさせていただきます。誰もが安心できる避難所づくりについてですが、近年、全国各地で頻発する大規模災害においては、行政の対応力だけでは限界があり、特に発災直後の混乱期には、地域住民や防災士、自治会などとの連携が不可欠であると認識しています。加えて、避難所運営においては、誰もが安心して避難でき

るインクルーシブな視点が求められており、避難者の背景やニーズの多様化に対応した体制整備が急務となっています。さらに、災害時においては、女性や子ども、高齢者、障がいのある方、ペット連れの方など、特に配慮が必要な方々への支援体制の整備が重要であり、また、女性の視点を取り入れた防災施策の推進が求められています。避難所でのプライバシー確保や、衛生面、意思決定への参画など、現場での課題は多岐にわたります。本町においても、地域防災計画や避難所運営マニュアルは整備されておりますが、災害時の住民との連携体制や役割分担の共有、そして、多様な避難者に配慮した避難所運営体制については、なお検討・強化の余地があると感じていますが、1つ目、災害時における行政と地域との連携体制の強化についてどのように考えているのか。2つ目、多様な避難者に配慮したインクルーシブな避難所運営の考え方と今後の整備についての考えは。3つ目、女性の視点を踏まえた避難所運営や防災施策の推進についてどのように考えているのか。4つ目、ペット同行避難に関する地域マニュアルの整備と周知についてどのように考えているのか。以上、4点について町長の御所見をお伺いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えいたします。誰もが安心できる避難所づくりについてとの御質問ですが、まず、災害時における行政と地域との連携体制の強化につきましては、先ほど佐々木公博議員の答弁でもありました、地区防災計画などの策定を通じて強化してまいりたいと考えております。計画策定により、誰が何をするのかの役割分担が示され、町と共有することで、災害時の迅速な連絡体制が確保されます。また、豊富な知識と技能を持つ防災士の皆様や、地域防災活動の中核となる自主防災組織の横のつながりを密にすることも重要であり、顔の見える関係を構築する実践的な訓練を実施し、行政、消防、消防団、自主防災組織、そして、住民の皆様が一体となって参加することで、連携体制の強化につながるものと考えております。2つ目の多様な避難者に配慮したインクルーシブな避難所運営の考え方と今後の整備につきましては、発熱者、妊産婦と乳幼児連れの方、要介護者に対し、砥部・宮内・麻生小学校とあらかじめ相談の上、それぞれの専用スペースとなる教室を割り振っており、毎年、防災教育推進連絡協議会において、各学校の避難所利用計画を確認し、情報の共有を図っております。また、避難者には、受付で健康チェック票を記入していただき、状況に応じて専用スペースへ案内するとともに、感染症対策として、使用するトイレも指定しております。なお、一般の避難所で対応が困難な方につきましては、介護福祉班と連携し、福祉避難所へ移送する流れとなっております。3つ目の女性の視点を踏まえた避難所運営や防災施策の推進につきましては、インクルーシブな避難所運営と通じるものと考えますが、様々な状況が想定される中で、偏った視点に捉われることのない対策が必要と考えております。地区防災計画の策定においても、女性の視点に配慮する体制構築を促すとともに、リーダーシップが求められる女性防災士の養成を更に進めてまいりたいと考えております。4つ目のペット同行避難に関する地域マニュアルの整備と周知につきましては、ペットも家族の一員であることが一般的となる中、普段と異なる避難所生活においても、ともに過ごせる環境整備が飼い主の心の安心にもつながると考えております。本町におきまし

ては、砥部地域の小学校とひろた交流センターにおいて、ペットと一緒に避難する同行避難を可能としており、引き続き、県が策定したマニュアルを準用しながら、避難時の留意点などを周知してまいります。以上で佐野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。まず、1つ目の災害時における行政と地域との連携体制の強化についてというところで、誰が何をするのかっていうのを、しっかりと計画を立てていっていかることで、非常にいいことだと思っているんですけども、具体的にそういう訓練等は、今後実施する、今年度であるとか来年度実施する予定というのはあるんでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。先ほど町長の方が答弁しましたとおり、まずは地区の防災計画というのをつくっていただく、こちらが始まりになろうかと思います。その中で、その地区防災計画ですね、例えば避難所を集会所で運営するときに、誰がリーダーになるのか、どういう役割を担うのかという名簿の方も作ってもらってですね、それを役場も共有すると、その中で、災害が発生して避難所を開設するときに、誰が町に対して報告を上げてくるのか、その様式等についてはですね、今回の地区の防災計画の策定に併せて検討をしてまいりたいと考えております。それぞれの地区的訓練についてはですね、こちらも計画の方に盛り込んでいただきますけども、経年たつごとにですね、訓練がされなくなっていくというようなことがないように、定期的な訓練というのもちゃんと計画に載せていただいて、計画に沿って毎年訓練を地区でやっていただくということを考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。まずその地区の防災計画を立てた上で、避難訓練を実施するというところで、せひともですね、早く実現してほしいなというふうに思っているんですけども、もう1つちょっと質問があってですね、避難所運営、今まで砥部町大きな災害が経験したことがあまりないので、この前の避難所開設ですね、自主避難所の開設をして、それ以外は小学校までの開設が今までの災害であったかと思うんですけども、そのときは避難所開設は役場の職員の方が担当して、交代で対応するというふうに話を聞いたんですけども、今後の南海トラフの地震が来るとされている大規模災害においてはですね、やっぱり多くの住民の方避難をされてきますので、役場職員の方も、もちろんその被災者になるかと思うんですけども、そうなると、役場職員の方だけで避難所運営するのは困難なことが予想されますので、避難所にいち早く駆けつけることができるのは、やっぱりその地域の住民の方だと思いますので、その避難所運営をですね、地域住民の方、特にその防災士の方を中心にですね、お願いをするということは考えておられますでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。自然災害ですね、大雨とかそういうときにはですね、事前に計画も立てれますので、基本的には職員の方が

避難所の方に対応するようになりますが、佐野議員おっしゃるとおりですね、大規模な地震が発生したときには、職員ももしかしたら被害を受けてですね、役場に参集することができないかもしれませんし、当然、通常業務と応急業務がありますので、避難所に十分な人数を送ることはできないというふうに考えております。その中ですね、町の総合防災訓練等では自主防災組織の方にですね、避難者の受け入れの訓練をしていただいたりということも例年やっておりますので、実際に発災があったときに、最初のうちは、例えば職員の方がフォローができますが、当然長期化した避難生活の中では、ちゃんと自主防災組織なりその避難所の中で、住民の方が主体で運営をしていかなければならなくなると思っておりますので、そこについてはですね、十分に自主防災組織の皆さんと情報共有、それから支援をしてまいりたいと考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 自主防災組織の方と協力をして避難所運営していくということですけれども、先ほどの大規模災害ですね、特に地震、南海トラフ発生するとされている場合に、小学校であったりとか中学校とかは、その鍵を開けないといけなくなると思うんですけども、そういった場合、職員の方がもし行けない場合、鍵の開錠っていうんですかね、開けるのはどういうふうに、具体的に行けない場合、どうするかっていうような何か決まりというか、そういったのは想定はされておりますでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。まず避難所を開設する前にはですね、基本的には避難所が安全かどうかっていうのを確認する必要がございます。そのため、例えば避難所にですね、鍵を常に置いといて、それを住民の方が来て開けるということになると、安全性が確保されないまま避難所が開設されるといったことになる可能性もありますので、まずは、やはり職員レベルで避難所が安全かどうか、この確認は応急的なものになろうかと思いますけども、必要になろうかと思います。学校施設ですから、当然教職員はですね、被害に遭った後、災害が起こった場合には、学校の方に駆けつけるようになりますので、役場職員若しくはその施設の管理者の方で鍵を開けて開設するという流れになろうかと思います。以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 鍵の問題に関しては、そういったことで想定されているということなので、実際に災害が起きたときに対応していただきたいなというふうに思っております。次、2つ目の多様な避難者に配慮したインクルーシブな避難所運営の考え方と整備についてというところなんですが、それぞれスペースを割り振っているということでましたので、安心をいたしました。すみ分け、避難所でのゾーニングってのはすごく重要なことだと思いますので、そういったことを決めておられるというのは、安心をしました。質問したいのが、福祉避難所の在り方を、ちょっと質問させていただきたいんですけども、現在砥部町には、福祉避難所が5か所あったかと思います。その5か所の中で、要配慮の方受け入れもしますよっていうふうにあると思うんですけども、そこに人数、収容人数ということで、それぞれ

の施設で人数、何人、何人、何人というふうに書かれてあるページ、ホームページで拝見したんですけども、災害起ったときに入所される方が優先となると思うので、普段どういった支援が必要なのか、施設側も人数の把握難しいので、実際きちんと機能するのかなっていうちょっと疑問があるんですけども、そのあたりは何か、その福祉避難所と連携というか、対策等はされているんでしょうか。

○議長（東勝一）　白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸）　ただいまの佐野議員さんの御質問にお答えいたします。福祉避難所、確かに現在5か所ほどございまして、その中で、そそこの施設の方で使うであろう物品の方を管理しております。ただ、人的な面でのですね、対応というのは、各施設の方は各施設の方で見ないといけない対象者いらっしゃいますので、そちらの方に手一杯になりますので、実際開設されると、本町の包括支援センターの職員であったり保健センターの保健師等が対応するようになります。それぞれそこそこ包括であれば、その方の情報を持つての方についてはありますし、本課であれば、障がいがある方については、その情報もございますので、そのあたりの情報を活用しながら、対応してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　佐野議員。

○3番（佐野沙知）　今のお答えに関してなんですかとも、そのホームページに載ってる収容人数というのは、その収容できる人数ではないという解釈でよかったです。受入れは、もう基本的に福祉避難所では、一般のその施設以外の方が避難をされても、対応はできないということなんでしょうか。

○議長（東勝一）　白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸）　ただいまの佐野議員さんの御質問にお答えいたします。受入人数、確かにですね、かなり多い人数で、実際この人数の方が福祉避難所にいらっしゃったときに対応できるのかというとですね、そこのあたり、なかなか実際は難しいかなというところの危惧する面として、こちらの方も考えております。この受入れの人数については、場所でありますとか、その空きスペースとかから割り出したものでございまして、若干ちょっと、かなり多い数字が上がっていることもあるんですが、このあたりについては、実情これはできるのかいうのは、再度検討をしなければいけないのかなとは、考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　佐野議員。

○3番（佐野沙知）　先ほど出そうとしてた資料が今見つかったんですけれども、この収容人数が、それぞれの施設で人数があつてですね、課長も今あつたんですけど、オレンジ荘なんか166人って書いてあって、それ以外の施設も159人とかっていうふうに書いていて、それが収容人数というふうにあるとですね、その人数を受け入れてもらえるんじゃないかなというふうに思われる町民の方もいらっしゃると思うので、このあたりは、もうちょっと表現の仕方であつたりとかっていうのを、改善していく必要があるのかなっていうふうに思いました。あともう1つ質問させていただきたいんですけども、先ほどの答弁、町長答弁であつ

たんですが、一旦その避難所に避難をしてきて、福祉避難所に、必要であればそちらに行っていたらしくっていうふうなお話があったと思うんですけども、そういうふうにしている自治体が多いのは理解はしているんですけども、そうなるとですね、やっぱり避難された方の負担がおつきくなるのかなっていうところがあつて、その二段階避難みたいな形になるので、一次避難所、指定避難所に来て、それで福祉避難所に行くと、その手間になるっていうところがあつて、実際に発達障がいのお子さん持つ保護者の方とお話する機会があつてですね、災害起つたときどうされるんですかっていうふうに聞きましたら、やっぱ指定避難所に行くのにはちょっと少し抵抗があるので、自分としては福祉避難所行けるのであれば行きたいというふうにおっしゃってたんですけども、直接には行けないんですっていうことを言って、何とか直接行けるとスムーズに避難ができるので安心なんですけどっていうことをおっしゃってたんですけども、砥部町においては、まだその二段階避難という方法とってると思うんですけど、直接福祉避難所に避難をするという方法というのは、やはり難しいんでしょうか。

○議長（東勝一）　白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸）　ただいまの佐野議員さんの御質問にお答えいたします。確かに現在福祉避難所への受入れにつきましては、一般の避難所の方でスクリーニングを行いまして、チェック機能、チェック項目がありまして、そこについて福祉避難所に必要でなければですね、一般の避難所に行っていただくという、その文言というか、フィルタリングというようなところはかけておるところがございます。また、そういった、今実際そういうところで困っておると、いきなり行くのがしんどいというようなところというのが、今ちょっとそういったお話をいただきましたので、そこらあたりは、またですね、今後内容等検討させていただいたらと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　古谷町長。

○町長（古谷崇洋）　佐野議員のですね、御質問の中で、少し補足をさせていただければと思います。従前より申し上げておりますとおり、砥部町のですね、定めている防災計画が平成27年の策定となっていて、これを早急にですね、改定しないといけないというのは、これまでの議会でも何度か説明をさせていただいております。それは、国のですね、ところとか県のそういう情報をしっかりと得ながら、その再度改定というものをやっていくという話をさせていただいております。その中でですね、先ほどの福祉避難所のところであつたり二次避難ということですね、対策含めて、そのあたりも含めて検討していくべきだというふうに理解したので、その防災計画の改定に併せて検討してまいりたいと思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一）　佐野議員。

○3番（佐野沙知）　福祉避難所への直接の避難の希望される方も恐らくいらっしゃると思うので、そういった方に聞き取りをして、施設側とも調整をしてですね、といった避難ができる形というのを、ぜひとも今後実現していただきたいなというふうに思っております。次の、3つ目の女性の視点を踏まえた避難所運営や防災施策の推進についてというところで、

2番目の質問に若干かぶるところはあるんですけども、その災害の対応力、強化するに当たってですね、やっぱり女性の視点ってのはすごく重要であるというふうに思っているんですけども、防災士、今現在47名の方、女性の防災士がいると思うんですけども、まだまだ圧倒的に男性が多いというふうな状況になっているんですが、今後、その女性の防災士の養成をしっかりとしていくというふうにおっしゃっていましたけれども、具体的にどういった方法で、その女性の防災士、増やしていくように町として進めているのか、教えていただければと思います。

○議長（東勝一）　松田総務課長。

○総務課長（松田勲）　佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。現在、防災士についてはですね、各自主防災組織、区長さんですかね、の方に推薦の方を例年依頼しております。そのときにですね、できるだけ女性の方の推薦をお願いしますということで、ここ数年前からになりますけども、なるべく女性の方での推薦をお願いしますということで、させていただいております。昨年度になりますけども、10人の推薦者の中ですね、7人の方を女性として推薦をしていただきました。6年度末時点で、防災士の方が210人となっておりますけども、そのうちの47人、22%ほどになりますが、女性となっております。なるべくこの比率を上げていきたいと思っておりますので、毎年区長さん等にお願いするときにですね、できるだけ女性の活躍の推進ということで、推薦をしていただきたいというふうにお願いをしてまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一）　佐野議員。

○3番（佐野沙知）　防災士、10名が受けて7名が女性ということで、かなり高い比率で女性が防災士になられたということで、非常にいい傾向だと思うんですけども、年齢的には、その女性、その7名、年齢等はどんな方が受講されたかわかりますでしょうか。

○議長（東勝一）　松田総務課長。

○総務課長（松田勲）　佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。すいません、年齢の構成についてはですね、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、この場での御回答はちょっとできかねますので、申し訳ございません。

○議長（東勝一）　佐野議員、今の回答求めますか、後で。

○3番（佐野沙知）　はい。

○議長（東勝一）　総務課長、休憩時間を利用して、後で回答願います。

○議長（東勝一）　佐野議員。

○3番（佐野沙知）　年齢については、また後ほど教えていただきたいと思うんですけども、私も数年前に、その防災士の資格を取得した際にですね、受講している方の年齢というか、その年齢層を見るとですね、やっぱ若干ちょっと高いなというふうに印象があつてですね、20代とか30代の方がどうしても受講してないのかなというふうに、私が受けた会ではそういうふうに思ったんですけども、その防災士って、その資格について、やっぱり堅苦しく感じている方もいらっしゃるかなあと思つたりとか、ちょっと敷居が高いんじゃないかなっていうふうに思われてる方もいるんじやないかと思うんですけども、もっとやっぱり、その

防災士、町も頑張って女性の防災士を増やそうというふうにしておられるんですけれども、何でその防災士に女性が必要なのかっていうイメージが具体的にできていないんじゃないのかなと思うところがあつてですね、過去の災害での女性の問題についてちょっといろいろ調べたんですけども、東日本大震災の時に、夜になると男の人が毛布の中に入つてくるっていうふうな証言があつたりですとか、その授乳中の女性が男性にじつと見つめられて盗撮されてたとか、これね、若い方だと思うんですけども、そういうのがあつたりとか、生理用品に関する問題っていうのも、ここ最近ではちょっとずつ出てくるようにはなつたと思うんですけども、1人2枚までというふうに、ナプキンですね、配布された事例もあつたりして、女性だったらわかると思うんですけど、絶対2枚では足りないんですよね、それをやっぱりなかなか女性の防災士がいないと、そういうのが意見が反映されにくいで、運営になかなか男性が多いと、こういった現状が起つてしまうと思うので、もっといろんな視点で、区長さんの推薦で、女性のね、防災士を増やしていっているということなんですかね、もっと積極的に何でその女性の防災士が必要なのかっていうことを発信して、若い方にも受けいただき、受けていただきやすいような広報というか、そういうのが必要だと思うんですけども、そういうのを考えられてみてはと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東勝一）　松田総務課長。

○総務課長（松田勲）　佐野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。先ほど佐野議員さんおっしゃられた実際避難所で女性がされた被害といいますか、については私もホームページで見させていただいております。確かに避難所の運営に関して、男性側からの視点で見ると、そういう細かな配慮ができないところで、女性の視点というのは非常に大事だと考えております。防災士の養成についてはですね、今後多くの方を通じて行つていきますけども、やはりなぜ女性の視点が必要なのかというのは、十分に周知をさせていただいた上でですね、推薦をお願いしないと理由がわからず、なぜ女性の推薦が必要なんだということになると、効果も半減する可能性がありますので、そちらについてはですね、年齢も考慮していただきながらの推薦をお願いしたいと考えておりますが、やっぱり地区の方にお願いするとですね、日中なかなか仕事をされとて、また、防災士ということになると、しんどいところがあつて、恐らく年齢構成は非常に高めになつてゐるんじゃないかなと思います。ただ、我々行政の方から地区にお願いするパターンで、防災士を養成する場合と、例えば意識の高い企業さんであればですね、従業員の方に防災士の資格を取得を促すということもありますので、行政としてやるべき防災士の育成と、事業者さんの方で進めていただく防災士の育成と、こちらの方は両立してまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　佐野議員。

○3番（佐野沙知）　今後もですね、砥部町でもっと女性の防災士が増えていくように、私自身もいろいろと発信していけたらいいなというふうに思っております。4つ目のペット同行避難に関する地域マニュアルの整備と周知についてというところなんですかね、まずですね、このペット同行避難がなぜ必要なのかっていうのを少しお話をさせていただきたい

んですけども、このペット同行避難ってのは、災害時に飼い主がペットを連れて安全な場所に避難することを指すんですけども、この言葉は、東日本大震災の後にですね、環境省が推奨するようになった言葉なんですが、実際に私も東日本大震災の数年後にですね、宮城県の気仙沼市に足を運んでですね、当時の様子いろいろ聞いたことがあるんですけども、ペット同行避難っていう言葉がですね、もっと広まっていれば助かる命もあったんじゃないかなというふうにいろいろと考えさせられたんですけども、この、避難所にペットを連れていけないっていう理由で、飼い主が避難をせずにですね、被災してペットと一緒に亡くなられたという方も過去にはいらっしゃるんですけども、このペット同行避難以外にですね、最近、指定避難所以外の在宅避難とか車中避難の分散避難っていう言葉も出てきてはいるんですけど、やはりまず身近な避難所でペットを受け入れることで、飼い主がペットを連れて安心して避難ができる体制をつくってですね、ペットを飼っている人の安全確保することが、このペット同行避難の最大の目的だというふうに私は思っているんですけども、このペット同行避難っていうお話とか、そのペット防災の話すると、災害時は人が優先というふうによく言われますし、過去の一般質問の答弁でもそういう内容があったかと思うんですけども、災害時、もちろんその人が優先であることは私も理解はしてるんですけども、この、人が優先っていう言葉はですね、ペットと人を切り離して考えてしまわれることが多くてですね、そうなると、ペット連れの対応の方は後回しになるという傾向があるんですけども、このペットを飼っているのは人ですので、一概にペットっていうくくりだけで排除してしまうのは、ペット連れの方を排除するということになってきますので、結果、人の命に関わってくる問題なので、そのペット同行避難の重要性をお話しているんですけども、県のマニュアル参考にしながら検討するということでしたが、特徴として、そのペット同行避難に関する地域のマニュアルの整備は、今後考えているという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（東勝一）　土居町民課長。

○町民課長（土居透）　ただいまの佐野議員の御質問にお答えいたします。町独自のマニュアルにつきましては、検討の方もいたしましたが、結局のところ県のマニュアルにかぶつた内容というところが多いところからですね、現在、県のマニュアルを準用するところとしたところです。なお、避難所におけるペット同行避難の受入体制については、各避難所における運営マニュアル等で、あらかじめペットスペースを確保した決まり事を決めておりますので、これに基づいて受入れを行うというふうにしております。重要なのは、ペットの防災対策については、普段のしつけや備蓄品の確保など、日頃からの備えの方、大切でございますので、担当課としましては、今後飼い主に対して、日頃の備えについての広報回覧等による周知啓発を強化してまいりたいと思います。答弁としては以上です。

○議長（東勝一）　佐野議員。

○3番（佐野沙知）　今後マニュアルを整備していただくということで、非常にいいなというふうに思っているんですけども、この愛媛県がつくっているマニュアル、令和4年の12月にできた「避難所におけるペット受入体制整備マニュアル」かなというふうに思っているんですけども、その中で、ペットの受入れに対するスターターキットの一例というのが載っ

ていてですね、こちらに関しても、ぜひとも砥部町で、避難所において、そういったペットの受入れがスムーズにいくようなスターターキット導入してはと思うんですが、そちらに関してはいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） ただいまの佐野議員さんの御質問にお答えいたします。スタートキットの検討につきましては、今後また研究して、また調査・検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 先ほどの佐野議員さんから御質問がありました、6年度の防災士、女性防災士の年代の方をちょっと確認できましたので、こちらでお答えさせていただいたらと思います。7名のうちですね、20代がお2人、それから40代がお1人、50代がお1人で、60代がお2人、70代がお1人の、計7人ということでございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） スターターキットについては検討していただけるということで、ぜひとも導入していただきたいというふうに考えております。女性の防災士7名の方の内訳、教えていただきましたけれども、思ったよりも若い方が受講されていて、非常にいい傾向だなと思いましたので、もっともっと若い方を中心にですね、女性の防災士、増えていったらいいなというふうに思っております。このペット同行避難とか、ペット防災の問題については、やっぱりペットが苦手な方等もおりますので、しっかりと住み分けであったりとか、そういうことも考えて、2つ目の質問でもありましたけども、インクルーシブな避難所運営ができるようなマニュアル等、あと訓練等も町で進めていっていただきたいなというふうに思っております。私も防災士の1人でもありますし、ペット防災に関しては、長年活動をさせていただいている身ですので、砥部町のために、また私にも何かできることあるというふうに思っておりますので、できる限りのことを頑張ってやっていきたいというふうに思っております。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 佐野沙知議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午後2時30分の予定です。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（東勝一） 再開します。14番西岡利昌議員。

○14番（西岡利昌） 14番西岡でございます。2問質問をいたします。まず1問、狭路の拡張について。これ、狭い道路ということですね。本町内にも、一部道路の狭い町道や生活道路があります。戦後の区画整理における狭路問題は、道路整備が十分に行われていない結果、

緊急車両の通行はもちろんのこと、災害時の避難経路や確保、住民生活の利便性に非常に支障を来すと思います。近い将来において、発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対するためにも、減災・防災の面からも、狭い道の拡幅に取り組むべきだと思います。住民からの要望はもちろんのこと、町からも積極的に取り組むべきと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。2問、町民からの要望と組織対応について質問をさせていただきます。町長に就任されて以来、多くの地域で住民の皆さんと接する機会も増えたのではないかでしょうか。町のトップとして現場で直接住民の意見に耳を傾けることは、判断と実行が迅速化され、トップダウンとしての指示による成果があります。一方ですね、各課としての現場の組織体制からの意見を吸い上げるプロセスが簡略化してしまう可能性もあります。住民の相談の内容によっては、その対応も様々ですが、担当課から意見を吸い上げ、対応を調整し判断していくことは、組織の成熟につながります。今後も増加するであろう住民からの要望について、どのように応えていくお考えか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 西岡議員の御質問にお答えをいたします。初めに、狭路の拡幅についてとの御質問ですが、交通事故の減少、災害時の避難路や緊急車両の通行、日常生活の利便性の向上など、重要な機能を果たす効果があると考えております。しかしながら、拡幅工事につきましては、工事費等の予算確保をはじめ、道路用地に伴う土地所有者の同意が前提となることから、周辺の道路事情を鑑み、拡幅が可能な箇所から対応してまいりたいと考えております。次に、住民からの要望と組織対応についてとの御質問ですが、西岡議員御指摘のとおり、町長として、住民の皆様と直接お話させていただく機会が多く、現場の生の声に耳を傾けることの重要性を、日々痛感しているところでございます。地域に出向き、住民の皆さんと直接対話する機会を設けることで、現場の課題やニーズを迅速に把握し、政策に反映させる努力をしており、スピード感を持った対応が可能となることで、成果も上がってきていると実感しております。一方で、議員御指摘のトップダウンと組織対応のバランスにつきましては、まさに本町の行政運営における重要な課題であると認識しております。町民の皆様から直接寄せられる御意見や御要望については、その内容を正確に各担当課に伝え、組織として対応していくことが不可欠であり、情報を組織全体が共有し、体系的に分析・対応するプロセスを確立していく必要があると考えております。個々の要望に個別に対応するだけでなく、類似する課題や、潜在的なニーズを掘り起こし、総合的な行政サービス向上へつなげる仕組みを強化するためには、私だけでなく、豊富な行政経験に基づく知識と知恵を有する職員の参画が必須であり、現在も、アドバイスや提案をもらいながら、ともに政策立案を進めているところでございます。私も含め、職員一人一人が、町民の皆様に寄り添い、丁寧に対応する姿勢を徹底し、住民の皆様からの要望に対し、町長として迅速な判断を行うとともに、組織全体として成熟した対応ができる体制を構築してまいります。以上で西岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 西岡議員。

○14番（西岡利昌） 最初の質問でございます。狭い道路の拡幅ですね、これは、もう個人

の財産でありますから、勝手にどうこうということは、十分承知をしております。しかしだすね、やはりそういう機会、建て替えをするとか、何か工事をされるというときにはですね、住民の方から相談をされるのを待って、それに対して対応するということではなくですね、やはりそういう現場とか情報が入れば、町の方からもですね、こういう機会に5センチでも10センチでも20センチでも広げた方が、いろいろなときに大変皆さんのが助かるんですよというようなことをですね、丁寧に説明をしてですね、そういうスタンスを町の方から取るという考えはございませんか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 西岡議員の御質問にお答えをします。狭路あるいは道路の拡幅におきまして、土地の所有者の方の御理解というものが必要ということは、御理解もいただいているところだと思います。もちろんそういったですね、土地の取得に当たりましては、その担当課が丁寧に説明をしながらですね、その土地の取得を進めさせていただいていると私も理解しております。ただ、それをもつてもですね、なかなか御理解いただけないこともありますし、やはりですね、自分の所有してある土地ですので、最終の決定は、その土地の所有者の方にございます。ですので、皆さんに丁寧に説明していくという姿勢に関しては、これからも徹底して、こういったですね、公共事業に関しても取り組んでいきたいというふうに考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 西岡議員。

○14番（西岡利昌） 丁寧に説明をしていくことではございますけれどもですね、やはり災害があって、いろいろな問題点が起こってからでは、なかなか費用も大分かかるし、大変な犠牲とか損害が出ますからですね、前もってできるときに、ゆとりのあるそういう時間帯に、少しづつでも10センチでも20センチでも道を広げるということはですね、普通の日常生活においても困ると思うんですよ、狭い道路で何か大きなものを運びたいというときにでも、大きい車が通れないとかですね、そこを通る歩行者とも、大変危険性も伴ったり危ない、ましてや通学路で子どもたちも歩くというようなときにはね、やっぱり大事なことだと思うんですよ。そういうことも考えてですね、やっぱりまちを知り尽くしている担当課の課長さんあたりはですね、そういう側溝にはちょっと蓋をして、ちょっと20センチほど道路を広げますよとかね、そういうことをされる、そういう担当課の考えはございませんか。

○議長（東勝一） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 西岡議員さんの御質問にお答えさせていただきます。先ほども町長さん申されたとおりですね、隣接した所有者の同意がなければ、やっぱし事業はできませんので、町としても説明には行って、蓋をかけさせてくださいというお願いはしましたが、本人がそれはするなということですので、その辺、区とか西岡議員さんにおかれましても、お力添えをいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 西岡議員。

○14番（西岡利昌） 担当課長さんからも力強い御答弁をいただきました。本当にこれはですね、本当に災害が起こってからでは、もうまずいんですよ、もう南海トラフとかいろいろ

言われてますからね。だから、できる時に、そういうチャンスがあれば、本当に10センチでも5センチでも広げていくと、そういう気持ちを担当課の方や町長さんはじめ役場の職員皆さんも思っていただいて、そういう危機感をやはり持っていただいて、日頃から気にかけていただいて、これは進めていくと、そういう気持ちを持つていただいたら大変ありがたく力強く感じると思います。そういうことで、1問の方は終わらしていただきましてですね、2問の方の、町長さんですね、1人奮闘をやって、私は何でもやるよっていうスタンスは大変頼もしくいいことではあると思うんですよ、しかしですね、やはり皆さん、職員の皆さんも、やっぱりいろいろプロ的な意識も持たれて勉強もされておるんだろうし、技術もありますから、そういう職員の皆さんからも、やはりそういう住民の皆さんのお意見をですね、吸い上げていって、町長の迅速な対応とですね、そういう職員の皆さんのお経験をされた日頃からのそういう立場というか、そういう知識からですね、前へ進めていく方が私はいいんじゃないかと思います。そういうふうに、町長、職員の皆さんと相談するということは、今言われたけど、それはそれでよろしいんでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 西岡議員の御質問にお答えをします。やはり私もですね、御指摘のとおりトップダウンで決めてしまうことですね、リスクということは、強く感じています。もう御存じのとおり、私は行政の出身ではございませんので、その現場でどういった、その1つの事業に関しての作業が発生して、職務に職員が向かっているのかっていうのは、どうしても知ることが難しいということがあります。ですので、本当に職員とは、かなり密にコミュニケーションをとっている方ではないかなという自認をしているので、後はぜひ、その職員からもですね、西岡議員にもそういうふうに伝えてもらえば助かるんですけども、そういうふうにですね、現場の判断というのが、私はより重視されるべきだと思っておりますので、そこに関しては、コミュニケーションであったり下からの吸い上げということに関しては、御心配なさらずとも大丈夫かなというふうに、私は理解をしております。以上です。

○議長（東勝一） 西岡議員。

○14番（西岡利昌） 今、町長からそういうふうに、やはり職場の職員さんも常日頃より勉強をされて、一生懸命やっておられる、そういう気持ちも受けとめて、なおかつ自分も出歩きましてですね、直接住民の皆さんからの御意見をいただき、それを迅速に町の職員の皆さんと協力をやっていくということを、今言っていただいて、これは大変いいことだと思いますので、ぜひそれはやっていただきますようにお願いをいたしまして、時間が大変あんまりたってないんでございますが、大分おいでますから、よろしくお願いをいたします。終わります。

○議長（東勝一） 西岡利昌議員の質問を終わります。2番木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 議席番号2番、木下いずみでございます。議長の許可をいただきましたので2つ質問をさせていただきます。1つ目の質問は、耕作放棄地の有効利用と移住促進についてです。本町におきましては、農業をめぐる状況が年々厳しくなっていると感じて

おります。令和2年の農林業センサスの結果から導き出した農林課の推計によれば、令和7年で砥部町には基幹的農業従事者が437人おり、そのうち80%が65歳以上と高齢化が進んでいます。一方、65歳未満は89人と2割にとどまっており、農業の担い手不足は喫緊の課題であります。本町としても、次世代を担う50歳未満の独立自営就農者に対しての支援や町民農園の貸出しなど、人と農地の課題解決に取り組んでいると理解しております。町内の農地面積については、農林課の資料によると1,596ヘクタールのうち遊休農地55ヘクタール、荒廃農地850ヘクタール存在しており、未来の農業を想像すると、このまま放置されれば、景観や治水、地域活力への悪影響が懸念されます。しかし、これらの遊休農地は、新しい活用の可能性を秘めています。例えば、有機野菜の栽培拠点の整備、移住者や新規就農希望者に提供、子どもたちや地域住民を交えた農業体験の場、さらに、農機具のシェア・貸出し制度の導入などです。初めて農業に取り組む方でも参入しやすい環境をつくるなどの取組は、単なる農地再生にとどまらず、地域に人を呼び込み、町の魅力を高め、将来世代へ農業を継承する大きな力になると考えられます。そこでお伺いします。1つ目。本町における遊休農地・荒廃農地の現状とこれまでの対策について、どのように把握されているか。2つ目。高齢化が進む農業従事者の状況を踏まえ、若手や新規就農者を呼び込むために、現在進められている施策の今後の見通しについてどう考えているのか。3つ目。有機野菜の栽培や移住促進、子どもたちを交えた農業体験、農機具の貸出しといった新たな取組について、今後どのように検討していくのかです。2つの質問として、自治会活動の高齢化による負担についてです。本町の地域を支える自治会活動の高齢化が深刻化し、従来の活動維持が困難になってきている自治会があるのではないでしょうか。特に、担い手不足による活動負担の偏りや、組入り制度が移住者や若い世代の心理的な負担になっている状況が指摘されています。また、ごみステーションの管理や分別・当番制が、高齢者世帯や少人数世帯にとって重い負担になっていると地域の方からお声を聞いております。今後、人口減少や高齢化が進む中で、自治会活動の形そのものを見直していく必要があるのではないかでしょうか。これらの課題に対し、自治会活動の縮小・効率化、ごみ捨ての利便性の向上支援、例えば、ごみ出し支援員やステーション運営の簡素化、組入り制度の柔軟化など、時代に合わせた仕組みの見直しと支援が求められているのではないかでしょうか。高齢化による自治会活動の負担について、町としてどのように現状を把握されているか。2つ。組入り制度について、時代に合わせた柔軟な仕組みづくりを支援するお考えはあるのか。3つ。ごみ捨てに関する課題、特に高齢者や少人数世帯の負担軽減、組入りをしていない世帯のごみ捨て等、どのような対策を検討されているか。以上3点について町長の御所見をお伺いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えします。初めに、耕作放棄地の有効活用と移住促進についての御質問ですが、まず、本町における遊休農地・荒廃農地の現状と、これまでの対策について、どのように把握されているのかにつきましては、地目上の農地面積のおよそ半分は、遊休・荒廃農地となっており、年々増加傾向にあります。対策として、農業委員会で農地の貸し借り希望者の情報を受け付け、マッチングにより、当該農地が耕作

放棄地になることを防いでおります。2つ目の高齢化が進む農業従事者の現状を踏まえ、若手や新規就農者を呼び込むために、現在進められている施策の今後の見通しについて、どのように考えるのかにつきましては、国補助の経営開始資金や設備投資の補助に加え、令和5年度から新規就農者の借入金に係る償還金補助を町独自に実施しており、今後も継続したいと考えております。3つ目の有機野菜の栽培や移住促進、子どもたちを交えた農業体験、農機具の貸出しといった新たな取組について、今後どのように検討していくのかにつきましては、まず、貸したい農地と借りたい農地の条件一致が前提となると考えております。新規就農者が借りたい農地は、平地の条件のいい農地がほとんどであり、条件の不利な耕作放棄地を希望する方は、見込めないのが現状となっております。また、有機野菜の栽培拠点の整備につきましては、収益性の見込めない作付けになることから、町の補助による農地整備を行う予定はございません。本町における耕作放棄地のほとんどは、中山間地域の傾斜のきつい農地であることから、子どもたちなどの農業体験の場としても適しておらず、また、移住者や新規就農者に対し、負担を強いる条件不利な耕作放棄地を紹介することも適切ではないと考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。次に、大枠2点目となる自治会活動の高齢化による負担についてとの御質問ですが、まず、木下いづみ議員も御承知のとおり、自治会は、同じ地域に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民組織であり、その活動は、行政から独立し、それぞれの地域の実情に沿った主体的なものであると考えております。御指摘のとおり、一部自治会におきましては、組入りの問題や高齢化による担い手の不足などから、従来の自治活動の維持が難しくなっているところがございます。これらの問題につきましては、数年前から区長会でも検討課題に上げられており、運営状況や高齢者対策等のアンケート調査を実施するなど、各自治会が抱える問題や対応策を集約した上で、参考となる自治会の取組などを共有していただいております。そのような中、昨年度には、区長有志による自治会加入促進マニュアルが作成され、自治会への加入促進に関する手順や方法、想定されるQ&Aなどを掲載し、自治会の存続に向けて区長全員で共有を図っておられます。自治会運営は、地域によって様々であり、活動内容に応じた自治会費の徴収なども一律ではなく、区長会においては、全てにおいて統一ルールをつくることが最善とは考えておりません。自治会加入促進マニュアルの冒頭には、能登半島地震などの甚大な災害を通じ、改めて人と人とのつながりや助け合いの大切さ、重要性が注目されており、自治会と行政の協働により、安全で安心な地域コミュニティの構築を進める必要性が生じてきたとあり、まさにそのとおりであると考えております。区長会では、今年度も自治会課題検討部会が立ち上がっており、御質問にありました高齢化による自治活動の負担への対策や組入り制度の仕組みづくり、ごみ捨てに関する課題など、地域が抱える課題について、区長会を中心として検討していく予定となっております。そのため、現段階におきましては、行政主導で自治活動の対策を検討するのではなく、地域と行政がともに協力し、補い合って、時代に合った柔軟な仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上で木下いづみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 木下いづみ議員。

○2番（木下さいみ） 古谷町長、丁寧な説明ありがとうございます。今おっしゃられたように、本町においての遊休農地・荒廃農地の拡大について、今後、その急斜面とか荒れているところを、今後、何か対策をしていくっていうことは、私自身も難しいんじゃないかなとは思うんですが、でも、できないできないばっかり言っていても、今後、この砥部町の今までできてきた、この農業をしてくださっている方たちが守ってくれていた、この農地であつたりとか、自然の中っていうものを、どうにかして守つていけるようなことができないのかっていうことも、やっぱり考えていく必要はあると思うんです。そこで、先日、農林水産省の方から、今後10年後に後継者が決まっていない農地が、17都道府県で5割を超えてっていう結果が公表されたという発表があったと思うんですけど、私も農業経験はございません。でも、子どもの頃から農業されている方であったり、今でも農業を皆さんやっている方とお話しすることもたくさん増えてきました。そういう中で、砥部町としても、地域計画、農業に関しての地域計画っていうのを令和7年の3月末までに策定をしないといけないっていうことが全国的に言われてきたと思うんですが、その地域計画っていう部分にも、その荒廃農地の件とか、耕作農地のこととかっていうのが触れていると思うんですが、私も今回このような質問をさせていただくので、いろんなことを自分なりに勉強してきました。でも、実際現場でお仕事をされている人たちのお声を聞かないと、これって農業されている方だけの問題ではなくって、砥部町全体のこととして考えていかないといけないと思うので、そこでもう少し詳しくお聞きしたいのですが、本町の現状について、農水省の調査での、10年後に3割の農地が耕作者が不在となるということに関して、砥部町においてどれぐらいの見込みを把握されているのかっていうところを、まずは教えていただけますか。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 木下議員の御質問にお答えいたします。報道がありましたような10年後に後継者が決まっていない農地につきましては、本町のデータでは436件のうち284件、つまり65%の農地が後継者が決まっておりません。以上です。

○議長（東勝一） 木下さいみ議員。

○2番（木下さいみ） 池田課長ありがとうございます。65%が後継者が決まっていないということで、ここについて、その地域計画の中で、今後の10年間の計画っていうのを策定されて、順次進んでいっていると思います。この4月から。計画の中で、今後の方向性であるとか、また、その計画の中での策定委員であるとか、何て言ったらいいのかな、計画の中で実行してきた経過を、住民の方たちにどのようにして公表していくのかとか、共有の方法であるとか、そういうところはどのようにお考えなのか、教えてください。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 議員の御指摘のあった地域計画につきましては、従来、人農地プランとして策定した計画を、法律改正によって新たに地域計画として位置づけて、さらに見える化を行うために、目標地図というのを策定をいたしました。この地域計画の結果については、大変残念なんですが、ほとんどの農地が現状維持、あと、一番多いのが検討中というところでまとまっています。つまり、本来の目的というのは、農地を集約していこうとい

う計画なんですが、本町のような中山間地域で、先ほど来からおっしゃったように荒廃農地が多いところでは、なかなか集約化が進まない、で、砥部町と同じような状況というのは、全国の8割の自治体で、集約化が進んでいるのは、大水田地帯である東北とか北海道、約2割の自治体だとのことです。この地域計画の策定については、これまでに各校区別に協議会を行って、最終的には審議会で策定させていただいたんですが、内容については、現在砥部町のホームページで公表をしております。以上です。

○議長（東勝一） 木下さいみ議員。

○2番（木下さいみ） 地域計画については、私もホームページの方を拝見させていただきました。結局10年後に農業をする担い手も少なくなって、どんどん農作物ができない土地が広がってっていうことは、砥部町には農業がもう存在できないぐらいなっていくわけではないかなと。その砥部の奥の方とか、すごく自然が豊かな地域とかあると思うんですけど、そこに稻の棚田など、すごく私も見させていただいて、こんなすてきなところがあるんだなと思うようなところがあります。そこで、私は考えるのが急降下で作物ができないとか、そこに、移住者にお貸しして農業をすることが困難だっていうようなところを、ある程度、ちょっとモデル地域みたいな感じで、何かできないかなと。ていうのを考えてみたんです。結構都会の若者とかって、田舎での農業っていうのを興味を持っているっていう声も聞かしてもらっています。そこで、都会の大学生たちに、これ、私の個人的な考えなんですけど、大学生に砥部の農業体験、インターンシップみたいな形で、農業体験を一定期間、1週間とかそういういったところを、農業の収穫体験であったりとか草刈りであったりとか、それをしながらその地域での特産品を生かした郷土料理と一緒に作るような、何か事業というかそういうところをすると、また違った形で、そのもう何もできない場所が新しい視点で生まれ変わるんじゃないかなって。そんな考えをしてみたんですけど。草刈りも大変やと思います。その草刈りに、なんか活用できるのが、えっとですね、草刈りというか、その棚田をちょっと改良するというか、そういうところに棚田地域振興活用加算とかっていう、何か補助みたいなものがあるということを見つけたんですけど、それが愛媛県の中でも砥部町も何地域かそれに対応するみたいなことを書かれていたんですが、そこら辺のことは活用ができるのかどうなのかなっていうところを教えていただけませんか。

○議長（東勝一） 農林課長。

○農林課長（池田晃一） 木下議員の御提案に水を差すようで申し訳ないんですが、おっしゃっている耕作放棄地の問題の本質というのは、たくさん荒廃農地があるということではなくて、その農地の所有者が切迫してないと考えていることです。また、おっしゃってるような災害などにつながるような顕著な傾向はございませんので、砥部町としても、今すぐ荒廃地や耕作放棄地を何とかしようという動機づけというのがございません。逆説的なことを申し上げて申し訳ないんですが、担当課長として一番妥当な解決策というのは、荒廃農地を山林化することだと思います。これだけ膨大な荒廃農地があって、どうにもならないという状況の中で、今一番妥当だと考えられるのが、地目、農地を山林に変更することです。これは、数年前から国も推進しておることで、手法としては、農業委員会が非農地判断というの

をして、それが認定されれば、税務課の固定資産税係が動いて、法務局に対して職権で地目変更してくれと申出を行います。ただ、この取組を行うためには、かなりの作業量、またコストもかかりますので、そのタイミングについては、今検討中のところです。なので、御提案の御期待に沿えない回答なんですが、現状の分析としては以上のとおりです。

○議長（東勝一）　木下さいずみ議員。

○2番（木下さいずみ）　山林を目指しているんですね。でも、山林にならない部分も少しぐらいは残っているんじゃないでしょうか。そこで、今のマッチングのこととかいろいろあるんですけど、やっぱりその一部の部分でも、何か活用、新たなことを、やっぱり古谷町長、やってみるっていうこともありなんじゃないでしょうか。子どもたちを交えて、その農地を、これから未来を担う子どもたちと一緒に、少しの場所でもいいです、何かそういったところを、食育の観点からも考えて、自然を守る、砥部町を守るっていう部分で、何かできるようなことを想像できないですかね。ちょっと何か御意見いただけだと非常にありがとうございます。

○議長（東勝一）　古谷町長。

○町長（古谷崇洋）　木下さいずみ議員の御質問にお答えをします。確かにお気持ちちはもう痛いほどわかりますが、それを誰がどのようにっていうことがありますね、なかなか難しいというところだというふうに思います。農地というのは、基本的に誰かが所有しているものです。それをですね、今の何も検討していない段階で、なかなか取得して、子どもたちっていうもので進めていくっていうのも、何か絵に描いた餅のような形になっているので、具体的に事例等もですね、踏まえないといけないところだというふうに思いますので、なかなかですね、この場で、それを全力で進めていくっていうような答弁をしづらいかなというふうに、私答弁することはできません。私たちのですね、農業に関する考え方としては、先ほどからもですね、農林課長もおっしゃったように、しっかりとその平地で稼げるような農業っていうのをサポートしていく、高収益の柑橘であったり、作物をサポートしてきたというところがございます。ですので、基幹農家、本当に中心的に農業を支えてらっしゃる方の数が減ってきたとしても、その売上高というのは一定で保たれてきたということは、1人当たりの単価というものを、しっかりと保たれてきたということになります。ですので、砥部町の農業は、これからそういうことをですね、しっかりと続けていくことに尽くるんだろうというふうに思います。確かに耕作放棄地のですね、問題に関しては、私も胸を痛めるところであります。私の祖母もですね、大三島でみかんの農家やってたんですが、その農地見るたびに、もう全くなくなってしまって、山林に戻ってるものを見ると、20年前とかの風景がもうなくなってしまったんだという、そういうわびしさみたいなのを覚えるんですが、やはり先ほどから申し上げているとおり、その全てを救うことが難しいというのにはありますので、砥部町としては、これまでの農業政策の考え方っていうのを踏襲していこうというふうに思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一）　木下議員。

○2番（木下さいずみ）　ありがとうございます。わかりました。わかりましたが、またいろ

んな農家の方であったりとか農業委員の方と、今後私もお話をさしていただくような機会を持てたりとか、できることを私もやっていきたいなと思いますので、そのときには、またいろいろ御意見の方いただけたらと思います。そしたら、1つ目の、もう本当これ、今言ってたことは、すごくいろんなことを提案したくて、ここにいっぱいこと作ってきたんですけど、言えないでの、また今度にそれは言わせていただこうと思います。今度はですね、自治会活動についてですが、やっぱり自治会活動については、私も砥部で育ってもう40年以上になるんですけど、やっぱりだんだん高齢化が進んでいます。私たちの自治会もそうだし、他の自治会の方もやっぱり高齢になってきて、いろんな役ができないとか、その区の中でやっている行事が、もうできなくなったらよねとかっていう声は、たくさん聞いてきました。その中でも、ごみステーション、やっぱりごみのいろいろ分別が複雑化になってきて、分別をしているつもりだけど、できていないごみっていうのが、やっぱりステーションに残っちゃってるごみが、毎回あるんですよね。そのごみっていうのは、結局その地区の、その係をしている、そのごみの係をしている役の人が持って帰って、また再度分別をして、袋に入れ直して、次のごみのその種類の時に出すっていうことをやってたりするんですけど、結局それが、その自治会に住んでいる方のごみかどうかっていうのも、そこはわかりません。でも、結局その自治会に置いてあるごみステーションだから、やっぱりその地区の人がやらないといけないっていう部分もあるんですが、そこら辺が、なかなかやっぱり高齢に伴って、自分の団地の端の一番端に住んでる人が、ごみステーションの一番端のところまで、車もない、もう徒歩だけでよたよた歩きながら、そのごみをひつ提げて、自分の家まで持て帰るっていうところが、もうそれを見ていると、もう本当大変で、ちゃんとごみ出しができたらいいんだけど、なかなかそれが改善できないっていう部分もあったりして、そこで、自治会に入っていない人、入っている人のすみ分けではないけれど、ごみの処理の仕方っていうの、処理っていうか、そのステーションに捨ててもいいですよ、捨てては駄目ですよっていう、何か枠決めみたいなんていうのは、町として定めがあるのかどうなのか、誰でもごみ捨てしているんだよって、近くにあるところにとか、そういうふうに思われてる方もいらっしゃるし、区のどこだから区でしか捨てたら駄目なのよっていう人もおられるし、そこら辺のところがちょっと曖昧な部分があるので、そこに関して教えていただきたいと思います。

○議長（東勝一）　土居町民課長。

○町民課長（土居透）　ただいまの木下いずみ議員さんの御質問にお答えいたします。自治会未加入者に対して、町の方がごみの捨て方を指示したり、ステーションの利用を制限することはありません。町が指定するごみステーションは、各自治会が管理しており、適切な管理をするため、自治会によって工夫されたルールづくりがされております。住民がごみステーションを利用しやすく、かつ清潔に維持管理するために、定期的な清掃や修繕費も必要となることから、自治会への加入をごみステーションの利用条件としている自治会も実際ございます。自治会未加入者から、ごみの搬出について砥部町に御相談があった場合はですね、自治会に加入していない理由や、それぞれの事情を自治会の方に御理解してもらうなど、相互でごみの搬出方法について、お話しをしていただくよう助言をさせていただいておりま

す。また、高齢者などがごみ出しが困難な方に対しては、戸別収集サービスを実施している自治体もございますが、現在砥部町においては、各自治会の工夫されたルールや近隣住民などの助け合いにより、支援が行われている事例の方がございます。町としましても、このような共助の活動が広まるよう、地域コミュニティのつながりを強め、住民主体のまちづくりを推進していくことが大切であると考えております。また一方で、高齢化が進む社会では、ごみ出しの問題は、大きな課題であると認識しておりますので、今後は、高齢者福祉に配慮したごみ収集について、考慮し検討してまいりたいとも考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 木下いづみ議員。

○2番（木下いづみ） 今の回答で、そこの自治会との協議で、自治会に加入していない人でも、その自治会がいいよと言えば、ごみはそこの自治会で処理できるということでおろしいんですかね。でも、そこが、自治会に入らないんだったら、ごみを捨てさせませんよって言った場合は、どういうふうに対応すればいいんですか。

○議長（東勝一） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） ただいまの木下議員さんの御質問にお答えいたします。自治会の方が駄目ということですが、そのあたりは、もう砥部町としては口を出すことができませんので、その方とですね、どういった搬出方法について話をさせていただくようなアドバイス、いうことをさして、先ほどもお答えした同じ答弁なんですが…、いう回答となります。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 木下いづみ議員。

○2番（木下いづみ） すいません。私の質問がちょっとうまく伝わってないみたいなんですけど、その自治会に入ってない単独の世帯さんたちは、どのようにごみを処分したらよろしいんでしょうかということです。

○議長（東勝一） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） 木下議員さんの御質問にお答えいたします。自治会に入ってない方につきましては、その方がどうしても自治会に入らないことであれば、個別に収集業者さんと契約するという方法もあります。あとは、もうその自治会との話合いで、そのごみステーションだけ利用させていただくことを、費用負担で解決するというような御案内もさせていただいております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 門田副町長。

○副町長（門田敬三） ただいまの木下議員さんの御質問に追加で御説明をさせていただきます。まず、基本は区の方と協議をしていただくということになります。区の方として、どうしてもそのごみをやはり受入れができないと、ごみステーションに出すのは駄目だといった場合につきましては、もうごみは、出す方が、直接美化センター若しくは佐々木産業に持ち込んでいただくという方法をとらざるを得ないということになります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いづみ議員。

○2番（木下いづみ） すいません副町長、今言われたのは、直接その方が持っていく、美化センターなり佐々木産業に持っていくということですかね。そのときに対する費用とかつていうのは、どのようになるんでしょうか。

○議長（東勝一） 回答できませんか。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 木下議員さんの質問にお答えさせていただきます。持ち込みの方につきましては、もう個人の負担となります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いづみ議員の御質問にお答えをします。この、ごみ問題ということはですね、これまで慣習と、これまで各自治体のルールと、自治会のルールとですね、かなり混在していることがありますね、これまでの答弁の中でも十分に推察できるものだろうというふうに思います。例えば、ある地区では、ごみのステーション絶対使うことはですね、加入しないとできないということであったりですね、それじゃなくても利用できるという、私の住んでいる地域などもありますけれども、そのあたりの問題が置かれている、既にずっと残っているというか、ずっと見直されることがなかったというのが現状でございます。というのは、法律上の、私たち自治体は地方自治法によって、あるいは憲法によって、そのですね、存在っていうのが認められていますが、自治会は、あくまで任意の団体でございますので、その法的な根拠っていうのも、そもそも違う。すなわちですね、私たちの指揮命令系統というもの下に自治会があるわけでは決してないわけなんです。ですので、私たちが定めたルールというものが、自治会に全てを聞いてくれっていうことがありますね、なかなか難しいということでございます。これが、今のごみ問題に端を発しますけれども、自治会と自治体の根本的なですね、立場の違いでございます。それがですね、そういった背景があって、この問題に関して、2つの観点があるというふうに考えました。まず、高齢者の方ですと、高齢者の方で、例えば団地の方で排出ごみを持っていくのが難しい方の対応というものは、先ほど町民課長からも話がありましたが、各自治会においてボランティアであったりですね、というものが行われている現状がございます。こういったところはですね、他の自治体では総合事業といいまして、そのごみ捨てをしてくれたボランティアの方に、何かインセンティブというか、そのお礼、報酬のようなものをお返しするということをやっている自治体がございます。これはですね、介護福祉課を中心に、現在ちょっと検討してほしいということを言っていますので、その搬出困難な高齢者の方の問題に関してはですね、そういう福祉の観点から対応していくふうに考えております。一方で、自治会加入の非加入者の方でございます。これは、もうそもそも自らの意思によって、自治会に入らないという選択をとった方でございますけれども、ここに関しても、現状の問題で言うと、自治会のルールに基づいて運営されれば、それに、町が先ほどの説明で申し上げましたとおり、指揮命令系統下にありませんので、そこのルールに関して、何かこう、絶対おかしいだらうっていうことをですね、言うことはできないんですが、この問題はですね、かなりもう本当に長い間言われてきてますので、その在り方の検討を、ちょっと自治体の在り方、自治体としてどうしてほしいとかはですね、しっかりと検討がまず必要だというふうに思います。それでですね、負

担になっていることに関して、自治会と共同して、ともに在り方を考えることから始めていく、その段階であると思いました。これはですね、今年起きた問題ではなくて、何十年にもわたって据え置かれていた問題なんだろうというふうに推察いたします。こういった議論の場をいただき、ありがとうございました。これは継続して検討してまいります。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 木下議員。

○2番（木下さいみ） ありがとうございました。ぜひとも高齢者の方たちの負担軽減になるように、担当の介護福祉課の方でもちょっと考えていただいて、よい方向になればいいなと思っています。いろいろ自治会活動についても、今後いろんな課題が出てくるとは思いますが、その都度、また行政の方たちともいろいろ協議をさせていただきながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 木下さいみ議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前3時45分の予定です。

午後3時30分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（東勝一） それでは再開します。9番原田公夫議員。

○9番（原田公夫） 9番原田でございます。今回も2問質問させていただきます。まず第1点目ですが、中学校部活動の地域移行についてでございます。令和4年9月議会において質問をしましたが、検討委員会を立ち上げ、推進計画を作成するという答弁でした。しかし、質の高い指導者の確保、活動の内容や質の地域間格差、生徒側に生じる金銭的負担、運営主体がわかりにくい、国の予算の裏づけ、活動場所の変更、休日と平日の指導体制の違いなどの課題があり、なかなか進んでいないように感じています。本町の現状と今後の方向性についてどのように考えているのか、教育長にお伺いします。2点目ですが、全国学力テストの結果に対する対策は。令和6年9月議会において質問しましたが、授業力、組織力、省察力の向上に取り組むという答弁をいただきました。本年も7月に県教委が結果概要を発表しましたが、小6国語と中3数学・理科が全国平均を下回っていました。その要因として、1つ目、勉強時間の減少、2つ目、学習指導要領にある知識・技能の定着不足、3つ目、家庭の経済的な背景、4つ目、SNSやゲームなどのデジタル環境の影響があると分析されています。また、保護者調査では「学校生活が楽しければ、良い成績をとることにはこだわらない」と考えるかどうかの質問がされ、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の合計は小6が59.7%、中3が52.4%でした。成績にこだわらない保護者が増えている状況は大きな問題とみています。今後の学習対策はどのようにしていくのか、教育長にお伺いします。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。初めに、中学校部活動の地域移行についての御質問でございますが、現在の取組状況につきましては、令和5年度に設置いたしました砥部町地域部活動検討委員会におきまして、これまでに、小学校5年・6年生や中学生、中学校の教職員及び部活動に参加している中学生の保護者へのアンケート調査を行い、部活動に参加する目的や休日の部活動がなくなった場合の対応などを確認しております。また、本年7月に開催いたしました検討委員会では、今後の取組について協議を行い、町内スポーツクラブとの意見交換の実施、部活動の地域展開における課題の整理、休日の受入対応及び外部指導者の確保について種目単位で協議を行っています。本年5月にスポーツ庁から出された地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめにおきまして、令和13年度末までに休日だけでなく平日も含めた部活動の地域展開を目指すこととされており、本町といたしましては、令和8年度以降は、特別な場合を除き休日は学校部活動を廃止し、可能な部活動から地域活動への展開を図っていきたいと考えております。部活動の地域展開におきましては、技術力の向上を目的とし継続的な活動展開や、地域での幅広い多種・多様な体験活動を含めて、令和13年度末までの取組計画を本年度中に策定したいと考えております。原田議員御指摘のとおり、本町の取組は遅れ気味でございます。活動主体や活動場所、指導者の問題など、様々な課題を解決していくかなければなりませんが、場当たり的なものとならないよう、将来の砥部町の姿をしつかり描き、子どもたちが継続的にスポーツや文化芸術活動などに親しむ機会の確保・充実に取り組んでまいります。次に、全国学力テストの結果に対する対策はとの御質問でございますが、全国学力テストにおける本町の状況は、小学校は全教科において、県・全国平均を下回り、中学校的国語は、県・全国平均とほぼ同じ、数学と理科は、県・全国平均を上回る結果となっております。全国学力・学習状況調査によりますと、「授業内容がよく分かる」の項目が高い教科は、結果にも表れていることから、日々の授業が児童生徒の学力向上につながる最も重要な要件であると考えております。そのため、ICTの効果的な活用事例を全校で共有することや、デジタルとアナログとを効果的に活用し、授業力向上に向けた授業改善を行っております。その一環といたしまして、砥部町学力向上推進委員会が主体となり、町内での授業研修会に加え、各学校内で教員が相互に日常の授業を見せ合う相互授業参観を実施して、教員の授業力、指導技術を高めるための取組を行っております。また、家庭学習の質の向上と習慣化を図るため、町が作成しました「家庭学習の手引き」や「学習環境づくりのポイント」に加え、各学校で作成している「家庭学習の手引き」を配布し、学校と家庭との両面で学力の定着に取り組んでいます。テストの点数イコール学力ではなく、多面性に目を向けた取組が大切だと思いますので、これらの取組を改善しながら継続していきます。加えて、朝の時間のドリル演習、端末を活用した家庭学習、対話活動を効果的に取り入れた協働的な学びの充実、まとめと振り返りの工夫、読書活動を進める取組のほか、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実も図ってまいりたいと考えております。以上で原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 取組としては、アンケート調査を実施して、それに基づいて検討委員会で今後の方針等について取りまとめておる段階というふうな答弁であったかと思います。8年度から13年度に向けて、地域移行について、特別な分について進めていくというような答弁であったかと思います。まず中学校等において、結構働き方改革もほかの部分も含めて進んでいると思うんですが、現在、教員等は部活動に全員参加をしておるのか、希望者だけが参加をしておるのか、わかつたら教えてください。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 原田議員さんの御質問にお答えをいたします。中学校の教職員の部活動の関わりでございますけれども、全ての教職員が関わっているわけではございませんが、ほぼほとんどの教員の方が、何がしかの形で関わっているのが現状でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 全員ではないが、ほとんどが関わっているということですので、大体の人は部活動に教員の人が関わっているんではないかということで、働き方改革のところで、部活動を地域移行へ持っていくこうというようなことが初めにあったように思うんですが、そういうことについては、今のところは、まだ検討段階であり進んでいないというふうに聞こえます。今年度、異常気象と言われておりますが、部活動の熱中症対策として、夏場の時間帯、暑い時間帯には部活動をしないとか、エアコン等入れば可能かと思いますが、現時点では、そういうことに対して、運動時間帯の制限とかは設けることはしておりますか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの原田議員の御質問にお答えをいたします。部活動なり学校の活動におきましては、この熱中症に関しては、暑さ指数の分ですけれども、そちらの基準値の方を常に計測をしながらですね、そこの基準値を超えた場合には、活動を直ちに停止する、また、活動しないというような形で熱中症の対策を図りながら、活動の方は実施しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 基準値を決めて対応しておるということで、健康面には配慮しておるというような答弁であったかと思います。地域移行については、8年度から13年度までに、ある程度特定の分についてやるというようなことでございましたが、2031年度までに、休日は部活を移行目指すというのがスポーツ庁と文化庁の見解であろうと思います。その26年度からの6年間を改革実行期間と設定し、平日の取組を同時に進めていくこうというような提言のようございます。民間クラブの活動費については、保護者の負担額の目安を示すように国に求めたり、クラブの信頼性を国と地方公共団体で担保する仕組みの構築を要請しておるというようなことでございます。また、全国のその取組の調査があったわけなんですが、24年度までに休日を地域移行や他校との合同での活動に乗り出した部活動の割合が、運動部で37%、文化部で28%だったようでございます。本年度につきましては、見通しではございま

すが、運動部で53%、文化部で45%となる見通しということでございます。本町につきましては、今のところサッカーとかバドミントンとかいったスポーツについては、地域クラブの存在がございますので、そういった方へ移行しておるんではないかと思いますが、そういったことを含めて、本町の地域移行、現在できている部活動の割合といいますか、そういったのはどのぐらいでしょうか。

○議長（東勝一）伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真）原田議員さんのただいまの御質問にお答えをいたします。学校の部活動につきましては、サッカーについては、今、地域クラブの方で実施をしているところで、学校の部活動にはなくなっております。これは、数年前の話でございますけれども、現在の部活動からですね、地域の方に展開が進んでる分っていうふうに関して、具体的にこれがこうなりましたっていうところは、明確には実績はございませんが、例えば水泳の教室に通われている生徒とかですね、学校の部活動と、それと併せてその地域クラブの方で活動しているのは、そのバトミントンの方とかですね、バスケットボールとか、あと柔道、剣道、そういうふうな形で両立でされてる生徒さんっていうのもいらっしゃいます。ですから、完全に部活動そのものが地域の方に、もう今移行をできているっていうことでいいまと、水泳とサッカーという形になろうかというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）原田議員。

○9番（原田公夫）具体的には、もうサッカーと水泳というようなことでございます。あの部活についても、順次そういった方向性が見られるようになるんではないかというふうな感じではございました。また、スポーツ庁は、2026年度からモデル事業を始めるようございます。それは、小学校の体育専任教員をしながら、中学校の部活動指導員を兼ねる働き方を推進したいというようなモデル事業のようでございます。そういった、本町がそれに該当するかどうかはあれなんですが、もしそういうことになった場合、本町の今の教員の部分で、可能性というのはどの程度あるとお考えですか。

○議長（東勝一）伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真）原田議員さんのただいまの質問にお答えの方をさせていただきます。小学校ですね、体育の教員については、現在、加配という形で、その体育の専門枠の教員の配置っていうものが順次進んできております。県の教育委員会としても、来年度以降、その加配枠についての増加っていう部分のところの取組っていうのをしていくというふうには、今お伺いはしておりますが、決定ということではなくて、どれだけですね、確保できるかっていうところも確定してるわけではないということですが、ただ、小学校の体育教員の専科枠の拡大を図っていくということでは、取組としては聞いておりますので、その中で、町内の小学校の方に配属された体育専科の教職員が、そういう形で部活に関わることが可能かどうかっていう部分については、その状況を見極めながらですね、その当該教諭の方とも話しながら、可能性があるようであれば、その取組というものもぜひ進めていかなければというふうには考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 民間移行すると、民間というかクラブ地域移行とかそういうことになると、やはり経費の問題が出てこようかと思います。そういうことで、サッカーとか、何とか3,000円とかいうような数字聞いたことがありますけど、そういうことも含めまして、先日新聞に載っておったんですが、東温市がふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングを始めたと。月末までで目標額が100万円というようなことやったですが、そういうことの費用で地域移行の財源に充てようというようなこと載っておりましたが、本町においては、このような取組をする考えはございますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えをいたします。今日も先ほどの答弁でお伝えをしたようにですね、企業版ふるさと納税であったり、ふるさと納税、あるいはガバメントクラウドファンディングっていうものの活用をですね、様々な分野で進めていこうというふうに考えております。その中の内数の1つとして、それをもって部活動に充てるという考え方も、十分検討の範囲に入ってくると思います。そういうこともですね、併せながら、どうやって財源をですね、圧迫しないかということを常に考えていることですので、原田議員からお話のあったことをしっかりと検討させていただきたいというふうに思っています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） それともう1点、東温市の記事のところで、町職員がそういう指導者になる可能性も見据えて、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則を一部改正して、職員が部活動に参加できるというようなことを、「職員の技能を活用した市の地域貢献活動に従事する場合」という文言が追加されたわけですが、本町の場合、条例の規則の中で、そういう具体的な具体例は書かれておりませんが、強いて言えば、最後の「各号に規定する場合のほか、任命権者が町長の承認を得て定める場合」というのがオールマイティーかとは思うんですが、東温市のように、具体的にそういうことにも市町職員が参加するための条例改正とかいうのも検討の範疇に入るんじゃないかなと思いますが、もしそういうことが可能、検討することが可能かどうかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 原田議員の御質問にお答えさせていただきます。部活動ではないんですけども、これまでですね、これは1日だけの取組にはなりますけども、広田小学校なんかがスキー教室に参加する場合に、これ、平日の授業の時間帯になりますが、職員の有志ですね、指導に当たるという取組をやっております。その時には、職務専念の特例を出してですね、免除して対応しておりますので、部活動についてもですね、同様の対応は可能かと考えております。その上で、条例改正が必要ということであれば、対応したいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 先ほど、休日には云々というのがございましたが、部活動で、やはり

平日は学校から帰りとか夕方とかいうのあろうかと思うんですが、休日ともなると、送迎というものが一番課題になっておるようですが、もしそういう送迎が必要な対応が迫られることがあった場合には、そういったことも検討される予定ありますでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問でございますけれども、これは、今後のその事業計画を立てる中でですね、そういったことが洗い出されてくると思います。それは、1つの検討事項としてですね、上がってくるものと私は今思っておりますので、その時に、どういうふうに、どういうふうな方向、いろんな方向で物事を考えていかなければいけないと思うんですけれども、どう方向性を出すかということに、その時になるんだと思います。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 先日あれ、郵政ですか、郵政、職員多いもんですから、その中には特技を持った人がいっぱいいるということで、そういった人が地域貢献をしていこうということで、郵便局の活動ということで、地域に還元していこうということで、そういった取組を行っている事例があるようでございます。そういったことある中で、伊予市では、地域おこし協力隊員に指導者委嘱してやっておるとかいうようなことが載っておりました。何かサッカーでしたか、何かの選手やった経歴があるとかいうようなことやと思うんですが、本町の地域おこし協力隊員につきましては、そういった可能性のある人が来ておることはどんなでしようか。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。地域おこし協力隊につきましては、今現在砥部町には1人もいない状態ですけども、地域おこし協力隊につきましては、その目的プロジェクトに応じて、募集を行って採用するということになります。仮に指導者として地域おこし協力隊を1つのプロジェクトとして募集して、その方が手を挙げて来ていただければ、そういう方を採用することは可能です。ただ、地域おこし協力隊の任期が3年となっております。3年で終わるものではないものについてですね、その後の継続がどのようになるかっていうのは、すごく大事な視点にならうかと思います。地域おこし協力隊で先生を招集すること可能ですが、その後、地域おこし協力隊で来ていただいた方が、砥部町に移住してその後も継続していただける、そのような仕組みもつくっていかないといけないということが、背景にあろうかと思います。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） あと、地域移行した場合に、やっぱり部活動活動費というので、お金が発生してこようと思うんですが、そういったことに対して、助成をするとかいうようなことは検討できないでしょうか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。先ほど教育長の方からですね、今後の検討していく中で、いろいろな対応、それから助成というのも

含めてですけれども、必要性というものが検討されていくという形では考えております。そこについては、必要な部分については、必要な形で対応はしていかなければならないと考えておりますので、また今後、その具体的な形の取組について、その都度検討の方をさせていただければと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 検討していくことで、先ほど質問した内容につきまして、盛り込まれていかれるこれを期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。次に、学力テストの件でございますが、先ほど教育長の結果の分析と改善策という点について答弁いただきました。そん中のところで、私ちょっと、なぜ小学校が全体的に全国平均を下回っておったかというところを見たときに、先ほど教育長も言いましたが、授業を、ＩＣＴを使って授業を習熟しておるとか、授業内容がよくわかるとか、できるとかということで、授業改善が一層進んでおるというようなことでございました。そういう中で、既に習ったことが身についてないということで、その結果が、小学校が全国平均を下回ったというように分析されておりました。そういうことから考えると、小学校の部分で、教える側か学ぶ側か、どちらに問題があるのかということはあれなんですが、そのことに対して、今後どういった改善を考えてもらえるか、そのあたりについて御答弁いただけたらと思います。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問でございますけれども、やはり私が考えるのは、この授業力を上げていく、これが一番ではないかと思います。いろいろとＩＣＴを活用したいろんな授業が展開されてきております。当然そのＩＣＴを活用した授業、これを効果的に進めていくというのも大切でございますけれども、それを使って技術力、そういったものを上げていく、これが私は一番だと思っております。日野議員さんのＧＩＧＡ構想のときにもですね、お話をしましたけども、やはり効果的、それをどのくらい上げていくのかって、やはり見える化していくことは、非常に大切なことだというふうに考えておりますので、今後は、その見える化につきましてですね、検討していくということも必要だというふうに思っておりますが、繰り返しになりますけども、私は、技術力、授業力、これを上げていくのが一番だと、それと併せて、やはり家庭学習ですね、これは、やっぱり家庭とですね、やっぱり連携をしていって、家庭学習を充実させていく、これも必要だと思っております。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 授業力と技術力は上げるというのと、家庭学習が大事だ这样一个でございました。全体的によい結果に対する対策というので、今回、愛媛県で全国下回るものが何点かございました。その要因として、いろいろ分析載っておりましたが、その中で、文科省の方の調査ではございますが、学校外の勉強時間が短くなったと。あと、勉強時間が長いほど成績は高い傾向だったと。塾なども含んで、平日の勉強時間がどのくらいあるかということで、小学校6年生が1時間3分、前回より6分減ったと。中学校3年が1時間23分、これが11分減と。やはり6分、11分減つておると。変わって伸びたのがゲームやス

マートフォンの時間というようなことで、平日の平均時間でございますが、小学校6年生がゲームで1時間43分、前回の調査より18分増えたと。スマホが1時間5分で22分増えたと。中学校3年がゲームで1時間48分、前回より22分増えたと。スマホが1時間56分と20分増ということで、やはり勉強時間が少なくなったけど、ゲームやスマートフォンする時間が増えたというのが、実際出ております。こういったことで、最初に言いましたように、勉強時間が長いほど成績はよかつたというような傾向があるようでございます。最初の質問の時に、親の調査として載っておった、学校は楽しければそれでいい、学力はあまり気にしない親が増えているというこの現状があるということについて、教育長、どういうふうにお考えですか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。原田議員さんが御指摘いたしましたその調査につきましては、令和6年度の調査で明らかになったことだと思っておりますけれども、これに関しましては、社会的、教育的な価値の変化、こういうものを反映してるんじゃないかというふうに思っております。今、生成AIが急速に我々の生活や教育分野に浸透をしてきております。今までとは質の異なる創造性や挑戦力といった非認知能力ですね。こういった学力競争として重視されるなどの学力観が変化をしてきているという中で、学歴イコール成功という単純な構図から、やはり子どもの幸福、個性の尊重といったことが重視されるようになってきているんじゃないかなというふうなことを思つておるところでございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 最初のアンケートにあったように、学力はほどほどでいいということで、学校は楽しくあればいいというような傾向がなっておるということで、価値の変化、非日常化しておるということではございますが、私個人としては、せめて全国平均と同じレベルであれば、今回中学校はそうだったんですが、小学校がちょっと全体が低かったということで、せめて全国平均に届くような対策というのは、これ難しいと思うんですが、どのように考えますか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。やはり、私もそのテストの点がなんですかね、いいからどう悪いからどうということではないんですけども、やはりいいにこしたことはないと、私は思つております。そういうことで、県の目標もそうなんですけども、やはり全国平均に達成を上回るというような目的を持っております。砥部町におきましても、やはりそれは大前提としてですね、目標に持つべきだろうというふうに思つております。それに対する対策、どういうふうにするのかというのは、今まで申し上げておりますように、やはりこの授業力をやっぱ上げていくということだと思うんですけども、やはりそれは先生の技術力、指導力を上げていくことになりますので、やはり適切な研修をしていくことであるとか、先ほど申しましたように、授業の公開をして授業力を上げていくとか、そういうことをですね、地道にやっていくということが必要なんじゃないかとい

うふうに思っておりますんで、これにつきましては、毎年同じようなことをやっていく、計略化していってもいけませんので、これは、やはりその時その時でですね、学力向上推進委員会、このあたりですね、十分に検討していくということになると考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） なかなか難しい問題であろうと思います。県の義務教育課の方でしたか、先ほど教育長言われましたように、授業研究会を開いて授業内容の改善を図るとか、あと、児童生徒の読解力を向上させるアプリの開発を進めるなどの対策に取り組むというふうなことを書かれておりましたが、この読解力を向上させるアプリの開発というのは、ちょっと具体的に、どういったようなものを想定しとんでしょうか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの御質問にお答えの方させていただきます。今、愛媛県の方が独自で開発をしております学習アプリのE I L Sがございますけれども、そちらの方に関しては、年々追加のアプリの方が機能を増加させた中でですね、読み書きの部分についても、そういう形でテストというか自主学習ができるようなソフトというものを追加していくっていうことでは聞いております。そういう形で新たに何かのアプリを開発するというわけじゃなくて、そこの基本にあるベースは、今県の方で開発しているE I L Sっていうものがあるんですけども、そちらの方を利活用した中で、そこに機能的に追加をしていった中で、そういう学習の取組に活用していくというふうな形で取り組むというふうには認識をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 今後、それに対応していくということでございましたが、いずれにいたしましても、やはりあの、学校を楽しいだけじゃなく、ある程度の学力が身につくよう、今後とも教育環境の改善と教師等の指導に十分指導をしていただきまして、子どもたちの学校生活が楽しくなるよう取り組んでいただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（東勝一） 原田公夫議員の質問を終わります。本日の一般質問は以上とします。明日引き続き一般質問を行います。本日はこれで散会します。

午後4時30分 散会

## 令和7年第3回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招集年月日                                    | 令和7年9月12日                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |
| 招集場所                                     | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |
| 開会                                       | 令和7年9月12日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 出席議員                                     | 1 番 大平将司      2 番 木下いづみ      3 番 佐野沙知<br>4 番 高橋久美      5 番 日野恵司      6 番 木下敬二郎<br>7 番 柿本 正      8 番 東 勝一      9 番 原田公夫<br>10 番 小西昌博     11 番 佐々木公博     12 番 松崎浩司<br>13 番 佐々木隆雄    14 番 西岡利昌     15 番 三谷喜好                                                                |  |  |
| 欠席議員                                     | なし                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |
| 地方自治法<br>第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町長 古谷崇洋      副町長 門田敬三<br>教育長 大江章吾      総務課長 松田 勲<br>企画財政課長 小中 学      地域振興課長 善家孝介<br>商工観光課長 森本克也      税務課長 佐々木毅<br>保険健康課長 岩田恵子      介護福祉課長 白形大伸<br>子育て支援課長 堀潤一郎      建設課長 門田 作<br>農林課長 池田晃一      町民課長 土居 透<br>上下水道課長 松田博之      会計管理者 古川雅志<br>学校教育課長 伊達定真      社会教育課長 山本勝彦 |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                       | 議会事務局長 藤田泰宏<br>専門員兼庶務係長 酒井英生                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| 傍聴者                                      | 6人                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |

## 令和 7 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

### ・開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 8 号 令和 6 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 3 報告第 9 号 令和 7 年度（令和 6 年度事業）砥部町教育委員会点検評価について

日程第 4 議案第 41 号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第 42 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 43 号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正について

日程第 7 議案第 44 号 砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部改正について

日程第 8 議案第 45 号 砥部町火入れに関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 46 号 砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 47 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について

日程第 11 議案第 48 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

日程第 12 議案第 49 号 砥部町こぶし食堂条例の廃止について

日程第 13 議案第 50 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 51 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 52 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 16 議案第 53 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 54 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 55 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 認定第 1 号 令和 6 年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 21 認定第 3 号 令和 6 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 令和 6 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 令和 6 年度砥部町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 25 認定第 7 号 令和 6 年度砥部町水道事業会計決算認定について
- ・散 会

令和7年第3回砥部町議会定例会

令和7年9月12日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（東勝一） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） おはようございます。ただいま指名を受けました15番三谷でございます。ちょうど本年は戦後80年を迎え、しかも私が88歳で、この議場、壇上で質問できることは、本当に町民の皆さんに感謝を申し上げる次第でございます。また、議員あるいは理事者の皆さんにおいて第二次世界大戦の経験をしている方は私だけだと思います。あえてこの場で申し上げますが、戦争において、砥部町においても、3人の兄弟が戦死された方が7件ございました。私どもは、入学する時は砥部国民学校に入学し、その昭和20年には、砥部小学校に変わりました。以来、戦争におけるそのつらい思い出という言葉を若干触れさせていただく、この機会以外ございませんので申し上げますが、実は砥部町でも空中戦がございました。そして、1人は東京の方ですが、広田の方へ落ちました。アメリカ人は落下傘で降りました。そして、広田で捕まって、砥部の派出所へ連れてこられました。その時に縄でぐるぐる巻いて、初めて外国人を見ました。目の色は違う、非常に身長が大きい、ほいて、釣りざおを持っとりました。子ども心に派出所行って、下からのぞき見ましたけれど、その上に銀紙のお菓子が入っておりましたが、その大人の方が言うのには、これは自殺用の毒薬だからって言いましたけれど、よく考えてみたら、あれチョコレートやったと思いますね。そんなことがありまして、私も9条の会議が終わりまして、この中に、戦争の体験をした町民の皆さんの中1人若干余裕がございまして、また、必要でございましたら差し上げても結構だと思います。当時小学校においては、朝校門で、各班の班長が、男子何名、女子何名、欠席ゼロということを言うて、教室に入って奉安殿で拝んで入りました。それから後は勉強じゃないんですね。校長先生が、運動場で日本勝った日本勝った、そういうことを私たちに植えつけられたんです。しかし、ある日突然日本が負けました。あれほど、校長が勝った勝った言うのに、なぜ負けたかという、当時小学校2年生ですが、子ども心に不安はありました。そういうことをしながら今日まで来て、ちょうど今、内閣においては、石破総理が辞職される予定でございますが、あの戦後80年の中で、私が最も尊敬しておる大平総理の秘書をしました伊藤さんという方が、今後の日本はいい政治家をつくる、そして、先端技術でもって日本は成り立っていくんだということを言われました。今まさに、それが当たっているように思います。そして、今日に至ったこの80年間で、あの戦争で優秀な若者を失ったこと、それが今日の日本の混乱を招いとる1つの原因でもあろうかと思います。戦争だけは、いかなる理由があろうとも絶対やっちゃいけない、阻止しなければいけないということを、この場

で皆さんに申し上げまして、どうか今後もそれを引き継いでいただきくことを、心より要望いたしまして、一般質問に入ります。余分なことを申し上げましたけれど、もうここ以外で申し上げる場所はございませんので、あえて申し上げました。お許しをいただきたいと思います。では、質問の方に入らさせていただきます。南海トラフ大地震の新たな被害想定についてお尋ねをいたします。本年3月31日、政府の中央防災会議・防災対策実行会議で公表した南海トラフ巨大地震の新たな被害想定では、全国で最悪の場合、死者が29万8,000人と前回の想定から8%減少しています。全国の他県の人的被害がおおむね横ばいとなっている中、愛媛県では死者の数が最悪の場合、前回の想定から倍増の2万4,000人であると示されています。そこで町長にお伺いいたします。本町の被害想定はどのように見込まれているか、また、被害の抑制に向けた対策について、具体的にどのような取組を行うのかお聞かせをいただきたいと思います。2点目。麻生小学校の放課後児童クラブにおいて、現在、利用希望者が定員を上回り、待機している児童がいることを知りました。共働きの家庭やひとり親家庭にとっては、子どもの安全と保護者の就労を支える極めて重要な基盤であります。支援を必要とする家庭は、今もこの瞬間不安を抱えており、悠長な対応は許されないわけであります。待機児童を抱える保護者の対応と、待機児童を解消するための具体的な対策はどう考えているのか、町長の御所見をお伺いしたいと思います。3問目。台湾有事の際の鶯歌区への町の対応について。本町は、昨年10月、台湾新北市鶯歌区と及び観光発展、陶芸人材の育成、国際の交流を共同で促進する覚書を締結し、深い友好関係を築いています。また、台湾から、東日本大震災の際には200億円もの義援金や支援活動があり、両国の友好関係は象徴的な例でもありました。万が一台湾が有事発生した場合、外交や防衛に関する対応は国の専権事項であることは言うまでもありませんが、町としてできるだけの範囲での対応を検討しておく必要があると思います。それで、町長の御所見をお伺いします。以上3点、よろしくお願ひをいたします。

○議長（三谷喜好） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 答弁に先立ちまして、三谷議員のお話にありました、戦後80年を迎えたことですね、御自身の体験から、私も本当に様々なことを感じさせていただきました。戦争を経験された方が少なくなっているこの現状を憂う思い、強く感じるところでございました。平和を保つのはですね、不断の努力が必要であるというふうに私自身も感じております。そして、そういった思いをですね、議員の皆様、そして理事者ともに感じさせていただく非常に重要な機会となったように思います。本当にありがとうございます。それでは答弁に移らせていただきます。三谷議員の御質問にお答えします。初めに、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定についてとの御質問ですが、3月に公表された、国の被害想定における愛媛県の死者数は、議員御指摘のとおり倍増となっておりますが、その要因は、津波の影響を見直した結果であると考えております。これを受け、現在愛媛県において、より詳細な調査を行っており、先般、前段となる自然現象、震度分布、液状化及び土砂災害危険度、津波高、浸水域の想定結果が取りまとめられ、中間報告がなされたところです。中間報告では、本町の最大震度は、前回と同じ震度6強となっておりますが、前回調査よりボーリング調査にお

いて精度を高めた結果、その範囲は国の想定を下回るものとなっております。現時点では、市町別の被害想定は示されておらず、年度末に見込まれる最終結果に基づき、本町の防災対策の根幹となる砥部町地域防災計画の全面的な見直しに着手することから、今、予断をもって本町の被害想定を見込むべきではないと考えております。引き続き、巨大地震の発生を想定し、確定的なデータに基づく地域防災計画の改訂に取り組み、実効性のある対策を講じてまいりたいと考えております。次に、放課後児童クラブについての御質問ですが、各小学校の児童数は、横ばい又は減少の傾向にあるものの、放課後児童クラブに対するニーズは増加しており、今年度当初、麻生小放課後児童クラブにおいて、23人の待機児童が生じたことは、大変心苦しく思っております。三谷議員御指摘のとおり、早急な対応が必要であると認識しております、教育委員会と協議した結果、次年度について、校内の空きスペースを確保いたしました。また、全校児童数に占める児童クラブ利用者の割合は、年々増加傾向にあるため、将来的には校舎内の空きスペースのみでは待機児童の解消につながらない可能性もあると認識しております。ですので、専用施設の建設も含めて検討をいたしております。いずれにいたしましても、将来を見据え、希望される児童が全て入所でき、待機のない児童クラブ運営を図ってまいりたいと考えております。最後に、台湾有事の際の鶯歌区への町の対応についての御質問ですが、現状、本町が実施できる協力としましては、義援金を募ること、食料品や生活物資を国経由で提供することなどが考えられます。このように、町単独でできることには限りがありますが、有事の際、新北市鶯歌区から要請があれば、友好都市関係を大切にしつつ、できる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。今後、ウクライナ侵攻の際の自治体の対応などを参考に、住宅・生活・教育面でどのような支援が可能か整理し、具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。以上で三谷議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○15番（三谷喜好） ただいま町長の答弁を聞きまして、私もう質問やめようかと思うぐらい落胆したんです。なぜか、予断をもって本町の被害想定する見込みは考えられないと言わされましたね。なぜですか、なぜ予断ができないんですか。3.11において、2011年の3月11日の14時46分に、3.11地震がありました。ちょうどその時に、局長が、原田議員が局長で議会中でして、テレビ見たら、これどこの国のことやと言ったら、日本じゃと言うて、頭に私はこびりついております。あの地震の怖さ。私は自慢じゃないんですけどね、中越地震には2回行きました。そして、あの3.11にも2回行っております。熊本地震にも行っておりますよ。そして、こないだ起きた能登にも3回行っております。町長、あのね、地震の現場行ったことないと思いますが、これは予断することはできないどころじゃないんですよ。砥部町は、中央構造線が通ってますよ。これは、普通のまちと違うんですよ。もう1つつけ加えれば、中央構造線の南がわきにしか粘土は出ないんです。陶石は出ないです。それぐらい特殊な地帯なんですよ砥部は。ですから、そこらあたりを頭に置いて、今後対応を考えていただかなければ、今対処する、できないと言われておりますけれど、それは止めるることはできんでしょう。止めることはできないけれど、私が申し上げたいのは、その中で、どうしても避けて通れないことなんですよ。何か、死者です。そうして、これは十分な年齢を重ねて

この世を去るんじゃなくて、場合によっては妻を、夫を、娘を、息子を失う、本当に悲惨な現場なんですよ。ね、これが、人たちをどう対応していくかというのは、町の心構えでいくと思うんです。そしてこれを、あなたも伊予消防の副会長ですから御案内だと思いますがね、南海トラフによって、構成しとる市町村の死者数、伊予市が 557 人、松前は 258 人、砥部町は若干 16 人ですよ。でも、あの斎場では、一日で稼働をしても、20 人しかできない。じゃあ、40 日かかるんですよ。この人たちはどうするかということも、あんた卓上でプラン考えていただかなんだら、これは予想外ですなんて、考えられないなんて、これもってのほかじやと思うんですよ。そうしてこれだけは、町長より私の方が数いとると思いますけれど、いろいろ最期を迎えてお迎えする場、私もいろいろ行きました。しかし、1 人息子が今の医学では治らない、脳に腫瘍ができた、そして、いよいよ出棺するときに、母親がいかないでくれと言うて棺桶をさすったんですよ。そんときに、涙なくしては私どもおれませんでした。葬儀場の職員でさえ涙流したんですよ。いかんなことが想像されます。そして、各、私は全国の、この地震のとこ行ったときの首長さんと共通して言わわれることは、あの葬儀に出るぐらいつらい場所はありませんって言った。ね、顔かたちがしっかりしとりません、中には顔も見えない。やっぱそういうね、苦楽を共にし、砥部町のために今までいろんな貢献した人を、誰が当たるやわかりませんけど、最後のお納骨をするスタイルだけは、ちゃんと構えてくださいよ。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。その思いであったりですね、ということは、本当に強く伝えていただいたところかと思います。従前よりお伝えをしておりますように、砥部町の地域防災計画というものは、平成 25 年につくり、最終の改定が平成の 27 年でございます。これまでですね、私はこの議場でもお話をさせていただきました。そういう現実にそぐわないですね、状況が生まれているんじゃないかということで、ここに関して、早急に手をつけようということはですね、議員の皆さんにもお伝えをさせていただいたとおりでございます。そして、その前にですね、県の確定的なデータに基づかなければ、やはり実際の、具体的に、なおかつ即時対応ができるものにならないと考えております。ですが、それは地域防災計画において、そのデータに基づく必要があるというふうに理解をしております。一方で、初期対応、自治体内部の初期対応のマニュアルではですね、私が就任して以降、整備をいたしました。これは、内部的な動き等確認するものでございます。こういった役場の中の動きをしっかりと整え、そして、地域全体の計画を整えることが、ひいては砥部町全体の死者というものを減らすことができ、皆さんの生命と財産を守ることにつながると私は確信しております。そういう動きをしているということですね、再度お伝えをいたしまして、三谷議員の御質問に対する答弁といたします。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 今、町長さんね、言われたように、私やってゼロが望ましいですね。1 人もいない。しかし、何人かは出るんですよ。そのときに、今さっき言ったように、斎場で一日フルで稼働したって 20 人しか処理できません。そこに持つていって、いわゆる身元不

明人は検視がいりますから、時間がかかるんですよね。じゃあそのときに、例のドライアイスでは2日ぐらいしかもたんでしょう。ドライアイスが、もうどっこも事故が起こっておりますから、供給ができない。これが大変なんです。だから、こういう対策なんかはね、何にもほかじやない、簡単にやれるでしょう。そういうときはこうするんだ。ね、それを私は申し上げてるんです。

○議長（東勝一） 質問ですか。

○15番（三谷喜好） 質問よ。今広がったし。言わんとすることは、そういう人は想定外やったんですよ、でてきたときに。こんなことは、あなた、なんぼでもできるでしょうが、できないですか。やると言えばいいことじょ。いろいろそういう地域防災計画の中で、考えますと言えばいいんですよ。難しいことないじょ。難しい。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の質問の、すいません、私が理解力が及ばず意図がわかりませんで、再度そういった形で尋ねてしまい、大変恐縮でございました。そういうことも含めて、地域防災計画にてしっかりと実需のあたりがどうなのかっていうところも、確定的なデータに基づいて対応いたします。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 要するに、私がお願いしたいのはね、最期をお迎えした人を、どのような形で、ああいう地震が起きたという背景の中で、いろんなシミュレーションできるんですよ、そういうことは。どうかそういうふうに、砥部町では、もちろん町がするもんじやない、葬儀場がやってすることですがね。順番もあります。難しいことが、いろんなことが起きていくと思います。これは、よその町村参考にしてもらえばわかると思うんですけどね、やっぱりこれを、やっぱり最期ね、町長、言うてきます、らしいです。わしの子、うちの子を何日置いとくんだと、来るらしいです。だからそこらのね、対応は、やっぱり先進地を参考にして、どうか最期のお見送りする人に、温かい見送りしていただけたらと。それを言いたいので、あえて質問したんです。1点目はそれで終わります。2点目についてでございます。児童放課後クラブの待機児童について、私が知ったのは、7月の初めでございました。これ、町長、いつあなたは御存じになりましたでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。私が2月に就任をいたしまして、具体的な、2月、3月というのを申し上げづらいんですが、年度の前にはこういった見込みであるというふうに、早い段階で、確定した段階で、その担当課からも伺っていたことでございます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 今、2月言われましたね。3月にしても、4、5、6、7、8、本当言うたらね、私、予定稿でこれ出したら、もう夏休みにね、あるいは解決してくれよと言うて、私はこれを本当は下げるくらいな気持ちでおったんですけど、まだそういうあれがないということ、そして、麻生校区には6人の議員さんがおいでるので、私があえて言わなく

ても、その方々がやられると思っておりましたけれど、それが出なかつたもんですから、申し上げるんでございますが、ちょっと時間がかかり過ぎましたですね。それともういっちょ、予定稿にはなかつたんですが、今の答弁の中で、麻生小学校云々言わされましたね。教育長、いつ相談がありましたか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 三谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。私が相談を受けたといいますか、子育て支援課から相談を受けたのはですね、決算審査ですか、の後にですね、課長の方から、こういうような状況でということで相談を受けました。で、今年度に入りまして、私はですね、7月下旬ぐらいだったと思うんですけども、待機児童が出てるということは耳にはいたしておりました。その段階でですね、私の方でですね、その話を持っていくということができなかつたということにつきましてはですね、今本当に反省をしているところでございます。子育て支援課の方からの相談がありまして、早速課長とですね、学校教育課長とですね、麻生小に出向きました、そして、校長とも一緒にですね、どういうスペースが利用できるかということはですね、協議をしてまいりました。その状況をですね、今の子育て支援課と共有をしているところでございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 町長がよくね、空いとる部屋を利用する、私は賛成しております。ちょっと時間が長いですかね。聞いてから、その学校と対応することが。一方は文部省、一方は厚生省かもしれないけれど、トップはあなたなんです。あの子ども、児童待機してるとこども、実はあなたの子どももみんな同じでしょ。そういうね、愛情を持って、もっと早くやってもらえなかつたかと、残念極まりないです。そしてね、私が知ったんは、実は7月。去年の11月、砥部町に引っ越してきたんです、麻生小学校の近くへ。そして、砥部町は子育てにやさしいまちだからということで来た。ところが、7月になって、ある病院に勤めてる方が、三谷さん、私は今月31日で辞めますって。どうしですか言うたら、いや、子どもが中心ですからということで、じゃあ私が言うてみましょうか言うたら、その方が何と言ったと思いますか。三谷さん、砥部へ来てまだ5か月たたんもんが、行政にそんな無理が言えますか、私のことは私が解決します。その方は、17年勤めた職場を去らんといかん。やっぱこういう現実を見てね、迅速にやっていく、少なくとも私は夏休み中に解決に近いものがあつたと思つるんですが、違いますか。見通しとして、いつごろ解消できると思いますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。まず前提といたしまして、放課後児童クラブの受入れというものは、面積当たりに人数が決まっているということでございます。ですから、今年、待機児童が23人出たということはですね、これまで砥部町が準備してきたその建屋であつたりですね、その教室というのが、そもそも想定に全く合つてない状況が生まれてきた、これまでの砥部町の考え方ですね、現実となかなか即してこなつたんじゃないかなというふうに思います。その中で、今年生まれた中で、継続的な協議をしてきましたが、夏休み中に解決できなかつたこと、それはですね、私も非常に反省すると

ころでございます。ですので、そのあたりもですね、もう迅速に協議を進めまして、何とかですね、空き教室でこの面積のことをクリアしたとしても、見てくれる人がいるのかという、なので、面積と、人の、この2つの問題があるということでございます。ですので、そのあたりは早急に進めていこうと思っていますが、先ほども、当初の、最初の答弁でお答えをしましたとおり、正直ニーズの上がり方というものが、私たちを相当超えてきそうだというふうに思っていますので、空き教室を開放したとしても、その23人をですね、23人あるいはもっと増えてくるニーズに対応できるかというのが、なかなか完璧に読みきれないところでございます。そういう状況も、私は看過できないと思っていますので、そのですね、放課後児童クラブの建屋の面積を広げるということも、念頭に入れて検討をしているという状況でございます。これもですね、財源の話が出てくるかと思うんですが、財源については、昨日の答弁でもありましたように、LEDの一括での契約を今回の議会でも上げさせていただいているが、それによって、建設費というのもですね、比較的余裕が出てる状況だというふうに考えています。ですので、国・県の補助を活用しながら、ある程度の財源も確保した中で、その建屋の増築であったりっていうこともですね、念頭に入れています。見通しとして何年かということは言うことはできないんですが、そのあたりも早急に設計を含めて、進めていこうと思っておりますので、この問題は、今検討を進めているんじゃなくて、今作業も始めている段階だと認識しておりますので、できるだけ早く解消できるように努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 今の町長の答弁、恐らく待機児童の何人かの方は、インターネットで見るとと思います。これが砥部町長の判断でございますので、その方が砥部町に見切りをつけて他の学校行かれるか、それはわかりません。選択、私ども予測はできませんが、かなり期待していた、子育てのまちということを期待していたことは事実でございます。それも、やっぱりいかにマッチングさすかね、期待を裏切らないように、看板に偽りありじゃなくて、今言ったように、急にあなたも町長になってから、それは、急に増えてきたことですから、でも、対応ちゅうものはね、もう少しスピードがあってよかったですと思うんですが、どう思いますか。もうあれが精一杯ですか、今のこの状態が。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 先ほども申し上げたことになりますが、このスピード感というものがしっかりと出すことができなかつた、夏休み中に解決できなかつたことに関しては、私も何かもっとできることがあったんではないかなというふうに思っています。ですが、それをですね、反省するだけではなくて、もう次の手を打てるんじゃないかということで、検討をしておりますので、そういった、看板に偽りがないと、三谷議員からもですね、お認めいただけるように、精進してまいりたいと思っております。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 期待をしておりますが、今も言われたように、私は先ほど申し上げましたように、待機児童、千里におろうが、砥部におろうが、麻生におろうが、宮内の砥部に

おろうが、みんな子どもはあんたの子どもでしょ。そうでしょ。平等に、こここの子どもは難儀せい辛抱せいではなくて、平等にやる。それが、町政を担当しとるあなたの、親としての責務じやと思います。せいぜいスピードを上げて、どうかこの問題には取り組んでいただきたい。もうくれぐれも、一日でも早く、空き教室を利用してやるということは賛成でございますが、できんことはいけないんですけど、仕方ないと、もう1つ、先ほど人員確保云々言いましたですね。担当する職員ですか、あるいは2時間ほどの勤務で、人を集めるのが大変だと言わされましたけれど、私はね、ベストな人を1人言うとりますよ。2時間勤務でいいかと言うたら、私でできることならやります、これは、たまげるぐらいな人ですよ。人の心配いらんですよ、やってくださいよ。自信持って申し上げております。

○議長（東勝一） 質問ですか。

○15番（三谷喜好） そうです。

○議長（東勝一） 人数に対する質問ですか。人を確保することに対する質問ということですか。

○15番（三谷喜好） そうです。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。そういったことがあれば、私たちとしても大変心強く思いますので、早急に、その空き教室、そして、建屋のことも含めて、進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） そういうことを、子育て支援課の方に言うたらいいんですね。いつでも立派な方がおいでますんで、心配ありません。1人はですよ、参考にしていただいたらと思います。次に、台湾の有事の際の、鶯歌区の町の対応についてお尋ねいたしました。御案内のとおり、私もある台湾海峡を、4万6,000tの船に乗りまして通りました。これは、波つちゅうのはね、桁違いの波なんですよ。20メートル、今その向こうで行きよった船が見えんぐらいです。しかし、そこを通ると、その台湾海峡を通って日本来ることは、これは、もうかなりの物質的な損害が生じることも、皆さん御存じやと思います。有事の際、これはね、私が思うのは、恐らく陶芸関係の釉薬、薬ですよね、これを持ち出すの、一番中国は、これ固有名詞使ってあれですが、嫌がると思うんです。そういうものを確保してる、そして、その人材を受け入れる、そして、今後永劫、砥部焼との交流ができるように、受け入れはね、人を受け入れやなくて、そういう品物を受け入れて保管するというのも、これ、相手が、いやいいです言えば別ですけれど、その提案するのも、1つの方法だと思います。はい、それについて答弁。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。人材、そしてですね、その陶芸の文化的なものを守ることでも、そういった有事の際に、できる可能性があるんじやないかという、そういった御質問だと私は認識をいたしました。確かに、そういったことも必要になってくるというふうに考えております。ウクライナの人道支援の一環においてはで

すね、ほかの自治体においてはですね、人の受入れというものを行っていたというところがございます。砥部町という小さな自治体で、どこまでできるかというのはですね、なかなかそのときに対応せざるを得ないところもあると思うんですが、できる限りのそういういたることもですね、考えていくべきだなというふうに思っております。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 実は私の知り合いの九州の町村で、やっぱりこういうふうに覚書はしておりますけれど、有事の際のはしていないけれど、もし有事の際には受け入れますと、町として、いうスタイルを持っております。やっぱりこれもいろんなあれがあろうと思いますが、やっぱり我々は、もちろん人も大事ですけれど、その台湾の文化、陶芸文化というものを継続するためには、どうしても残さなければいけないもんなんです。一方では、それをね、渡すまいとする国があることも事実でございます。そこらあたりをよく理解して、今後両国は、永遠に、砥部町と友好関係を結んでいてよかったですと、そう言われるね、台湾、国じやないですから、国として認めてませんからね、関係が未来永劫続くことを心より御祈念申し上げまして、大変多弁申し上げましたが、私の言わんとするところ、どうか御理解いただきまして、私どものできる限りの協力はいたしますので、よろしくお願ひ申し上げ、私の持ち時間まだ12分残っておりますけれども、このあたりで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員の質問を終わります。12番松崎浩司議員。

○12番（松崎浩司） 12番松崎浩司でございます。今日は2点質問をさせていただきます。1問目は、既存施設の有効活用をということで、既存施設の有効活用についてお尋ねいたします。現在、町内の施設におきましては、利用頻度の高い施設もあれば低い施設もございます。とりわけ、文化会館3階や中央公民館3・4階の利用は低調で、使用率もかなり低いと思われます。新たに箱物をつくると、どの施設にも共通することですが、建設費などのイニシャルコストからはじまり、人件費、光熱水道費、時がたてば避けることのできない修繕費など、多額のランニングコストも必要になってきます。人口減少社会の今、新たな箱物は必要ないと考えます。本町の財政規模からみた資産の保有量も踏まえ、既存の施設の有効活用、また、施設の移転・統廃合について、町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。2点目は、町道原町麻生線の整備促進をということでお尋ねいたします。現在、町道原町麻生線は、麻生保育所への送迎をはじめ、利用頻度の高い町道となっております。とりわけ三角121番地先から三角70番地先までの約160mは幅員が狭く、離合がしにくいため、利便性が低い状況となっております。新築した麻生保育所への通園のため利用する上原町、原町、南ヶ丘、南ヶ丘北、上野団地、高尾田地区の保護者目線で、送迎の利便性を高めるとともに、交通事故を未然に防ぐ意味からも、早急な整備が必要と考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。以上2点です。よろしくお願ひします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 松崎議員の御質問にお答えをいたします。初めに、既存施設の有効活用をとの御質問ですが、新たな箱物建設は、建設費に加え、維持管理に多額の費用を要し、

人口減少が進む将来において、財政を圧迫する大きな要因となることは明白であり、私としても、松崎議員の危機感に同感するものだと思います。現状といたしましては、令和5年度に改訂いたしました砥部町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正な管理を進めています。しかし、施設の老朽化は一層進行しており、特に、御指摘のあった文化会館や中央公民館等、一部の公共施設においては、老朽化に加え、利用率の低い施設やスペースがあることも認識しております、これらの施設をどのように有効活用していくかが喫緊の課題であります。松崎議員の御質問にありました中央公民館においては、夏休みに勉強スペースとして開放したことに加え、今後、子どもの居場所づくりの場所として活用できないかということをですね、現在検討をしております。第2次総合計画において、将来にわたって持続可能なまちづくりを基本目標に掲げる本町にとって、公共施設の在り方を見直すことは不可欠であり、全公共施設の利用状況、維持管理費、今後の改修・更新費用などを改めて精査してまいります。その上で、住民サービスの維持向上を大前提とし、利用者の利便性や防災機能の確保といった視点も考慮に入れながら、特に、利用率が低調な施設については、施設の統廃合、複合化、そして民間への貸出しなど、あらゆる選択について、大胆な再編も視野に入れて検討を進めてまいります。その一環として、民間企業とのマッチングを進めるため、廃校等活用プロジェクトをスタートし、本定例会において、バスターミナルの関連費を計上いたしております。これらの方針については、住民の皆様と情報を共有し、御理解をいただきながら、将来世代にツケを回すことのないよう、責任ある資産管理に強い意志を持って取り組んでまいります。次に、町道原町麻生線の整備促進をとの御質問ですが、社会保障費の増加や大型公共事業の着手などにより、財政状況が厳しい中、限られた予算を有効活用し、持続可能な行政運営を目指すため、事業の見直しにより少しでも財政の余剰を生み出す方策を鋭意進めています。本路線につきましては、令和4年度から測量設計に着手し計画を進めておりましたが、道路拡幅の必要性を鑑み、事業を凍結しておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。以上で松崎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一）　松崎議員。

○12番（松崎浩司）　1番目の既存施設の有効活用をということでございますが、町長と認識がかなりかぶってるかなあというふうに私は理解しております。今町長が、広報とべの裏面に、教えて古谷さんというコラムを掲載されております。第5弾のを拝見してみると、あるものを活用するという視点を大切にしていますと、私は極めて大事な姿勢だと思っております。新たにつくると、やっぱりコストがかかる。そして、今ある、先ほど私も、文化会館と中央公民館の使用率というものが低いと思われますという、ちょっとあやふやな質問だったわけですけど、これは、文化会館と中央公民館とでは集約の方法が、中身が違いますので、こういう方法、こういう、低いと思われますというような質問になったことは、御理解いただきたいと思いますけれども、やっぱり町長が言われたように、移転、集約、あるいは統合、民間への貸出し等々、積極的にこれからも取り組んでいただくように要望して、1問目は終わります。2番目の町道原町麻生線の整備・促進をということでございますが、6月議会で、土地活用につきまして、町長は前向きな答弁をされました。私も非常にありがたい、

麻生校区の議員でございますので、ありがたい答弁だったというふうに考えております。そこで、町道高尾田宮内線、もともとの国道33号ですね、ここから約2キロ半から3キロあろうかと思いますが、そこから新しい国道33号に連結する道路が、細い道はありますけども、ある程度、2車線とまでは言いませんけども、やっぱり最低4メーターの道路があれば、今後ですね、麻生幼稚園、旧麻生幼稚園の有効活用、跡地の有効活用、また通勤、そしてここに書いておりますけれども、麻生保育所への通園のための利便性が高まるんじゃないかなと。また、先ほど申しました6月議会での土地活用の前向きな答弁の中に、原町麻生線の道路拡張整備というのは、欠かすべからざる道路になろうかと、基幹道路になろうかと思います。この先は、最後伊予川内に連結しますんでね、やっぱり4メーター道路は、あの地域の発展・開発にとっては必要なものだと思いますけど、町長いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 松崎議員の御質問にお答えをいたします。そういったですね、本当に各町内全体を見渡したときに、その、ここを広げた方がいいんじゃないかなと、あるいはここもっと需要があるんじゃないかな、あるいはここを通した方が利便性が高まるんじゃないかなというですね、御要望を本当に多くいただいております。そういう中で、関係のですね、建設課としっかりと議論をした上で、優先度をつけて、そういう判断をいたしておりますので、確かにそういう思いがあるというのは十分に理解ができるんですが、現在凍結ということで、御理解をいただければ幸いでございます。以上です。

○議長（東勝一） 松崎議員。

○12番（松崎浩司） 令和4年度測量設計等々があったけども、今現在は、凍結してると。今後優先順位をつけて、町道の整備を取り組んでいくというふうな答弁をいただいたかと理解しております。くどいようですが、6月議会で、土地活用については前向きな答弁をいただきましたが、あの辺では、大体4ヘクタール、5ヘクタールの調整区域でありますけれども、土地があります。極めて大事な、また松山インターからも近い、そういうロケーションにありますので、優先順位をというと、どういうふうな判断があるのかわかりませんけれども、やっぱり極力一番上の方に持っていたら、あそこの道路拡幅、道路整備、そして、あの地域の発展・開発に取り組んでいただくよう要望申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 松崎議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時35分の予定です。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（東勝一） 再開します。13番佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 13番佐々木隆雄でございます。今回、全部で11人の議員が一般質問を行い、くしくも私、最後をお受けするようになりますて、感無量でございます。と言うと大げさなんですが、6月議会ですね、私は一般質問に入る前に、基山町の報告をさせてもらったり、ネットでの視聴の数のことなんかも触れながら、皆さんに、こう呼びかけました。町民にとって、議会が本当に身近なものになるように、お互いに努力していこうではありませんか。こんなことを言いました。それから、冒頭の町長の挨拶の中にも、参議院選挙のことに触れ、投票率が上がり、だんだんとこの政治について、関心を持つようなことが増えてるんじゃないかというふうな趣旨の発言がありました。そういう意味では、今私が申しましたようなことがありますね、この砥部町議会においても、町民の声をどんどんこの議会に反映させ、よりよいまちづくりを進めていこうという、そういうことにつながってきてるかなというふうに思いました。そんなことを最初に感想として言わせていただき、2問の質問を行います。1点目は、町内の道路陥没のチェックをということでございます。国土交通省が国道4,739か所で地下の空洞を確認し、うち119か所は陥没する恐れが高かったとする2024年度調査結果を公表しました。老朽化した下水道管が原因とみられる本年1月28日の埼玉県八潮市の県道陥没事故を踏まえ、この119か所全てで修繕に着手をし、そして、完了を急ぐんだいうふうな愛媛新聞の報道がありました。今年の猛暑と記録的な大雨による陥没事故が多発しております。町では、下水道事業は供用開始から、ここでは11年と書いておりますが、14年の間違いで、この場で訂正をさせていただきます。14年しか経過しておりませんが、水道事業は昭和40年供用開始、既にもう60年経過しております。少し以前のものになりますが、令和3年第1回町水道事業審議会資料によりますと、平成30年の管路更新率は1.14%ということで、これは、一巡するのに90年近く要することになる、また、有収率、管路経年化率も低下しているため、管路更新のスピードアップが望まれるといったコメントがありました。この管路更新のスピードアップの指摘に併せて、町内道路の空洞化チェック、これが必要ではないでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。2つ目は、今後の介護施策についての質問でございます。ちょっと数字がだらだらと出てきて申し訳ありませんが、町の高齢化率は令和2年33.3%、3年34.0%、4年34.4%、5年34.8%、6年35.3%と上昇しています。令和4年10月1日現在、町内の後期高齢者数が65歳から74歳までの3,513人を上回り3,539人となり、それ以降、75歳以上の高齢者は増加しています。要介護認定率というデータがありました。令和7年1月末、国が19.7%、県21.2%に対し、町は18.9%です。令和5年3月末、町は、県下でもこの数値は最も低かったというようなことをお聞きました。また、要介護度別認定率は、令和2年度以降、要支援1から要介護2の人が増加し、要介護3から5の人は横ばい傾向となっています。これらのデータは、全て砥部町包括支援センターからもらったものでございます。このような数値をもとに、町の高齢者の介護に関する施策の評価及び今後の重点的な施策について、町長の考えをお伺いいたします。以上2点です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。初めに、町内道路陥没

のチェックをとの御質問ですが、道路陥没の主な原因は、地盤の変化や下水道管などのインフラ設備の老朽化が考えられます。道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図ることを目的とした、各県の道路メンテナンス会議の下部組織として、道路管理者と地下占有事業者で構成された地下占有物連絡会議が設置されており、埼玉県での事故を踏まえ、現在、道路陥没を防ぐ取組のための議論が開始されており、今後、当該会議の対策方針や空洞調査などの詳細を受け、本町におきましても対応してまいりたいと考えております。現状として、公共下水道につきましては、供用開始から14年が経過しておりますが、管路の耐用年数は50年であり、管種は全て耐震管を使用していることから、懸念は少ないと考えております。なお、破損の有無や、硫化水素発生による腐食などに重点を置き、定期的に点検を行っており、現在のところ、破損や腐食は確認されておりません。また、水道管の管路更新につきましては、配水池の耐震改修や大規模な開発住宅地の管路更新を行っているところであります。これら事業の完了後において、限られた料金収入を財源とし、水道施設全体を勘案しながら、計画的に管路更新のスピードアップを図ってまいりたいと考えております。次に、今後の介護施策を問うとの御質問ですが、佐々木隆雄議員の御質問のとおり、本町の高齢化率は年々上昇しており、令和7年4月1日現在では35.3%、また、令和4年以降、75歳以上の後期高齢者数が65歳から74歳までの前期高齢者数を上回り続け、今後も増加の一途をたどる予想となっております。そのような中にあって、本町の要介護認定率は、令和7年1月末現在で18.9%と、国や県の平均を下回っており、県内でも低い水準を保っております。これは、町がこれまで取り組んできた高齢者施策、特に介護予防の取組が一定の成果を上げていることの表れであると受け止めております。具体的には、地域包括支援センターや社会福祉協議会が主となり、運動機能や認知機能の維持向上を目的とした介護予防教室の開催や、生活支援体制整備事業における住民座談会の開催、また、住民同士のつながりを育むサロンやカフェなどの通いの場づくり、地域の見守り体制の強化、地域で助け合う生活支援ボランティア活動などの支援に取り組んでおります。これらの取組により、要介護状態に至る前の段階で支援につなげることができており、要介護3以上の重度者の増加を抑え、高齢者の自立支援と生活の質の維持が図られているものと考えております。一方で、課題も見えてきております。要支援1から要介護1までの軽度者が増加していることから、日常生活の中で適切な支援を受けながら、自立した生活を継続できるような体制の強化が求められております。今後は、こうした課題に対応するため、介護が必要となる前の段階から、生活支援や社会参加の機会を更に充実させ、重度化を防ぐとともに、75歳以上の高齢者が急速に増加する中で、医療、介護、生活支援、住まいが一体となった、切れ目のない支援体制を構築していく必要があることから、地域包括ケアシステムの更なる充実を目指し、関係機関や地域住民との連携を一層強化してまいります。また、今後の高齢社会においては、認知症高齢者の増加も避けて通れない重要な課題となっております。今般、施行されました認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症にやさしいまちづくりを推進するため、認知症サポーターの養成や、認知症の方が地域の中で役割を持ち、安心して暮らせる環境の整備、さらには、見守り体制やICTを活用した見守り手法の導入についても検討を進めてまいります。加えて、家族介護者への

支援も、今後ますます重要となってまいります。介護が必要になっても、支える人も支えられる人も、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、町としても不断の努力を重ねてまいりたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） まず1点目の道路の陥没関係ですが、県の方の会議を受けて、また町の方でも具体的にチェックをするというふうな運びになるようなことでございましたんですが、町内で、何かこの陥没をしたというふうな事例というのはございませんか。

○議長（東勝一） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。下水道管が原因による陥没事故というのは、下水道管が供用開始されてからは、現在まではありません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 過去にもないし、町長の答弁でも、特に砥部町の現状からすると、そんなに心配はしなくてもいいのかなというふうなことは思ったんですけども、少しテレビなんかで見てましても、あちこちでこう陥没しているということで、調査して車で移動したりとか、なんか手動でやるような、そんなものでチェックしたりだとかいうふうにしておりますが、今後砥部町で、そういう調査するというような場合には、どういった調査が考えられるんでしょうか。

○議長（東勝一） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えいたします。調査につきましては、今議員さんが言われたとおり、車で超音波発信して帰ってくる、計測して、大体のおむねの場所をピックアップして、その後、詳細調査をそこに入れるというような格好で、陥没の調査を進めていくことになると思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えいたします。水道管につきましては、毎年度、漏水調査の方を行っております。これは、数十キロの範囲で行っているものでございますが、毎年これは行っております。それと、役場の方に水位を監視するロガーがありますので、こちらの方に漏水チェックを職員の方が毎日行っておりますので、異常がありましたら、職員の方で調査をし修繕するような形をとっております。以上でございます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） いろんなチェックも含めて、やっておられるというようなことなんだと安心はいたしました。あと1点お聞きしたいのは、答弁の中にもありましたんですが、管路更新がほとんど進んでないというふうなことで、第8次拡張の関係でというふうなことだったんですけども、今後、具体的にはどれぐらいのペースで、この管路の更新についてやつていこうというふうな、計画的なものはあるんでしょうか。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。管路更新率の方なんですけれども、平成30年度が1.14%でございました。そして、今の段階なんですけれども、令和2年度が0.88%、令和3年度が0.67%、令和4年度が1.49%、令和5年度が0.49%、令和6年度が0.66%となっておりまして、管路の更新率の方はさほど上がっておりませんが、現在は、第6、第7配水池の配水池関係の耐震化の方を行っております。こちらの方が工事完了できましたら、管路の更新の方に事業費を持っていけるとは思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） なかなかお金の問題があるんで、あれもこれもというのは難しいだろうというふうには理解しましたんですが、町長、極力急いでいただきて、やはり、管も聞きましたら、水道管で一番大きいので300ミリでしたですかね。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。水道管部で一番大きい管が、今350ミリがあります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） それで、下水管に比べるとちっちゃいとは思うんですけども、やはり350ミリの中に、いろんなものが今後溜まつてくるというふうなこともやっぱり考えられますし、早急な点検も必要かなとは思います。ただ、今言いましたんですね、財政的な問題もあるんで、あれもこれもというふうにはいけないということなんですが、その辺のことを見事に置いていただきて、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。それでは2つ目の方に移ります。こちらのところではですね、いろんなデータも含めて紹介もさせていただきました。今の答弁もありました。それで、砥部町ですね、認定率が低いと、それは、いろいろ担当課や社協のところで、そして、また町民のいろんなボランティアも含めた団体の取組で、こういうデータになってますというふうなことで、これは本当に一生懸命やっていただいているなというふうに思っております。が、片方ですね、これはうがった見方になるといけないんですけども、国や県が、この認定率が高いと、クレームをつけてくるというふうなこともあるやに聞いておりますが、砥部町はそういう心配はないんでしょうか、町長。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えしたいんですが、詳細のですね、現場のことに関しては、担当の介護福祉が一番わかっていると思いますので、この詳細については、介護福祉から答弁をさせていただきます。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えいたします。確かに認定率が低いということで、必要な方へのサービスが受けれない認定控え、俗に言う認定控えではないかというようなことがございますが、一応そういったことを結論で申しますと、ございません。本町につきましても、窓口の方で必要なサービスがある場合、相談が

来た場合につきましては、丁寧な御説明と国の基準に基づく調査訪問、また、医師の意見書に基づく審査会を経て、確実に漏れることなく審査をしておるところでございます。やはり、認定率が低いというのは、答弁の中でもありましたとおり、早期対応と予防の支援の強化というところであると思いますので、そのような認定率を抑えるといったようなことは聞いておりませんし、そのような対応もしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 砥部町がしっかりとそういう対応をしてるということで、改めて確認をしていただきました。校区別の高齢化率というのが、校区ごとに紹介しますと、砥部40.6、宮内36.0、麻生33.3、広田62.9、全体で36.7といった、これもデータがありました。令和6年度から8年度高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画によりますと、前期高齢者は令和2年以降減少し、先ほども言ったとおりなんですが、2040年度以降、再び増加に転じる見込み、このように書いておりました。後期高齢者は2035年まで増加し、この時点ではですね、前期高齢者の約2倍だというふうなことのようです。それ以降、減じますと。減じてくるという見込みですというふうなことがあります。基本理念、高齢者が生き生きと暮らせる地域社会を目指して、4つの基本目標を設定しております。それぞれの基本目標との関係で、以下、少しずつお尋ねしていきたいと思います。まず基本目標の1のところで、高齢者が生きがいを持って暮らせるための仕組みづくり、様々なことが出されておりましたが、その中に、私が気になったのが1点ありました。老人クラブ活動の支援という項目があります。ところが、残念ながら会員数がどんどん減少しているという事実もあります。私も原町老人会なかよしクラブというのに加盟していました。一番若くって、原町老人クラブ青年部なんというふうによく言われてたんですけども、残念ながら、やはり何年か前にもう解散してしまいました。会員数が減ってる中で、例えば新たな会員が1名増えれば、1万円でしたですかね、ちょっと金額忘ましたが、そういう制度がありましたんですが、今後、この会員がまだまだ減ってくるだろうということに対して、何か、この対応についてはお考えなんでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えいたします。老人クラブの今後の助成なんですけれども、これは、私ども当課といたしましても、本当に危惧して、なかなか解決策が見いだせてないところでございます。ちなみに先ほど御紹介いただきました新規会員がいた場合、こちら3万円の方の補助がございます。予算といたしましても、30人以上の適正クラブについては、3万3,000円の補助と、会員数に800円を掛けたもの、こちらについて補助をしておりまして、例えば令和6年度でいきますと、171万6,000円ほどの補助の方を全体でお配りしております。そういうことをしてでもですね、令和6年度には、5年から比べてクラブが2つ減って、もう17クラブになりましたよというようなことがございます。ちょっとこれについてはですね、なかなかちょっと老人クラブに入ってきた方の年齢がどんどん上がってきてますよと、こういった社会の中でですね、高齢化してますので、実際お話を聞きますと、結構な年までですね、もう就労をすると。特に砥部地区になると、農業であったりとかすると、もう本当に足が悪くなったりいけるぐらいま

でですね、もう仕事をされるので、なかなか老人クラブという意識がないですよというようなところで、入るところもなかなか難しいと、でも、入ると例えば90歳の方が新規で入ったりとかですね、なかなか難しいというようなところがございます。あと、それと介護予防の観点からですね、サロンの方をですね、こちらの方も展開しております、そちらにいきますと、内容的に趣味の会であったりとか、ちょっと活動内容がかぶるところがございまして、そちらの方ですと、社協の方の手入れもあつたりですとかということで、割と手厚くして、やはりそちらの方が人気があるとなるとですね、役員さんとかそういったところ、次誰が会長するとか誰が会計するとか、ちょっとそういったところあたりの垣根が低い、考えるところが低いということで、そちらの方に流れてきてるようなところもありまして、老人クラブの助成についてはですね、ちょっと当課としても、どうしようかなと悩んでいるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 私自身が入ってて、なくなった、先ほど話しましたが、やはり担い手がない、あと、やってくれる人がいない、役員になると、すぐ仕事が回ってくるだとか等々があって、なかなか役を受けてくれないとか、そういうことも理解もできます。これは、ここでどうこうしろということではありませんが、やはりみんなで考えていかないといけないというふうなことだとは思います。基本目標の2のところには、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくりというふうなことで、先ほどの町長の答弁の中に、認知症の対応のことについても触れられましたし、また、昨日の一般質問中で、高橋議員が取り上げておりましたので、認知に関しては省略いたしますが、高齢者を見守る地域の体制づくりの中にですね、成年後見人制度の必要性が一層高まると、そういうことが見込まれるとあります。以前も、私一般質問で、この制度についてちょっと質問したことはあるんですけども、この制度に関する告知、現状ではどういったことをしてあるんでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えいたします。告知といいますと、やはり一番よく使うのが広報ですね。広報であるとか、ホームページでの周知となります。ただ、やはりホームページの周知、これ、私もちょっと悩んでるところなんですけれども、どれだけ町のホームページを見てもらえるかというところがあって、ちょっと他にですね、いい周知の方法を、告知の方法があればというところで、ちょっと頭を悩ませているところでございます。ただ、こういった成年後見制度を利用しようかというようなところを、やはり必ず窓口の方に相談にまいりますので、そこで、町の方の包括の担当の職員が、この件についてもしっかり説明してですね、この制度が活用できるように対応をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 相談には来られているというふうに理解をいたしました。なかなか告知についても難しい部分もあるかと思いますが、いろいろ工夫をしていただければと思います。基本目標の3のところには、高齢者が健康で要介護にならない仕組みづくり、

特にここをですね、いろいろ議論もできればとは思うんですけども、先ほどの課長答弁の中にも少し触れられておりましたが、やっぱり高齢者の増加に伴い、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除など、制度では賄いきれない生活支援に対するニーズが高まると予想されます。こういった表現もありました。サービスの担い手開発、住民との協働による適切なサービス展開を図るよう努めるというふうに記されておりました。言葉では本当に簡単ではあるんですけども、町長、こういったことに対して、今後の展望については、いかがお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。これ、本当に昨日の一般質問の中でありました、その介護サービス等で賄いきれないサービス、ごみ出しもその1例の1つだなというふうに理解をしました。そういう中をですね、どういうふうに介護サービスの、その事業の範疇じゃないものをサポートするかってのは、本当に大きな課題となっています。そこでやはりですね、その地域住民の方がサポートしたところに関してのインセンティブであったり、例えば他の自治体だとですね、電子ポイントとかクーポンをお渡ししているような自治体などもございます。そういうふうにですね、民間とも違う、本当に住民の方と協働した、そういうサービス提供の形っていうのを模索しないといけないなというふうに考えておりますし、このことに関してもですね、介護福祉課とどういう形ができるのかということはですね、今も検討している段階でございます。何分非常に難しい課題であるというふうに、私も理解をしておりますけれども、こういったところもですね、少しでも、1歩ずつでも前に進めていけるように頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 基本目標4つというふうに言いました。最後の項目がですね、介護保険制度の充実に向けた仕組みづくりというところでは、私が気になるのは、今、この介護施設といいますか、様々な問題抱えてて、砥部町ではないようですが、施設の閉所だとかいうふうなニュースもよく聞かれます。介護人材の確保、これが一段と厳しくなるというふうに想定をされております。町としては、この介護人材の確保について、どうお考えでしょうか。これは、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。この介護人材の確保に対しての町の考え方ということでございますが、これは、介護人材もそうですが、建設の人材もそうです。保育の人材もそうです。砥部町でもそういったことはですね、町役場の単位でも非常に問題になってきていて、なかなかこのあたり難しいなというふうに考えております。ですが、そういったですね、ニーズに応じて必要な支援であったり、何ができるかということはですね、しっかりと検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。ですが、各産業において、同様の問題、砥部だと運輸業も多いです。製造業も多いです。そして、昨日の一般質問にありました、農業も多いです。ですが、いずれの分野につ

いても人材不足が叫ばれているということですので、そういった各産業のニーズっていうのをしっかりと把握しながらですね、適切なタイミングで、適切なサポートをしていきたいなというふうに考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） いろいろと私の方の問題意識も出させていただき、また、町長及び担当課の答弁もいただきました。特に、この介護問題については、何といっても国の制度そのものを大本にあって、国の言うことでいろいろ左右されるという、大変なこともあるかと思います。特に現場では、本当に厳しい運営を余儀なくされてるといった部分も多いと思います。しかし、国は国、しかし、町は町ですから、今後も一人一人の町民に寄り添った事業に取り組んで、事業として取り組んでいただけますように要望として伝え、私の質問を終わりります。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

~~~~~

## 日程第2 報告第8号 令和6年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について (報告、質疑)

○議長（東勝一） 日程第2、報告第8号、令和6年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。提出者の報告を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、報告第8号について御説明申し上げます。令和6年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。まず初めに、令和6年度砥部町健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字はありません。実質公債費比率は、昨年度より0.6ポイント上昇し、4.7%になりました。将来負担比率は、昨年度より7.6ポイント上昇し、54.1%となりました。次に、令和6年度砥部町公営企業資金不足比率ですが、下水道事業会計と水道事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。別紙として、監査委員の審査意見書を添付しております。1ページには一般会計等の健全化判断比率について、2ページには公営企業会計の経営健全化判断比率について、ともに7月30日に審査を受け、3、審査の結果及び意見の（3）のとおり、是正改善について、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。それでは、資料に基づき説明させていただきます。報告第8号、資料の3ページをお願いします。上の表の一般会計等の経営健全化判断比率ですが、令和2年度決算から令和6年度決算までの5年間の推移でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、備考欄の記載のとおり、いずれも黒字となっており、赤字比率は該当がございません。次に、実質公債費比率は、過去5年間で見ると増加傾向にあり、令和6年度は前年度より0.6ポイント増加しております。増加した要因といたしましては、近年借入れを行いました臨時財政対策債及び合併特例債などの据置期間が終了し、償還を開始したことにより、元利償還金が増

加したものです。実質公債費比率は4.7%となりましたが、早期健全化基準である25%よりかなり低い数値となっております。次に、将来負担比率ですが、54.1%となり、昨年度より7.6ポイント増加いたしました。増加した主な要因ですが、令和6年度は、松山南高等学校砥部分校教育寮新築事業や、消防第4分団・女性分団詰所整備事業などにより、新規起債発行額が増加したものでございます。いずれの指標についても、イエローゾーンである早期健全化基準を下回っており、財政状況が健全であることを示しております。次に、下の表の公営企業会計の資金不足比率ですが、下水道事業会計は3事業合せまして2億6,570万5,000円、水道事業会計は2億3,756万円の剰余金があり、資金不足はございません。以上で報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

~~~~~

### 日程第3 報告第9号 令和7年度（令和6年度事業）砥部町教育委員会点検評価について

（報告、質疑）

○議長（東勝一） 日程第3、報告第9号、令和7年度（令和6年度事業）砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江教育長。

○教育長（大江章吾） それでは、報告第9号、令和7年度砥部町教育委員会点検評価につきまして御説明をさせていただきます。報告第9号を御覧いただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和7年度砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおり提出する。令和7年9月12日提出、砥部町教育委員会。それでは、点検評価報告書の5ページをお願いをいたします。点検評価の方法でございますが、表のとおりSからDまでの5段階で自己評価をし、学識経験者に意見をいただきました。6ページから8ページにかけては、教育委員会の活動状況について記載をしております。9ページから11ページにかけては、評価対象の40事業とその評価の一覧表でございます。それでは、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。まず、学校教育の関係でございますが、13ページを御覧ください。就学援助事業でございます。経済的な事由により就学援助が必要な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を助成をし、児童生徒の就学の機会を確保いたしました。その表を御覧ください。6年度におきましては、要保護及び準要保護児童生徒合わせまして、小学校が140人、中学校が82人となっております。全児童又は生徒数に占める割合でございますが、小学校で13.6%、中学校で16.1%となっております。令和5年度と比較いたしまして、小学校は10人、中学校で6人増加をいたしました。全児童又は生徒に占める割合も、小学校で0.9ポイント、中学校で1.4ポイント増加をいたしております。次に

15 ページをお願いをいたします。特別支援教育推進事業でございます。支援を必要とする児童生徒が豊かな学校生活を送れるよう、有識者による相談や生活支援員を配置をいたしました。中段の表を御覧ください。4 の学校生活支援員の配置状況でございます。表中の括弧につきましては、対象児童生徒数でございます。幼稚園、小学校、中学校合わせまして 57 人に対しまして、支援員 30 人を、単独又は複数人に 1 人、配置をしております。また、5 の医療的ケアでございますが、医療的ケアが必要な児童 2 人に対する特別支援教育について、保護者及び関係機関と連携し、当該児童の障がいの状況に応じた身体介護の下、教職員の負担にも配慮しながら、適切な学習支援に努めました。次に 24 ページを御覧ください。キャリア教育推進事業でございます。中学 2 年生を対象に、職場体験学習を通して生徒の社会性の涵養に努めました。156 人の生徒が、昨年度より 4 社多い 61 社の協力を得て、11 月 25 日から 29 日までの間において体験学習を行いました。この職場体験学習は、基本 5 日間の学習となつておりますが、都合により 5 日間受入れが難しい事業所がある中で、5 日間通して受け入れてくださった事業所が 11 社増加をし、29 社ございました。御協力に感謝をするところでございます。そのようなところで、この事業の自己評価につきましては、A 評価とさせていただいております。次に 26 ページをお願いをいたします。部活動地域移行事業でございます。6 年度には、部活動に所属している生徒及びその保護者にアンケート調査を行いました。そして、地域部活動検討委員会を開催をして協議をいたしましたが、年度内に具体的な方向性を出すことができませんでした。そのため、自己評価は C とさせていただきました。次に、社会教育の関係でございますが、33 ページをお願いをいたします。青少年の健全育成事業でございます。3 の（1）とべの里冒険クラブ事業では、大学生とボランティアリーダーを主体として、小・中学生 12 人が自主的に体験学習を展開をいたしました。その中で、砥部町の魅力を発信する動画づくり、ふるさと CM 大賞えひめに応募し、入賞をいたしました。（3）のとべ焼博士事業では、砥部焼に関する高度な知識を身につけてもらうことを目標に、砥部焼体験事業を実施をいたしました。併せて、とべ焼博士検定を実施し、1 級は 3 人、2 級 2 人が合格をいたしました。38 ページをお願いいたします。コミュニティ・スクール導入事業でございます。5 年度に、麻生小学校を研究校として、他の学校に先駆けて導入をいたしました。6 年度は、その成果を基に、その他の小学校、小中学校において、学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進委員の人選、また、研修会を開催をいたしました。先行導入をいたしました麻生小学校の研究成果を参考に、町内の全ての小中学校で、7 年度から実施できる体制を整えることができました。そのため、自己評価は A 評価といたしております。次に 42 ページをお願いをいたします。文化会館の管理運営でございますが、6 年度は指定管理者の最終年度となりました。開館日数は変わりませんが、利用人数が昨年度より約 1 万 4,000 人減少をいたしました。全体的に利用件数が減少する中で、大規模なイベントの減少が大きな要因と考えております。そのようなことで、自己評価は C 評価といたしました。次に 47 ページをお願いいたします。坂村真民記念館でございます。6 年度の入館者数は 4,061 人で、昨年度より 881 人減少をいたしました。リピーター客の減少、事業のマンネリ化と情報発信力の弱さによる話題性の低下などが主な要因と考えております。現在、事業展開や財源確保

などについて、運営の健全化について検討をしているところでございます。そのようなことで、自己評価をCとしております。個別事業の説明は以上でございます。A評価が3事業、B評価が34事業、C評価が3事業となりました。また、方向性につきましては、事業の拡大を図るものが3事業、現状維持が37事業でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することになっております。今年度におきましても、学識経験者の意見といたしまして、小学校の校長や本町の山村留学センター所長などを務められました古田章氏にお願いをいたしました。52ページ以降に外部評価意見を添付しております。御参考に御覧いただきたいと思います。以上で報告第9号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番高橋久美議員。

○4番（高橋久美） 先ほどの評価の中で、Cが3件あると言われましたけれども、それは、具体的に見直していくという方向性でよろしいのでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問にお答えをいたします。そのとおりでございます。これから見直し、既に入ってるものもございますし、これから順次見直しをしていくものでございます。以上です。

○議長（東勝一） 高橋久美議員、よろしいですか。ほかにございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 議案第41号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第4、議案第41号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第41号について御説明申し上げます。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。下段の提案理由を御覧ください。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の上限額を改めるため、提案するものであります。それでは、改正内容について御説明申し上げますので資料の新旧対照表をお願いいたします。選挙運動用ビラ作成の公費負担額及び支払手続

について定めた第8条中、当該ビラの1枚当たりの作成単価限度額を「7円73銭」から「8円38銭」に改めます。2ページにかけてとなりますと、同様に、選挙運動用ポスターについて定めた第11条中、当該ポスター1枚当たりの作成単価限度額を算出する基礎額を「541円31銭」から「586円88銭」に改めます。議案書にお戻りください。附則です。この条例は、公布の日から施行することとし、第2項において、条例施行後、その期日を告示される選挙から適用する旨規定をしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第5 議案第42号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第5、議案第42号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 議案第42号について御説明を申し上げます。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。4ページの提案理由を御覧ください。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するとともに、育児のための部分休業の取得パターンを多様化するため、所要の改正を提案するものとなります。それでは、改正内容について御説明申し上げますので資料の新旧対照表をお願いいたします。第1条の改正は、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正となります。後述する条の追加に伴い、介護休暇について定めた第17条の引用部分に条ずれが生じることから、当該部分を改めます。次に、新設する第18条の2ですが、妊娠、出産等についての申出をした職員に関する意向確認等について定めるものとなります。同条は、妊娠出産等の申出をした職員に対し、任命権者が出生時両立支援制度等又は育児期両立支援制度等を告知し、当該制度の請求等の意向確認などの措置を講じることについて、3ページ中段にかけて定めております。同条の新設に

伴い、以降の条について繰下げを行うとともに、一部定義規定の見直しを行っております。4ページをお願いいたします。第2条改正は、砥部町職員の育児休業等に関する条例の改正となります。部分休業を請求できない職員を定めた第17条について、請求可能な職員の要件を緩和する改正を行います。第18条は、勤務時間の始期又は終期に限り、30分を単位に1日2時間まで取得可能とした部分休業を定めた規定ですが、取得可能時間帯の要件を廃止するとともに、これを第1号部分休業に改める改正を行います。5ページの下段を御覧ください。新設する第18条の2から6ページ中段の第18条の4については、新たに1会計年度につき10日間を超えない範囲で取得可能となる第2号部分休業について定めるものです。これにより、職員は毎日2時間以内の範囲で取得する第1号部分休業か、年間10日以内の範囲で取得する第2号部分休業のいずれかを選択することとなり、会計年度内において特別の事情が生じた場合には、変更ができることとなります。次の第18条の5は、その特別な事情について定めたものになります。7ページを御覧ください。部分休業を取得している職員の給与の取扱いを定めた第19条及び部分休業承認の取消事由について定めた第20条について、法改正に伴い引用規定を改めております。それでは、議案書3ページにお戻りください。中段の附則を御覧ください。こちらの条例につきましては、令和7年10月1日から施行しますが、2項の規定は、公布の日から施行となります。第2項及び3項は、経過措置について定めており、2項は、出産等の申出をした職員に対する措置について、施行日前に講じた場合の取扱いを定めており、3項は、新たな部分休業の取得パターンとなる第2号部分休業について、令和7年度は適用期間が平年の約半数となることから、上限日数を減じる旨規定をしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第6 議案第43号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正について (説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第6、議案第43号、砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） それでは、議案第43号の方を御覧いただきたいと思います。砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正についてでございます。砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年9月12日提出、

砥部町長古谷崇洋。提案理由でございます。砥部町山村留学センターの運営に係る費用に対しまして、相応する負担を利用者に求めるため、提案をするものでございます。新旧対照表の方を御覧いただきたいと思います。現在ですけれども、月額3万5,000円を徴収しておりますけれども、改正案といたしまして、月額5万2,500円とするものでございます。議案書の方にお戻りをいただいたらと思います。附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものといたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 1点だけお尋ねします。募集案内との関係で、いずれにせよ、これを決定してほしいという話だったかと思いますが、募集案内は、いつからやるような予定にしますか。

○学校教育課長（伊達定真） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。募集の方でございますけれども、10月に入りましたら、募集要項の方の印刷物の方を作成しまして、募集を始めたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員、よろしいですか。

○13番（佐々木隆雄） はい。

○議長（東勝一） ほかにございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時42分 休憩  
午後 1時10分 再開

~~~~~

#### 日程第7 議案第44号 砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部改正について (説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 再開します。日程第7、議案第44号、砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第44号につきまして御説明をさせていただきます。議案第44号、砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部改正について。砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。まず、提案理由でございますが、延長保育料及び一時保育料の納入におきまして、口座振替によるキャッシュレス決済を導入するため、提案をするものでございます。今回2つの条例の改正をお願いするものです。新旧対照表を御覧ください。まず、第一条の保育所条例でございますが、ここでは、延長保育料の納付方法を規定しておりますけれども、納税通知書の記述があり、これは、いわゆる現金納付を想定した規定を設けておりましたので、口座振替にも対応できるよう文言の修正をさせていただいたものでございます。2ページをお願いします。続きまして、第2条でございますが、一時保育条例でございます。ここでは、一時保育料の納付方法を規定しておりますけれども、現金納付を想定した納期限の規定を設けておりまして、ここでも、口座振替にも対応できるよう文言の修正をさせていただくものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第8 議案第45号 砥部町火入れに関する条例の一部改正について (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第8、議案第45号、砥部町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 議案第45号について御説明いたします。砥部町火入れに関する条例の一部改正について。砥部町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。まず、一番下の提案理由を御覧ください。提案の理由として、現行の気象注意報では使われない表現を改めるため、御提案させていただきました。なお、この条例に出てくる「火入れ」とはどんなものかについてですが、火入れというのは、森林の全伐後に、山に残った枝や葉などを燃やす行為、一定面積燃やす行為、または森林近くの原野などの土地で雑草などを燃やすという行為です。それでは、新旧対照表をお願いいたします。初めに、新旧対照表の現行の欄、右側を御覧ください。第14

条は、火入れの中止について規定しています。第1項では、中止の理由の1つに、「異常乾燥注意報」という表現で規定していましたが、左の改正案のとおり、現在使われている「乾燥注意報」に改めます。異常の二文字をとります。また、気象庁の注意報が発せられるときは、「発令」ではなく「発表」と表現されるため、改正案のとおり改めます。第2項も同様に改めます。次に議案書にお戻りください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第9 議案第46号 砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第9、議案第46号、砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第46号について御説明をさせていただきます。議案第46号、砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。最下段の提案理由をお願いいたします。提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を見直すとともに、介護休暇を取得可能とするため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第46号資料の新旧対照表をお願いいたします。第15条第1項中、「ときは、」の次に「休日等である場合、休暇による場合その他」を加え、同条第2項中、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、それと、「勤務時間の一部」を「勤務時間の全部又は一部」に改め、「いう。」の次に、「又は介護休暇」の条文を加えるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第47号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第10、議案第47号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第47号について御説明させていただきます。議案第47号、砥部町水道事業給水条例の一部改正について。砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。最下段の提案理由をお願いいたします。提案理由でございますが、災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難になると判断される場合に、他の市町村長が指定した給水装置工事者による給水装置工事の実施を可能とするため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第47号資料の新旧対照表をお願いいたします。第7条第1項に、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。」のただし書きを加えるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第47号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 11 議案第 48 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 11、議案第 48 号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 48 号について御説明申させていただきます。議案第 48 号、砥部町公共下水道条例の一部改正について。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 9 月 12 日提出、砥部町長古谷崇洋。最下段の提案理由をお願いいたします。提案理由でございますが、標準下水道条例の一部改正に伴い、災害その他非常の場合において、迅速かつ円滑に排水設備等の工事の実施を可能とするため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第 48 号資料の新旧対照表をお願いいたします。第 7 条第 1 項に、第 4 号「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けたものに工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」を加えるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 48 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第 12 議案第 49 号 砥部町こぶし食堂条例の廃止について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 12、議案第 49 号、砥部町こぶし食堂条例の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 議案第 49 号について御説明いたします。議案第 49 号、砥部町こぶし食堂条例の廃止について。砥部町こぶし食堂条例を廃止する条例を次のように定める。令和 7 年 9 月 12 日提出、砥部町長古谷崇洋。一番下の提案理由を御覧ください。こぶし食堂は、指定管理者の応募の見込みがなく、当該施設の役割を見直し、今後有効活用を検討するため、提案するものです。本条例の廃止によって、この施設は行政財産としては用途廃止となって、普通財産に転換することとなります。今後は、普通財産としていかに活用していくかを検討いたします。次に、附則をお願いします。この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第50号 令和7年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第51号 令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第52号 令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第53号 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第54号 令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第55号 令和7年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第13、議案第50号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第3号から日程第18、議案第55号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第2号までの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、一般会計の補正予算について御説明申し上げます。一般会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第50号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第3号ですが、第1条では、今回の補正は6億1,896万6,000円を追加し、補正後の総額を105億943万1,000円としています。第2条では、継続費の設定について定めています。第3条では、債務負担行為の追加について定めています。また、第4条では、地方債の変更について定めています。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いします。歳出の主なものについて御説明いたします。まず、1款議会費は、69万4,000円増額します。人件費の追加です。2款総務費は、3億5,374万4,000円増額します。財政調整基金への積立3億2,273万4,000円、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するための通学用自転車購入費用補助615万円及びのりあいタクシー制度の安定維持を図るための事業者支援759万円の追加などです。3款民生費は、2,209万3,000円減額します。保育所等のパソコン更新費用386万3,000円などを追加しますが、人件費が2,701万5,000円減額となるため、トータルで減額となります。4款衛生費は、6,078万6,000円増額します。猫の不妊去勢手術補助金交付事業の補助単価見直しによる150万円及び物価高騰対策として、6か月間の水道基本料金を免除するための水道事業会計の負担金5,692万6,000円の追加などです。6款農林水産業費は、94万3,000円減額します。マルチ栽培を推進するため、資材購入費の補助94万3,000円を追加しますが、人件費が193万6,000円減額となるため、トータルで減

額となります。7款商工費は、2,402万円増額します。旧麻生幼稚園跡地に布設されている水道配水管移設工事に伴い、水道事業会計の負担金2,392万2,000円及び伝統産業会館の空調機修繕275万円の追加などです。8款土木費は、4,006万1,000円増額します。町道3路線の維持工事費2,100万円及び町道高尾田上野線の改良工事費1,600万円の追加などです。9款消防費は、88万1,000円増額します。消防団第4分団及び第6分団詰所用地の一部について、歩道として利用するための分筆登記委託料64万3,000円の追加などです。10款教育費は、1億6,181万6,000円増額します。文化会館ふれあいホール舞台機構設備の改修工事監理委託料及び工事請負費の前払金1億5,715万8,000円の追加などです。2ページをお願いします。歳入でございます。財源として、14款国庫支出金を6,565万円増額、15款県支出金を66万2,000円増額、17款寄附金を100万円増額、19款繰越金を4億4,385万4,000円増額、21款町債を1億780万円増額します。4ページをお願いします。第2表、継続費補正です。文化会館舞台機構設備改修事業につきまして、工期が18か月にわたるため、令和9年度までの継続費を設定します。年割額は記載のとおりとなります。5ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。今回、2件の追加補正でございます。1件目ですが、2027年末の蛍光灯生産中止に伴いまして、町有公共施設について、リース方式により照明のLED化を行うため、債務負担行為を設定します。次に、2件目ですが、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画を2か年で策定するため、債務負担行為を設定します。期間、限度額につきましては、記載のとおりとなります。6ページをお願いします。第4表、地方債補正です。今回2件の変更です。1件目ですが、文化会館舞台機構設備改修事業の財源として、一般単独事業債1億1,780万円を追加します。2件目ですが、普通交付税の算定結果に基づき、臨時財政対策債1,000万円を減額します。続きまして、国保特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第51号、令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、今回の補正是事業勘定の歳入歳出予算に47万9,000円を追加し、補正後の総額を21億7,867万5,000円としています。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いします。事業勘定の歳出です。1款総務費を47万9,000円増額します。子ども・子育て支援金制度に対応するため、収納滞納システム改修委託料38万5,000円の追加などです。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款国庫支出金を38万5,000円と5款繰入金を9万4,000円増額します。続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第52号、令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、今回の補正是、歳入歳出予算に250万5,000円追加し、補正後の総額を4億1,182万5,000円としています。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いします。歳出です。1款総務費を250万5,000円増額します。子ども・子育て支援金制度に対応するため、収納滞納システム改修委託料の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款国庫支出金を250万5,000円増額します。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第53号、令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、今回の補正是、保険事業勘定の歳入歳出予算に1,348万3,000円を追加し、補正後の総額を23億2,905万5,000

円としています。第2条では債務負担行為の追加について定めています。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いします。歳出です。7款諸支出金を1,348万3,000円増額します。実績に応じて前年度超過交付分を返還するため、1,348万3,000円を追加します。2ページをお願いします。歳入です。財源として、8款繰越金を同額1,348万3,000円増額します。4ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正です。高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画を2か年で策定するに当たり、債務負担行為を設定します。期間、限度額は、記載のとおりです。私からの説明は以上です。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第54号、第55号を一括で御説明申し上げます。まず初めに、議案第54号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第2号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第54号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第2号。第1条、令和7年度砥部町下水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、令和7年度砥部町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で、人事異動に伴い、人件費が減額となり、補正予定額を193万1,000円減額し、4億2,462万3,000円とし、支出合計を4億3,556万8,000円とするものでございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を193万1,000円減額し5,677万3,000円とするものでございます。令和7年9月12日提出。砥部町長古谷崇洋。以上で議案第54号の説明を終わります。続きまして、議案第55号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第2号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第55号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第2号。第1条、令和7年度砥部町水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、令和7年度砥部町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業で、配水管新設及び布設替工事の補正予定額を2,392万2,000円増額し、合計6,627万2,000円とするものでございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第1款水道事業収益、第1項営業収益で、補正予定額は1,400万円で、内訳といたしまして、受託工事収益で開発工事の件数増による増額補正1,400万円、一般会計から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、水道基本料金免除に伴う負担金5,692万6,000円の増額補正、それに伴う水道使用料の同額の減額補正でございます。営業収益の合計は3億8,561万7,000円とし、収入合計を4億1,874万9,000円とするものでございます。支出につきまして、第1款水道事業費用、第1項営業費用を開発工事の件数増に伴う受託工事費の増額により、補正予定額を1,400万円増額し3億5,255万9,000円とし、支出合計を3億8,835万9,000円とするものでございます。第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第1款水道資本的収入、第4項工事負担金で、原町地区、旧麻生幼稚園前の配水管布設替工事負担金として、補正予定額を3,000、失礼しました、2,392万2,000円増額し1億2,292万2,000円とし、収入合計を1億9,170万2,000円とするもの

でございます。支出につきまして、第1款水道資本的支出、第1項建設改良費で、原町地区、旧麻生幼稚園前の配水管布設替工事の増額により、補正予定額を2,392万2,000円増額し2億2,001万2,000円とし、支出合計を3億7,500万2,000円とするものでございます。令和7年9月12日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第50号から議案第55号までの説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。5番日野恵司議員。

○5番（日野恵司） 中学校と高校に入るときの自転車の補助の問題でございますが、まず2点質問させていただいて、まず1点目はですね、前回の6月の全協の時に、165名が対象、掛ける3万の495万という補正をですね、組むんだというお話を受けておりますが、まず、この165名のですね、人数の、例えば麻生校区何人、宮内、砥部校区何人、広田何人、これの中身の問題がわかつておればですね、お話をさせていただきたいというのがまず1点目でございます。2点目なんですが、今の現状をちょっとお話をされておきますと、麻生校区の児童は、大半自転車通学なんですね。となると、中学校の時点で、もう入る時点で、自転車を購入するわけです。8万から10万ぐらいですね、大体自転車だと思います。ということは、今の中学生1年生、2年生、3年生は、もう既に自転車購入しとるわけですね。それでもってですね、中学校の3年間と高校の3年間乗れるように、親は中学校の段階で購入するわけですよ。よっぽど荒い乗り方をして、自転車を傷めたというのは、ごくわずかだと思思いますけれども、それでも修理をして、一部修理をして、高校も行くのに3年間は乗っけるというのが現状なんですね。そうしますとですね、この補助になる対象の人間というのは、宮内小学校、あるいは砥部の一部、徒歩通学の子どもさんに限定されると、こういう不公平がまず生じるということですね。砥部と宮内の、その徒歩通学の子どもにしてもですね、もう小学じゃないので、中学生ぐらいになると、移動手段として自転車購入するわけです。それで高校まで行くかどうかは別です。別ですけど、購入はすると。となると、この制度自体はですね、ごく一部の人間しか適用されないということに思うんですね。その点どうお考えなのかですね、お聞きしたいと思います。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの日野議員さんの質疑に対して回答いたします。まず1点目の165名の人数なんですが、6月の全員協議会の時には概算で出しておりました。今回9月補正に計上してます台数につきましては、まず中学校へ入学する対象者を各小学校ごとに算出しております。通学が学校から2キロ以上というふうになっておりますので、砥部中学校から2キロ以上の生徒さんを拾い上げてます。麻生小学校が71人、宮内小学校が4人、砥部小学校16人、広田小学校2人、計93人になります。これがですね、今度、来年の4月に入学する予定である生徒さんが185人、のうち93人の対象というふうに考えております。今現在、砥部中学校の3年生が今167人で、そのうち対象と考えておりますのが3分の2、112人っていうふうに考えております。こちらにつきましては、先ほど日野議員さんもおっしゃってました、現在、既にもう麻生小学校の子どもたちは、中学校に上がる時点で

自転車購入しています。基本的に、私の娘もそうでしたけども、中学校3年間、高校3年間乗れるような自転車、今、最近の自転車丈夫ですから乗れます。その分で、3分の2というふうな計算で出しております。中学校入学する想定が93、高校に入学する想定が112、合計で205台です。既に205台の補助金が3万円で試算しておりますので、615万という形で今回の補正予算として計上しております。もう2点目の御質問ありました、現在もう既に自転車を購入している方と、通学圏外ですね、2キロ以内の子たちの件なんですが、その方達につきましては、来年の4月で中学校に入って、2キロ以内で対象にならない子どもたちが高校生に上がる場合に、自転車を買いかえるっていうふうな想定はしております。その際には、対象になるというような考え方をしております。自転車なんですが、金額が1万円から、安ければもう安いありますけども、大体計算出ますのが、最近中学生乗ってる自転車は、大体7万5,000円ぐらいの自転車で、安い自転車屋さんがたくさんできております。最近。ですから、1万円から7万5,000円ぐらいの幅が、広い幅になっておりますので、通学になると考えたときに、やはり6年もしくは10年近く乗れるような想定で考えるとですね、7万5,000円とか8万円ぐらいの自転車を買われる親御さんが多いというふうに感じております。その感覚でいきますと、一番上限に考えるんではなくて、これはどうしてもですね、負担を、御家庭にも負担をいただくようになります。補助金が3万ですから、もし7万の買っても、4万5,000円の自己負担は家庭から出るということですので、皆さん、その高い自転車を買うとは考えられません。1万円の自転車買う方もいらっしゃるかもしれません。その場合、2分の1補助ということで、5,000円という補助金になりますけども、今通学圏内じゃない方が、中学校に通学しないんであれば、近所周りを乗る自転車で高級な自転車買うかと言えば、それもわかりませんけども、高級な自転車買う方もいらっしゃいますでしょうけど、今度高校に上がるときに、買いかえっていう考えの親御さんもいらっしゃると思います。総合的に考えてですね、高校に行くときに、今通学圏内じゃない2キロ以内の子どもさんも、高校に上がるときには買いかえる、そのときには対象になるというふうな形で、今の段階では考えております。以上でございます。

○議長（東勝一）　日野議員。

○5番（日野恵司）　ちょっとその不公平感という点でですね、あまりはつきりしないんですけども、自転車を買いかえる、あれはですね、先ほど言いましたように、現行乗ってる自転車というのは、恐らくもうそのまま修理ぐらいして、もう高校までいくんだろうと思いますけど、今の1年生から3年生までの間に対してはですね、徒歩の場合も、先ほど言いましたように、大体ほとんどの方が自転車持ってるんですね。持って、移動手段として、日常的なものを使ってると思うんですが、その子たちが改めて高校に行くときにですね、自転車を購入すると。それは、全然別に問題ないわけですね。問題ないんですよ。問題は、購入する人間もおれば、購入しなくて、もうそのまま継続で乗っていくという、この人間同士の、この不公平さがあるということを私は言いよるだけのことで、それであればですね、全体的に制度というのは、みんなを対象にしてですね、公平にするのは制度だと思ってますので、これになると、もう一部の人間しかですね、そういうその特典がないというのが現状だと思う

んですね。それであれば、最悪ですね、こういうものができるかどうかは別にしても、上限3万円までですね、今現在、例えば麻生校区とか砥部の一部のところで自転車通学されてる子どもさんもですね、高校に上がるときに、自転車が傷んだと、傷んだとから、それを修理すると、その修理の代金ぐらいは、せめてですね、その上限3万にして持ってはどうかと。こうなると、全体に対して公平感が生まれると私は思ってるんですね。今の制度だったら、本当にその、何ていうか、もう一部の、ここの人間だけしかできないというふうに私は感じておりますので、ぜひそういう点はですね、少しやっぱ考えていただく必要があるんじゃないかなということは思います。もし、そういう例えれば修理費用についてもですね、今現在、その購入されてる方については、もうその上限も見ましょうというふうなことができるかどうか、その点どなんでしょうか。

○議長（東勝一） 答弁できますか。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えをいたします。今回、この新しく制度として始める中で、その、どうしても昨年度までもらってなかつたけど、新しくできたからというところで、これは自転車以外にもですね、様々な補助金について、全く同じことが言える状況だと思います。去年同じもの買ったけど、去年は補助金がなかつた、だったら、私もそれを遡及的に対応してよつということは、やっぱり現実的に難しいなというふうに思います。この制度に関しては、今後も継続的に続けていく前提で考えております。それは、もう議員の皆さんには御紹介をさせていただいたとおり、分校の支援ということと、この町民の皆さんへの支援というのは、しっかりとどちらも行っていきたいというところでございます。なんで、このスタートで、しかもちょうど中学生に上がる時に購入をサポートし、それで、既に買われてる方は、高校のときでも買って乗りかえることには補助が出る形になるので、どうしてもですね、そのあたりに関しては、もうこの現状の制度を進めていこうかなというふうに考えております。ですので、去年の人も遡及的に対応させるっていうところであつたり、それを拡大させるってことは、現状考えてはいないというところでございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 確かにですね、どこかで線引きするというのは、絶対必要だと思うんですが、それは理解できるんですが、この今の中1、中3、この年代だけなんですね、問題なのは。矛盾してるのは。後の、今的小学6年生が中学校に上がる、これからず一つはですね、矛盾しないんですよ。そのままずっと並行して上向いていきますから、何も問題ない。今の制度でそのまま行けるんですけど、この部分、この1年から3年生のこの間だけが、私は矛盾してると思うんですね。ですから、確かにどつかで線引きするんだつたら、もう極端に言うたら、今度の新の中学1年生からっていうふうにすればですね、問題ないですよ。前もってどうのこうのと、云々という問題はないはずなんですね。やるんだったら、その1年から3年までの分の、その矛盾した部分のところも、しっかりと何らかの形で公平感を出す方がいいんじゃないかな、やらんのやつたら、もう今の6年生が中学校に上がる時点でバシッと切った方が、物事はすっきりするというふうに私は思っております。ぜひ、それに対する

答えは別にいりませんので、ぜひ、そういうことも含みおきいただいたら、ありがたいなと思っております。以上です。

○議長（東勝一） ほかにございませんか。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 今の日野議員に関連してお尋ねしますが、御案内のように、城南農協砥部支所に、自転車置場、通学する生徒の自転車置場があるん御存じですか。知らない。自転車置場があるんですね。そこが、どこが管理しとるかは別として、わりあい汚くなっていますが、外山の人は、そこから、外山やあれの人は、そこから自転車で来ます。ほて、バスに乗り換えて行くんですね。今話されどるのは、ストレートに学校へ行く人を、ストレートでバスで行く人のみしか考えてないんですね。ここらはどう考えられますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。従前の説明でも申し上げましたとおりですね、全員協議会での説明をさせていただきました、バスのですね、補助に関しても検討していると申し上げているということを、私ははつきりと記憶しております。それに関しては、当初の予算編成に向けて検討している段階で、そのですね、どちらもっていうことは、バスの補助もやって自転車もということは、ありえないと思ってます。制度設計で、やはり自転車なのか、そのバスなのか選択していただいてという形になると思うんですが、そういった方も、バスも自転車も使う方もですね、何かしらのサポートっていうのはできるような制度設計にはしていこうと思っていますが、その予算に関しては、当初の予算の編成に向けて、今検討を進めている段階でございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員

○15番（三谷喜好） 大体理解できましたんですが、自転車であこまで来られる方にも、事情があつて来るんですね。朝の早いバスに乗らんと行かないとかいうことで、事情がある。そこら十分含んであれしたいと思いますけど、どなたも、今JAの自転車置場のことについて御存じないようでございますが、ここらあたりももう1回見てですね、城南農協の重松の横にあるんですよね、行って確認してね、あこへ置きよることは事実なんですから、やっぱそこらもね、目配ってあげていただいたらと思いますので、よろしくお願ひします。以上。

○議長（東勝一） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号から議案第55号までの6件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よつて、議案第50号から議案第55号までの6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告につきましては、9月19日の本会議でお願いします。

~~~~~

- 日程第 19 認定第 1 号 令和 6 年度砥部町一般会計決算認定について  
日程第 20 認定第 2 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について  
日程第 21 認定第 3 号 令和 6 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
日程第 22 認定第 4 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について  
日程第 23 認定第 5 号 令和 6 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について  
日程第 24 認定第 6 号 令和 6 年度砥部町下水道事業会計決算認定について  
日程第 25 認定第 7 号 令和 6 年度砥部町水道事業会計決算認定について

(説明、質疑、決算特別委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 19、認定第 1 号、令和 6 年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第 25、認定第 7 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 7 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。古川会計管理者。

○会計管理者（古川雅志） それでは、認定第 1 号から認定第 7 号までの令和 6 年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算認定について御説明いたします。決算認定は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。今回の決算認定につきましては、本年も決算特別委員会を設置して、御審議していただけるものと伺っておりますので、議案概要での説明とさせていただきます。それでは、議案概要の 4 ページ、中段を御覧ください。認定第 1 号、令和 6 年度砥部町一般会計決算認定について御説明いたします。歳入 120 億 1,106 万円、歳出 113 億 4,143 万 3,000 円、差引額が 6 億 6,962 万 7,000 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源としましては、繰越明許費繰越額が 9 件の事業で 2,416 万円でございます。これにより、実質収支額は 6 億 4,546 万 7,000 円となっております。続きまして、認定第 2 号、令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について御説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入 24 億 3,091 万 3,000 円、歳出 22 億 735 万 5,000 円、差引き、実質収支ともに 2 億 2,355 万 8,000 円となっております。次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入 5,355 万 6,000 円、歳出 5,349 万 8,000 円、差引き、実質収支ともに 5 万 8,000 円となっております。続きまして、認定第 3 号、令和 6 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について御説明いたします。歳入 3 億 8,235 万 9,000 円、歳出 3 億 7,017 万 7,000 円。差引き、実質収支ともに 1,218 万 2,000 円となっております。5 ページをお願いします。認定第 4 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について御説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入 23 億 5,556 万 3,000 円、歳出 22 億 8,918 万円、差引き、実質収支とも 6,638 万 3,000 円となっております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入 4,198 万円、歳出 4,198 万円、差引き、実質収支ともゼロとなっております。続きまして、認定第 5 号、令和 6 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について御説明いたします。歳入 7,005 万 1,000 円、歳出 5,126 万 9,000 円、差引き、実質収支ともに 1,878 万 2,000 円となっております。続きまして、認定第 6 号、令和 6 年度砥部町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。収益的収入 4 億 6,920 万 2,000 円、収益的支出 4 億 3,947 万 8,000 円、資本的収入 2 億 3,412 万 7,000 円、資本的支出 3 億 7,509 万 8,000 円と

なっております。最後に、認定第7号、令和6年度砥部町水道事業会計決算認定について御説明いたします。収益的収入3億9,618万5,000円、収益的支出3億4,916万8,000円、資本的収入1億4,592万5,000円、資本的支出3億3,192万1,000円となっております。いずれの案件につきましても、令和7年9月12日提出、砥部町長吉谷崇洋。以上で令和6年度各会計の決算認定の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東勝一）　ここで、監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二）　決算審査の御報告を申し上げます。町長から審査に付されました令和6年度の砥部町一般会計、各特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、三谷監査委員とともに、去る7月29日から31日の3日間、審査を実施いたしました。審査に当たっては、各担当課・事務局より、予算執行の状況や事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合、確認を行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理につきましても、おおむね適正になされていると認められました。まず、全般的な事項といたしまして、全国的に人口減少や少子高齢化といった課題が加速していく中、本町においては、物価高騰への対応として、各種支援事業を実施するなど、地域の実情に沿った、きめ細やかな行政サービスを提供してきたことが認められました。そのような中でも、効率的な行政運営に努められ、一般会計の実質収支は前年度比3億3,000万円減となる6億4,000万の黒字となっており、良好な状況で次年度に引き継ぐことができたと見受けられました。また、近年回復傾向が続いている基金残高については、前年度より7,600万円の増となり、一定の目標水準を確保できている一方で、町債の残高については、前年度より2億8,000万円増加し、近年の大型事業や災害からの復旧事業等により増加傾向となっております。特に大型事業にかかる借入分については、据置期間が終了し、順次償還が始まることから、公債費は、今後しばらく増加見込みで、非常に厳しい財政状況になると思われるため、適正な財政運営と事務事業の効率化に尽くしていただきたいと思います。自主財源の要である町税収入は前年度より5,400万円減少しましたが、その主な要因として、経済対策としての定額減税などの一時的な措置によるものであり、全体としておおむね堅調に推移しており、地域経済の緩やかな回復が表れております。徴収率については依然高い水準を維持しており、滞納整理機構による効果はもちろんのこと、担当職員の不断の努力のたまものと評価するところあります。引き続き、費用対効果も考慮しながら、公平公正な課税と徴収に努めていただくとともに、徴収技術の引継ぎ、伝承による体制の維持をお願いしたいと考えております。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、非常に厳しい運営状況が伺えます。検討をお願いしている国保診療所については、受診者数の減少が続く中で、町の財政運営に対する中長期的な影響が懸念される状況にあります。今後は、地域の実情に即した効果的な医療サービスの在り方について十分に検証を行い、関係者間での議論を一層深めていかれることを期待しております。次に、下水道事業会計については、適正な入札執行などにより経費の節減に努められており、おお

むね良好な経営状況であると見受けられました。しかしながら、インフラ整備に係る企業債の借入れが増加し、これから償還のピークを迎えることが予想されますので、更なる金融の効率化・健全化及び財源の確保に向けた取組の推進、そして、接続率の向上に不断の努力が払われる事を望みます。また、水道事業会計についても、堅実な運営に努められ、料金改定の効果もあり、良好な状況であったと見受けられました。住民の生活基盤となる安定した水源の確保と、安心安全な飲料水の供給に向けて、配水池の耐震化に加え、水管の耐震化についても取組が加速されることを期待しております。終わりに、価値観の多様化による住民ニーズの多様化・高度化に加え、南海トラフ地震及び自然災害に備えるため、防災・減災対策など、喫緊の課題に対して果断に対処することは当然ですが、自主財源である地方税と依存財源である地方交付税・町債とのバランスには、世代間の受益と負担の観点からも十分な配慮が必要です。今後とも、住民福祉の増進を念頭に、住民の納得性の向上を図り、効率的な行政運営及び計画的な財政運営の推進に、一層取り組まれることを強く期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書より御了承いただきたいと存じます。以上で決算審査の報告は終わります。

○議長（東勝一） 説明と報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第7号までの決算認定7件については、監査委員を除く14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの決算認定7件については、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後 2時15分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（東勝一） 再開します。決算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に小西昌博議員、副委員長には木下いずみ議員が互選されました。御協力のほど、よろしくお願ひします。決算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、12月定例会本会議でお願いします。

以上で本日議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 2時16分 散会

## 令和7年第3回砥部町議会定例会（第3日）会議録

|                                          |                                                                                |                                                                      |                                                                            |                                                                      |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                    | 令和7年9月19日                                                                      |                                                                      |                                                                            |                                                                      |
| 招集場所                                     | 砥部町議会議事堂                                                                       |                                                                      |                                                                            |                                                                      |
| 開会                                       | 令和7年9月19日 午前9時30分 議長宣告                                                         |                                                                      |                                                                            |                                                                      |
| 出席議員                                     | 1 番 大平将司<br>4 番 高橋久美<br>7 番 柿本 正<br>10 番 小西昌博<br>13 番 佐々木隆雄                    | 2 番 木下いずみ<br>5 番 日野恵司<br>8 番 東 勝一<br>11 番 佐々木公博<br>14 番 西岡利昌         | 3 番 佐野沙知<br>6 番 木下敬二郎<br>9 番 原田公夫<br>12 番 松崎浩司<br>15 番 三谷喜好                |                                                                      |
| 欠席議員                                     | なし                                                                             |                                                                      |                                                                            |                                                                      |
| 地方自治法<br>第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町長<br>教育長<br>企画財政課長<br>商工観光課長<br>保険健康課長<br>子育て支援課長<br>農林課長<br>上下水道課長<br>学校教育課長 | 古谷崇洋<br>大江章吾<br>小中 学<br>森本克也<br>岩田恵子<br>堀潤一郎<br>池田晃一<br>松田博之<br>伊達定真 | 副町長<br>総務課長<br>地域振興課長<br>税務課長<br>介護福祉課長<br>建設課長<br>町民課長<br>会計管理者<br>社会教育課長 | 門田敬三<br>松田 熱<br>善家孝介<br>佐々木毅<br>白形大伸<br>門田 作<br>土居 透<br>古川雅志<br>山本勝彦 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                       | 議会事務局長 藤田泰宏<br>専門員兼庶務係長 酒井英生                                                   |                                                                      |                                                                            |                                                                      |
| 傍聴者                                      | 2人                                                                             |                                                                      |                                                                            |                                                                      |

## 令和7年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

### ・開 議

- 日程第1 議案第41号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第42号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部改正について
- 日程第5 議案第45号 砥部町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 砥部町こぶし食堂条例の廃止について
- 日程第10 議案第50号 令和7年度砥部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第51号 令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第52号 令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第53号 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第54号 令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第55号 令和7年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

日程第 18 議員派遣

・閉会

令和7年第3回砥部町議会定例会

令和7年9月19日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第41号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第1、議案第41号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第41号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第41号については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に関わる公費負担の上限額を改めるため、所要の改正を行うもので、審査において、委員から、値上げによる財政負担はどれくらいかとの質問に対し、候補者数によるが、仮に議員15名分とするのであれば、選挙運動用ビラについては1万5,600円程度、選挙運動用ポスターについては3万3,120円程度の財政負担となるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第42号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児  
休業等に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一）　日程第2、議案第42号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄）　総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第42号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第42号については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備及び育児時間のための部分休業の取得パターンの多様化のため、所要の改正を行うもので、審査において、委員からは、多胎児の、双子以上ですね、多胎児の場合の要件も同じかとの問い合わせに対し、多胎児の場合も同じであり、取得可能時間や日数が倍になることはないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一）　全員起立です。御着席ください。

よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3　議案第43号　砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一）　日程第3、議案第43号、砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司）　厚生文教常任委員会に付託されました、議案第43号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第43号については、砥部町山村留学センターの運営に係る費用に対して、相応の負担を利用者に求めるため、所要の改正を行うもので、審査において、委員から、山村留学センターの今後の位置づけについてはとの質問に対し、理事者から、これまで位置づけが十分に議論されてこなかったため、まずはその在り方から検討を始めるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終

わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第44号 砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第4、議案第44号、砥部町保育所条例及び砥部町一時保育条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第44号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第44号については、延長保育料及び一時保育料の納入において、口座振替によるキャッシュレス決済を導入するため、所要の改正を行うもので、審査においては、委員からは、町全体としてどのようにオンライン決済やクレジット決済の導入を進めていくのかとの問い合わせに対し、町全体でキャッシュレス決済を進める方針であるが、費用対効果を考慮し、課ごとに導入の要否を判断するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第45号 砥部町火入れに関する条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第5、議案第45号、砥部町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(佐々木隆雄) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第45号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第45号については、現行の気象注意報では使われない表現を改めるため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(東勝一) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長(東勝一) 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第46号 砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第6、議案第46号、砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(佐々木隆雄) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第46号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第46号については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を見直すとともに、介護休暇を取得可能とするため、所要の改正を行うもので、審査において、委員から、人員等の不足など業務に支障はないかとの質問に対し、業務に支障を来さぬよう配慮するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第47号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第7、議案第47号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第47号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第47号については、災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難になると判断される場合に、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、所要の改正を行うもので、審査において、委員からは、給水工事事業者の登録はどれくらいかとの質問に対し、水道事業における給水装置工事事業者は145社で、このうち町内業者は16社の登録があるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第8 議案第48号 砥部町公共下水道条例の一部改正について (総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第8、議案第48号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第48号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第48号については、標準下水道条例の一部改正に伴い、災害その他非常の場合において、迅速かつ円滑に排水設備等の工事の実施を可能とするため、所要の改正を行うもので、特に委員からの質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わりります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第9 議案第49号 砥部町こぶし食堂条例の廃止について (総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第9、議案第49号、砥部町こぶし食堂条例の廃止についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第49号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第49号については、こぶし食堂は、当該施設の役割を見直し、今後有効活用を検討するため、行政財産から普通財産に転換するための条例の廃止を行うもので、審査において、委員からは、今後の施設の利用方法、町としての優遇措置はとの質問に対し、11月後半をめどに、使用されていない公共施設の見学ツアーを実施し、運営業者の選定を進めていく予定、また、町としての支援については、現時点では考えていないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員

長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 50 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 51 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 52 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 53 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 議案第 54 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 55 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第 10、議案第 50 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号から日程第 15、議案第 55 号、令和 7 度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第 50 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、町有公共施設約 80 施設について、リース方式により照明の LED 化を実施するため、債務負担行為を設定しています。総務費の総務管理関係では、地方財政法第 7 条の規定に基づき、財政調整基金へ積立金 3 億 2,273 万 4,000 円を追加しています。次に、地域経済の持続的な発展に向け、連携・協力協定を活用し、町内外の事業者を対象に、町有休施設を巡るバスツアーを開催するための関係経費として 231 万円を追加しています。また、窓口 DX 推進のため、先進自治体の職員研修視察の旅費として、69 万 8,000 円を追加しています。審査において、委員から、町有施設を巡るバスツアーの内容はとの質問に対し、大阪で開催されるベンチャー企業向けのイベントでのプレゼン後、11 月後半にこぶし食堂・旧広田支所・旧高市小学校などを巡るバスツアーを実施し、成果を見て議会に報告するとの説明がありました。また、窓口 DX 推進に当たり、どういった先進事例があるのかとの質問に対し、国の先進モデルとして、多数の

視察を受け入れている静岡県裾野市を候補としている、また、日本で一番DXが進んでおり、本町の取組と業務における住民対応などの動線が類似しており、参考事例が多いとの説明がありました。次に、地域公共交通推進費として、のりあいタクシーの運営安定と維持を図るため、運営業者へ車両3台分の購入費として759万円を追加しています。理事者からは、本来車両変更に必要な費用で、新たな乗務員の確保ができれば、結果、のりあいタクシーを使う住民の福祉向上に資するものになると想っているとの説明がありました。次に、議案第54号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出を193万1,000円減額しています。減額の主なものは、人事異動等による人件費を減額するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第55号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第2号は、資本的支出を2,392万2,000円追加しています。支出の主なものは、旧麻生幼稚園跡地にある水道基幹管路の布設替工事を行うための工事費として、工事請負費2,392万2,000円を追加しています。審査において、委員から、敷地内にある塚への影響はないかとの質問に対し、影響しない場所に水道管を移設する形で確認済みであるとの説明がありました。よって、議案第50号、第54及び第55号の3議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算4件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第50号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第3号のうち、当委員会所管の主なものは、文化会館ふれあいホールの舞台機構設備改修工事を行うに当たり、継続費を設定しています。また、高齢者福祉計画、第10期介護保険事業計画を行うに当たり、債務負担行為を設定しています。民生費の社会福祉費関係では、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査経費として55万1,000円を追加しています。また、児童福祉費関係では、保育所等で現金徴収している延長保育料について、キャッシュレス決済導入のための関係経費として41万4,000円を追加しています。教育費の社会教育費関係では、文化会館ふれあいホールの舞台機構設備の改修工事に係る委託料194万円、工事請負費として1億5,521万8,000円を追加しています。審査において、委員から、分割工事によりコスト増が懸念されるが、今後の修繕計画はとの質問に対し、町全体の施設管理計画の中で、財政状況を見ながら実施していく、今回は舞台機構、今後はLED照明、音響設備、キュービック電源の更新等を計画しているとの説明がありました。次に、議案第51号、令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、事業勘定に47万9,000円追加しています。支出の主なものは、新たに子ども・子育て支援金制度に対応するための収納滞納システム改修費38万5,000円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第52号、令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、総務費の総務管理費関係に250万5,000円追加しています。子ども・子育て支援金制度に対応するための後期高齢者医療システム改修に関する経費で、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第53号、令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補

正予算第2号は、保険事業勘定に1,348万3,000円追加しています。前年度の交付金に対し、実績に応じて超過交付金の返還を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第50号、第51号、第52号及び第53号の4議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第50号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第50号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号、令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号、令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号、令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号、令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 16 質問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

日程第 17 質問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（東勝一） 日程第 16、質問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて及び日程第 17、質問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 質問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて。  
次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和 7 年 9 月 19 日提出、  
砥部町長古谷崇洋。提案理由、武智俊和委員が令和 7 年 12 月 31 日をもって任期満了となる  
ため、その後任の委員を推薦するため、提案するものである。対象が、住所、伊予郡砥部町  
八倉 340 番地 2、氏名、武智俊和、生年月日、昭和 34 年 11 月 13 日。再任となります。続き

まして、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和7年9月19日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由、金井宏之委員が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するものである。対象者、住所、伊予郡砥部町原町244番地、氏名、白方敬一郎、生年月日、昭和34年5月31日。新任でございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

諮問第2号の採決を行います。本件は適任であると答申することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

全員起立です。御着席ください。

よって、諮問第2号は、適任であると答申することに決定をいたしました。

○議長（東勝一） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

諮問第3号の採決を行います。本件は適任であると答申することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

全員起立です。御着席ください。

よって、諮問第3号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

### 日程第18 議員派遣

○議長（東勝一） 日程第18、議員派遣を議題とします。

お諮りします。10月8日にANAクラウンプラザホテル松山で開催される第63回四国地区町村議会議長会研修会に全議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をいたしました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。議員の皆様には、9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、議案を御議決いただきましたことに対して、心から感謝を申し上げます。これから、令和8年度予算の編成時期を迎えます。編成段階から私の考えを反映する最初の当初予算となつてまいります。健全財政を確保する様々な施策を講じながら、住民の皆様の福祉向上とまちの発展に向け、新たな施策にも積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。朝晩は少しずつ涼しくなり、残暑厳しいとはいえ、秋の気配が近づくのを感じております。秋雨前線や台風による気象災害への対応には万全を期してまいりますが、スポーツや文化、食を楽しむ季節でもあり、運動会をはじめとした様々なイベントも数多く開催される時期を迎えます。議員の皆様におかれましても御自愛いただきながら、実りの秋を堪能していただき、引き続き町政の進展に御協力賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（東勝一） 以上をもって令和7年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時14分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するため  
にここに署名する。

砥部町議会議長 東 勝 一

砥部町議会議員 柿 本 正

砥部町議会議員 原 田 公 夫

# 資料

## 決算特別委員会 委員名簿

令和7年9月 12 日

|    | 役 職  | 氏 名   |
|----|------|-------|
| 1  | 委員長  | 小西昌博  |
| 2  | 副委員長 | 木下いずみ |
| 3  | 委員   | 大平将司  |
| 4  | 委員   | 佐野沙知  |
| 5  | 委員   | 高橋久美  |
| 6  | 委員   | 日野恵司  |
| 7  | 委員   | 木下敬二郎 |
| 8  | 委員   | 柿本 正  |
| 9  | 委員   | 東 勝一  |
| 10 | 委員   | 原田公夫  |
| 11 | 委員   | 佐々木公博 |
| 12 | 委員   | 松崎浩司  |
| 13 | 委員   | 佐々木隆雄 |
| 14 | 委員   | 西岡利昌  |